

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年7月
九州女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会連携・社会貢献	89

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

九州女子大学の設置母体である福原学園の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者が掲げた「自律処行（じりつしよぎょう）」である。昭和 37（1962）年に開学した九州女子大学においても、建学の精神を学是「自律処行」として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2 章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、学園創立 60 周年（平成 19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、福原軍造『寿詩集』（昭和 52（1977）年刊行）の記載に基づき、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州女子大学学則（以下「大学学則」と記す。）第 3 条および九州女子大学大学院学則（以下、「大学院学則」と記す。）第 2 条においても、「本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。」と明記し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹としている。

本学の使命・目的は、大学学則第 1 条および大学院学則第 1 条に明示しているとおり、「教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成」である。この大学の使命・目的に基づき、令和 5（2023）年 4 月に家政学部および人間科学部を改組し、2 学部 4 学科体制に整え、学生が自らの資質を向上させ、社会的および職業的自律を図るために必要な免許・資格の取得を目指して、各学部が特色ある教育課程に基づく女子教育を実践している。

また、令和 6（2023）年 4 月に設置した大学院人間科学研究科の使命・目的は、大学院学則第 1 条に明示しているとおり、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の発展に寄与する」と定めており、人間の心理と文化に関する研究を通して、高度な専門性と実践力を有し社会の発展に貢献できる人材を育成する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は昭和 37 (1962) 年 4 月に開学し、今日までに至る沿革は下記のとおりである。

昭和37 (1962) 年 4月	九州女子大学を開学 家政学部家政学科を設置
昭和40 (1965) 年 4月	九州女子大学に文学部 (国文学科・英文学科) を設置
昭和41 (1966) 年 4月	家政学科に家政学専攻及び管理栄養士専攻を設置
平成 6 (1994) 年 4月	九州女子大学に別科日本語研修課程、生涯学習研究センター、健康教育研究センター、国際交流センターを設置
平成 6 (1994) 年 6月	九州女子大学に情報処理教育研究センターを設置
平成13 (2001) 年 4月	九州女子大学家政学部を改組して人間生活学科と栄養学科を、文学部を改組して人間文化学科と心理社会学科を開設
平成15 (2003) 年 4月	認証評価機関である財団法人大学基準協会に加盟
平成17 (2005) 年 4月	九州女子大学の文学部を改組して人間科学部人間文化学科と人間発達学科を開設
平成18 (2006) 年 9月	九州女子大学別科日本語研修課程を廃止
平成20 (2008) 年 3月	財団法人大学基準協会による大学評価並びに認証評価において大学基準に適合
平成22 (2010) 年 4月	九州女子大学人間科学部を改組して人間発達学科人間発達学専攻及び人間基礎学専攻を開設
平成24 (2012) 年11月	九州女子大学・九州女子短期大学50周年記念式典を挙行
平成25 (2013) 年 3月	九州女子大学人間科学部人間文化学科を廃止
平成27 (2015) 年 3月	公益財団法人大学基準協会による大学評価 (認証評価) 受審の結果、大学基準に適合 九州女子大学人間科学部人間発達学科を廃止
平成27 (2015) 年 6月	九州女子大学に地域教育実践研究センターを設置
平成28 (2016) 年 4月	九州女子大学に共通教育機構を設置
令和 2 (2020) 年 4月	認証評価機関を公益財団法人大学基準協会から公益財団法人日本高等教育評価機構に変更
令和 3 (2021) 年 3月	九州女子大学共通教育機構を廃止
令和 3 (2021) 年 4月	九州女子大学共通教育センターを設置
令和 5 (2023) 年 4月	九州女子大学家政学部を改組して生活デザイン学科を、九州女子大学人間科学部を改組して児童・幼児教育学科及び心理・文化学科を開設
令和 6 (2024) 年 4月	九州女子大学大学院人間科学研究科を開設

2. 本学の現況

・ 大学名

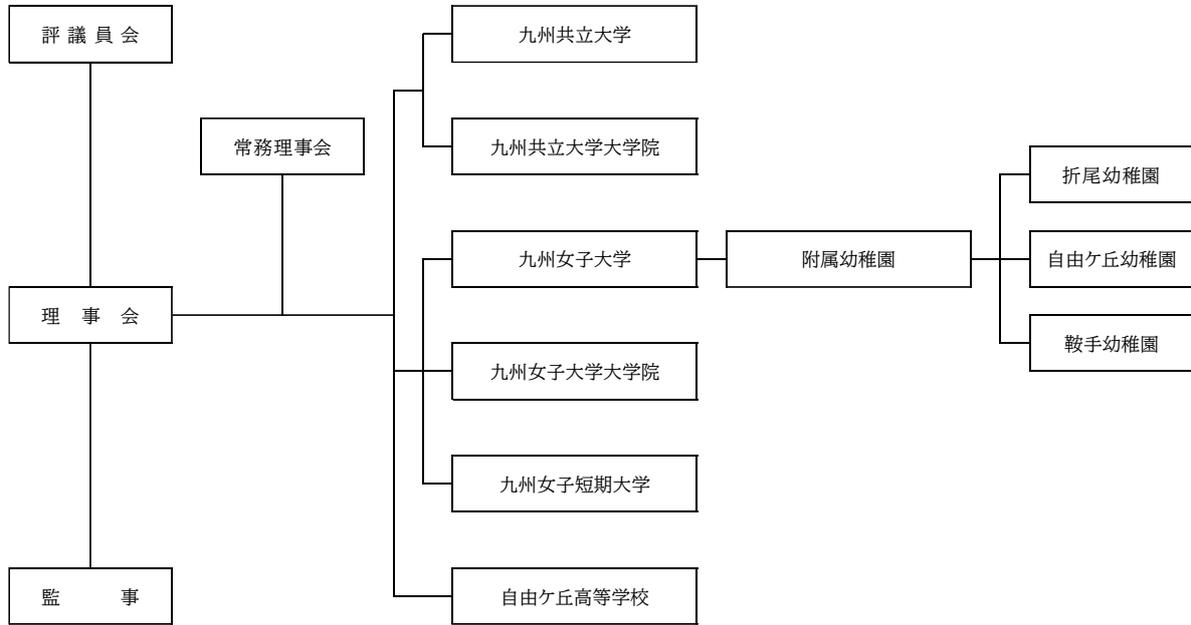
九州女子大学

・ 所在地

福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 1 号

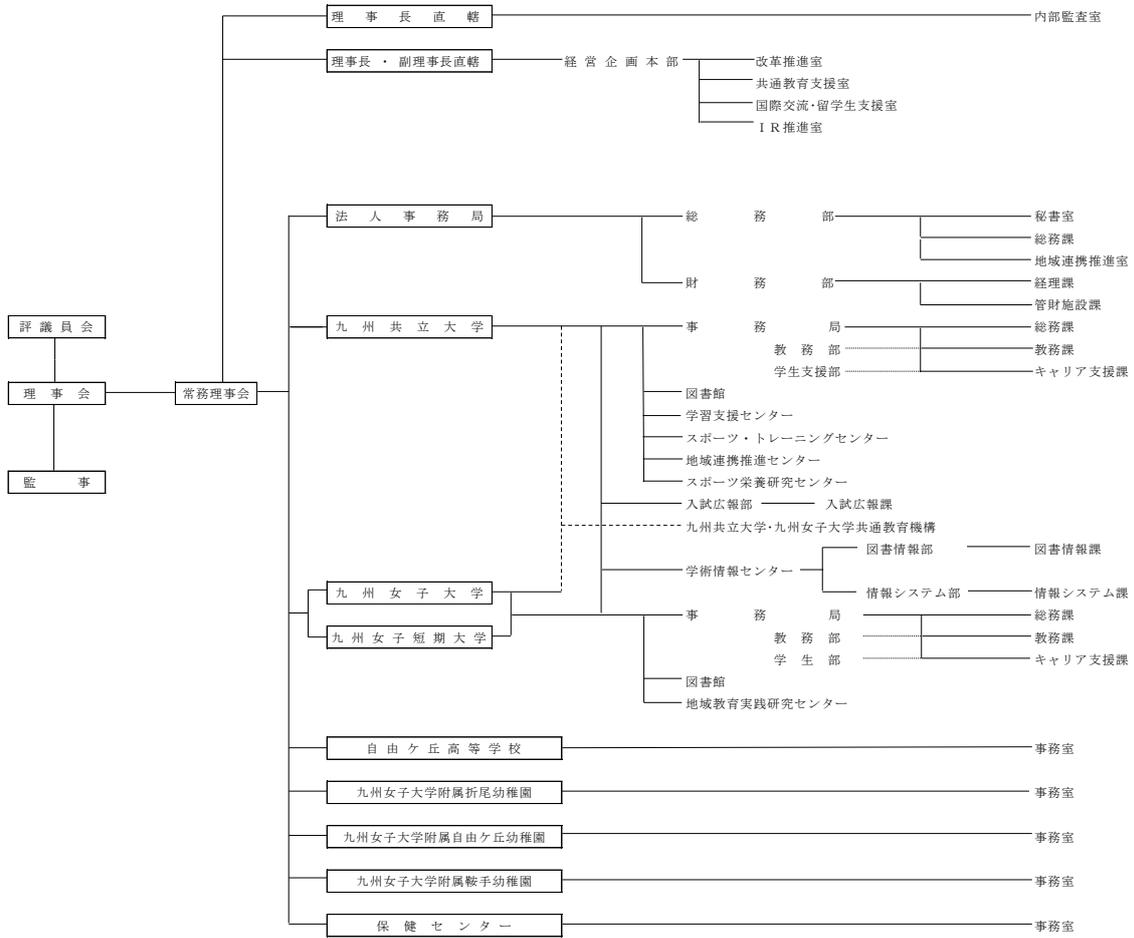
・学校法人組織構成図・事務組織図（令和6年（2024）年5月1日現在）

学校法人組織



九州女子大学

事務組織



・学部構成（令和6（2024）年5月1日現在）

学部・研究科	学科・専攻	入学定員	収容定員
家政学部	生活デザイン学科	60	240
	栄養学科	90	360
人間科学部	児童・幼児教育学科	100	400
	心理・文化学科	90	360
人間科学研究科	人間科学専攻	5	10

・学生数、教員数、職員数

【学生数】（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

学部・研究科	学科・専攻	1年次	2年次	3年次	4年次	計
家政学部	生活デザイン学科	43	36	—	—	79
	人間生活学科	—	—	44	47	91
	栄養学科	71	74	100	86(1)	331(1)
人間科学部	児童・幼児教育学科	95	83	—	—	178
	人間発達学科 人間発達学専攻	—	—	97	104	201
	心理・文化学科	89	81	—	—	170
	人間発達学科 人間基礎学専攻	—	—	85(2)	88	175(2)
人間科学研究科	人間科学専攻	12(6)	—	—	—	12(6)

（ ）は留学生で内数とする。

【専任教員数】（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

学部	教授	准教授	講師	助教	計	助手
家政学部	13	3	4	0	20	6
人間科学部	17	12	6	0	35	0
共通教育センター	0	0	0	0	0	0
人間科学研究科	0	0	0	0	0	0
合計	30	15	10	0	55	6

【職員数】（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

専任職員	臨時職員
28	14

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の設置母体である福原学園は、学校法人福原学園寄附行為（以下「寄附行為」と記す。）第 3 条において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする。」と規定している。【資料 1-1-1】

本学は、この寄附行為に基づき、大学学則第 1 条に「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と定めている。また、大学院では大学院学則第 1 条に「九州女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めており、これらは教育基本法および学校教育法第 83 条に則ったものである。【資料 1-1-2, 3】

建学の精神である学是「自律処行」に基づいた各学部および大学院研究科・専攻の人材養成及び教育研究上の目的については、大学学則および大学院学則で以下のとおり定めている。

各学部の人材養成および教育研究上の目的

（家政学部の人材養成及び教育研究上の目的）

第 3 条の 2 家政学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、人間生活とその環境に関する学問領域と食と栄養に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 生活デザイン学科は、人間生活とその環境に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。
- (2) 栄養学科は、食と栄養に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた管理栄養士の育成を目的とする。

(人間科学部の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の3 人間科学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、子どもの教育及び発達支援に関する学問領域と人間の心理・文化に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

(1) 児童・幼児教育学科は、子どもの教育及び発達支援に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

心理・文化学科は、人間の心理と文化に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

大学院研究科・専攻の人材養成および教育研究上の目的

(研究科の人材養成及び教育研究上の目的)

第6条 人間科学研究科は、人間の心理と文化に関する研究を通して、高度な専門性と実践力を有し、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(専攻の人材養成及び教育研究上の目的)

第7条 人間科学専攻は、人間の心理と日本語・日本文化について理解を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決することのできる、高度な専門性と高いコミュニケーション力を有する職業人を養成することを目的とする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-2】 九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】 九州女子大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は大学学則第1条に明記しているとおり、「教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成」、また大学院の使命・目的は大学院学則第1条に明記しているとおり、「九州女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の発展に寄与する。」である。

この使命・目的に基づき、大学学則第3条および大学院学則第6条においては、各学部、研究科の人材養成および教育研究上の目的を簡潔な文章で明確に記載している。これらの使命・目的は、学内への明示・周知のために「学生便覧」に掲載し、学外へは、大学ホームページに掲載し広く公開している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、建学の精神である学是「自律処行」(自らの良心に従い、事に処し善を行うこと)

を理念とし、大学学則第3条に「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する。」、また大学院学則第2条に「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。」と明示している。

また、各学部、研究科に人材養成および教育研究上の目的を定めており、それぞれ具体的な教育目標を設定している。【資料 1-1-4, 5】

①家政学部の人材養成および教育研究上の目的

「学是「自律処行」の理念に立脚し、共生・健康・福祉の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材を養成する」

②人間科学部の人材養成および教育研究上の目的

「学是「自律処行」の理念に立脚し、文化に関連する学問領域と人間の発達にかかわる学問領域において高度な専門的教育・研究を行い、国際感覚と幅広い教養を身につけ、高度な専門性を持って地域社会に貢献できる人材を育成する」

③人間科学研究科の人材養成および教育研究上の目的

人間科学研究科は、人間の心理と文化に関する研究を通して、高度な専門性と実践力を有し、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

これら建学の精神、人材養成および教育研究上の目的を踏まえた本学の特色としては、建学の精神である学是「自律処行」に則り、強くてしなやかな女性を育成することを目指している。

学部の総合共通科目におけるキャリア教育科目区分の「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」の3科目は、学修ポートフォリオを作成して担当教員と学修状況を共有しつつ、学生自身の学びの深化を把握することを可能にする科目であり、修学支援の観点からも全学生を対象に配置している。また、「キャリアデザインⅠ」は、将来のキャリアに関する意識の醸成および就職までのプロセスの明確化を図るために必要な科目として配置している。さらに、教員免許をはじめとした免許・資格取得支援を重要事業として掲げており、それぞれの学科の正課における免許・資格取得を念頭においたカリキュラム、正課外での採用試験対策講座の実施、採用試験の過去の出題問題を参考とした本学独自のテキストの作成・配付など、系統立った支援を継続的に行っている。さらには、免許・資格取得を支援するための事務部門として教務課に免許資格担当を置いており、免許資格取得の内容を含むマニュアルとして作成している「履修ガイド」に基づき、教職員が一丸となって指導・支援を行っている。

この個性・特色は、本学ホームページや日本私立学校振興・共済事業団 Web サイト内の大学ポートレートにて公表するとともに、教職員に対しても「教員ハンドブック」等において明示している。【資料 1-1-6, 7, 8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-5】九州女子大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-6】九州女子大学ホームページ（情報公開）

【資料 1-1-7】令和5年度履修ガイド

【資料 1-1-8】令和5年度版教員ハンドブック

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 37 (1962) 年に九州女子大学家政学部家政学科を設置し開学した。その後、昭和 40 (1965) 年に文学部に国文学科および英文学科を設置した。

家政学科については、昭和 41 (1966) 年に家政学専攻と管理栄養士専攻の 2 専攻に改組し、平成 13 (2001) 年に人間生活学科および栄養学科の 2 学科への改組を経て、令和 5 (2023) 年度に生活デザイン学科および栄養学科の 2 学科に改組のうえ現在に至っている。文学部については、平成 13 (2001) 年に人間文化学科と心理社会学科に改組し、平成 17 (2005) 年に人間科学部人間文化学科と人間発達学科を開設、平成 22 (2010) 年には人間発達学科人間発達学専攻および人間基礎学専攻への改組を経て、令和 5 (2023) 年度に児童・幼児教育学科および心理・文化学科の 2 学科に改組のうえ現在に至っている。さらに、社会状況や地域特性を鑑み、人間の心理と日本語・日本文化について理解を深め現代社会において多岐にわたる課題を解決することができる、高度な専門性と高いコミュニケーション力を有する職業人を養成する必要があると判断し、人間科学部の教育研究体制を基盤にして、令和 6 (2025) 年度に大学院人間科学研究科を設置した。

福原学園および本学は、日々刻々と変化する社会情勢に対応した教育改革と継続した教育活動の維持を目的として平成 20 (2008) 年に第 1 次の福原学園中期計画を開始させた。

福原学園第 2 次中期計画〔平成 26 (2014) 年度～平成 30 (2018) 年度〕(以下「第 2 次中期計画」と記す。)では、学是「自律処行」の理念に立脚した「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」という教育活動を実行するため、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを大学の目指すビジョンとして明示し、計画の策定に反映した。

また、第 2 次中期計画、福原学園第 2 次中期財政計画(以下「第 2 次中期財政計画」と記す。)の実績と課題を踏まえ、教学改革を主要なテーマとして、福原学園第 3 次中期経営計画〔令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度〕(以下「第 3 次中期経営計画」と記す。)においてもこれまでのビジョンを踏襲し、ビジョンを実現するための業務・事業として、「特色ある教育研究活動構築の強化」「学修成果を重視した教育課程の構築」「キャリア支援の強化」「国際交流システムの構築」「広報活動の強化」「運営組織体制の強化」の 6 項目を掲げ、これらの業務・事業を 15 件の具体的施策に分化し、それぞれの担当部門が組織的に計画の実施に取り組んだ。さらに令和 6 (2024) 年度より、第 4 次中期経営計画〔令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度〕(以下「第 4 次中期経営計画」と記す。)を「教育」「連携」「運営」の 3 つの区分別に具体的計画を策定し、それぞれの担当部門が新たに 5 ヶ年計画で計画の実施に取り組む。【資料 1-1-9-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-9】九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-10】九州女子大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-11】令和 5 年度福原学園ファクトブック

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、使命・目的ならびに教育目標については、意味・内容の具体性と明確性を確保しつつ、その適切性の検証を継続して行う。また、本学の建学の精神である学是「自律処行」を通じた人間教育を実践していくことは教職員にとって不変の使命であり、建学の精神を礎として、今後も引き続き社会情勢等の変化に柔軟に対応する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的および教育目的は、大学学則第 1 条および大学院学則第 1 条に規定し、5 ヶ年計画で策定した中期経営計画を履行するために、単年度ごとの事業計画アクションプランを作成しており、実施後は事業報告として福原学園理事会（以下「理事会」と記す。）および福原学園評議員会（以下「評議員会」と記す。）で審議している。よって、使命・目的および教育目的は、大学学則、大学院学則ならびに事業計画書および事業報告書を通じて、役員および教職員に理解されている。【資料 1-2-1~4】

また、本学では、毎年原則として 4 月に学長が本学全教職員に対して「九州女子大学・九州女子短期大学の運営について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課題）を表明するが、その際にも必ず本学の使命、展望および目標について言及しており、教職員の理解は十分に得られている。【資料 1-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-2】 令和 5 年度福原学園ファクトブック

【資料 1-2-3】 令和 5 年度福原学園事業計画運用スケジュール

【資料 1-2-4】 令和 5 年度福原学園中期経営計画委員会議事録

【資料 1-2-5】 令和 5 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について
-学長方針-

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的および教育目的の周知については、学生に配付する「学生便覧」に掲

載し、日常的に目に触れるよう心掛けています。また、入学式においても、学長の講話の中で、「自律処行」に触れており、入学時の早い段階から新入生に周知しています。【資料 1-2-6】

外部に向けては、大学案内・入学試験要項などの各種印刷物、ならびに本学のホームページへの掲載はもとより、平成 26（2014）年 10 月から開始した日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）にも参加し、より広く社会全般への周知を図っている。【資料 1-2-7～9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-6】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-7】 2024 年度九州女子大学大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-8】 2024（令和 5）年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 1-2-9】 大学ポートレート（私学版）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

福原学園および本学は、著しく変化する社会情勢に対応し、継続的な改革を行うことを目的として、平成 20（2008）年に福原学園第 1 次中期計画〔平成 20（2008）年度～平成 25（2013）年度〕（以下「第 1 次中期計画」と記す。）を策定した。この中期計画には、建学の精神である学是「自律処行」の理念に立脚した「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」という教育活動を実行するため、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを本学の目指すビジョンとして明記し、計画の策定に反映している。

令和 5（2023）年度は、第 1 次中期計画および第 2 次中期計画の結果を基に策定した第 3 次中期経営計画の 5 ヶ年計画最終年度に該当し、ビジョンを実現するための業務・事業として、「特色ある教育研究活動構築の強化」「学修成果を重視した教育課程の構築」「キャリア支援の強化」「国際交流システムの構築」「広報活動の強化」「運営組織体制の強化」の 6 項目を掲げ、これらの業務・事業を 15 件の具体的施策に分化し、それぞれの担当部門が組織的に計画の実施に取り組んだ。

なお、第 2 次中期計画、第 2 次中期財政計画までは、中期計画と財政計画を分けて計画していたが、第 3 次中期経営計画より中期計画と財政計画を一体的にとらえ、中期経営計画として策定し、実行している。【資料 1-2-10, 11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-10】 令和 5 年度福原学園ファクトブック

【資料 1-2-11】 令和 5 年度福原学園中期経営計画委員会議事録

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神である学是「自律処行」の理念に立脚した人材育成および教育研究上の目的を反映させて、九州女子大学全体として三つのポリシー（卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP））（以下「三つのポリシー（DP・CP・AP）」と記す。）を策定している。そのうえで学科・研究科

ごとに三つのポリシー（DP・CP・AP）を設定し、それぞれの専門分野に則した使命・目的および教育目的を反映している。【資料 1-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-12】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、これまでに述べた使命・目的および教育目的を達成するため、図 1-2-1 に示すとおり、家政学部の 2 学科、人間科学部の 2 学科および大学院研究科の 1 専攻により教育研究組織を構成している。また、本学の教育研究上の目的をより効果的に達成するために、附属施設として、附属図書館、附属幼稚園、学術情報センター、地域教育実践研究センターおよび共通教育センターを設置している。

特に共通教育センターにおいては、教養教育等を含む総合共通科目を全学的な規模で担当している。【資料 1-2-13, 14】

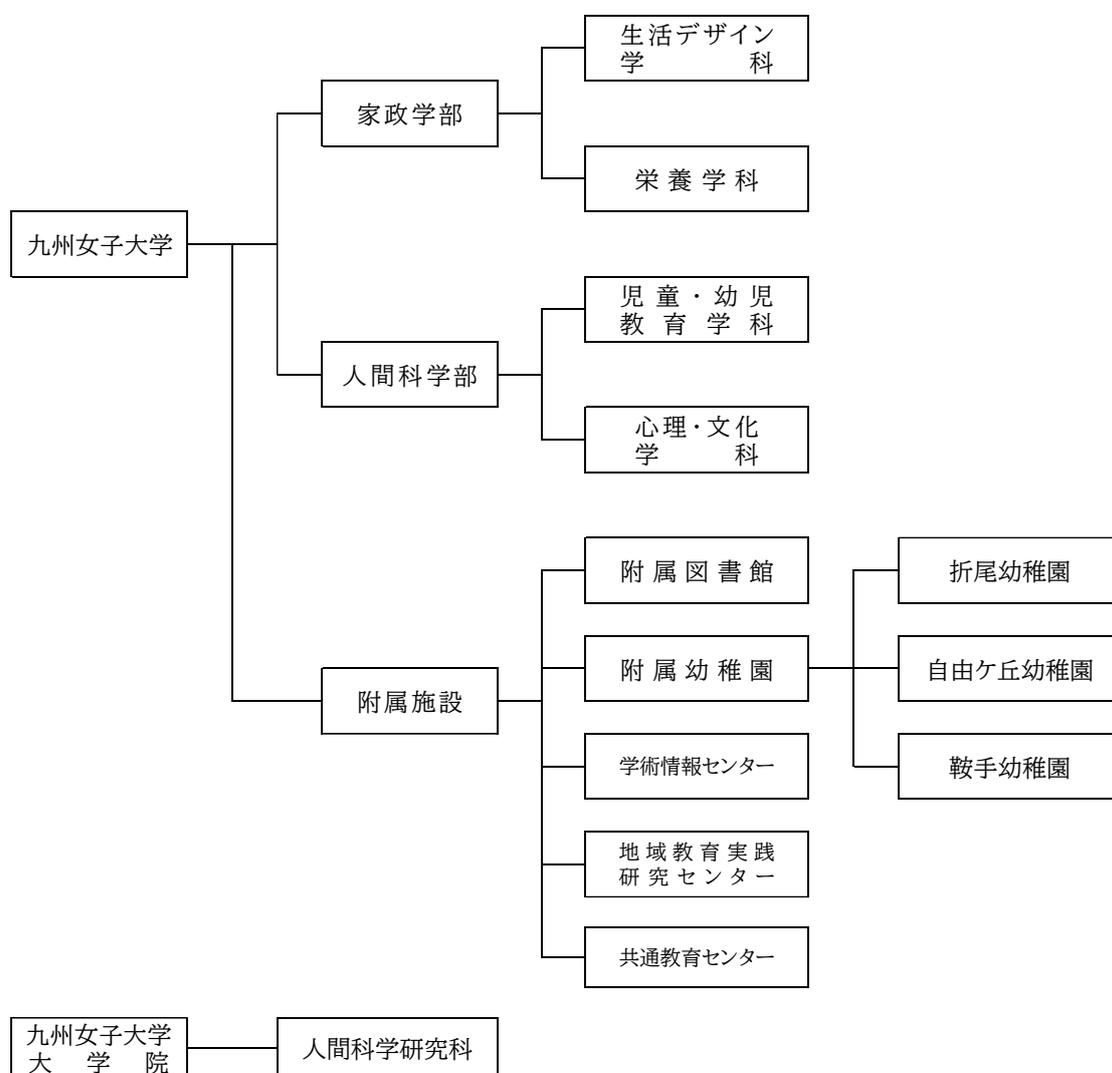


図 1-2-1 教育研究組織

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-13】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-14】 令和 5 年度福原学園ファクトブック

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の有効性を高めるにあたり、時代の変化や社会のニーズを的確に捉え、三つのポリシー（DP・CP・AP）や教育研究活動に反映させていくため、福原学園と本学が組織として体系的に使命・目的を実践に反映させる仕組みを構築し、継続して必要な改善を行う。また、使命・目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するとともに教育の現状を常に点検・評価し改善を行い、令和 6（2024）年度より実施する第 4 次中期経営計画を確実に履行し、PDCA サイクルを回すことを通じて、円滑な大学運営を推進する。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的および教育目的は、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、具体的に明文化し、社会に広く表明している。また、学科の教育目的を明確に設定し、教職員、学生ならびに学外へ周知するとともに、法改正や社会の変化および時代のニーズに柔軟に対応しており、学内外の理解と支持を得ながら教育活動を推進している。さらには、中期計画、三つのポリシー（DP・CP・AP）にも使命・目的および教育目的を反映させており、教育研究組織の構成との整合性も確保している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者受入れの方針 (AP) については、大学、各学科および大学院研究科ごとに策定し、大学案内、入学試験要項に記載し、受験生ならびに保護者に周知するとともに、本学ホームページや大学ポートレート（私学版）においてもその内容を広く社会に周知している。

【資料 2-1-1~4】

入学者受入れの方針 (AP) は、大学ホームページ、「大学案内」、「入学試験要項」に掲載するとともに、オープンキャンパス、大学説明会、大学見学、出前授業等の際にも説明し周知を図っている。また、他の二つのポリシーとともに「学生便覧」「教員ハンドブック」に掲載し、在学生、教職員への周知を図っている。【資料 2-1-5~8】

併せて、外部有識者が出席する九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会において、表現の適切性、わかりやすさ等について意見を求め、三つのポリシー (DP・CP・AP) の妥当性の検証を行っている。教育懇談会は毎年度開催しており、三つのポリシー (DP・CP・AP) の見直しを機関決定する際は、教育懇談会の意見を踏まえ、教育運営委員会の意見を徴し、評議会での審議を経て学長が決定している。【資料 2-1-9, 10】

教職員に対しては評議会決定資料を回覧し、周知を図るなど、組織的な点検・評価の仕組みを構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2024 年度九州女子大学大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 2-1-2】 2024 (令和 6) 年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-3】 九州女子大学ホームページ (入試情報)

【資料 2-1-4】 大学ポートレート (私学版)

【資料 2-1-5】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 2-1-6】 令和 5 年度シラバス【資料 F-12】と同じ

【資料 2-1-7】 令和 5 年度版教員ハンドブック

【資料 2-1-8】 令和 5 年度履修ガイド【資料 F-12】と同じ

【資料 2-1-9】 九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項

【資料 2-1-10】 令和 5 年度評議会議事録

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受入れの方針 (AP) に基づき、多様な能力を持った学生の確保を目的として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、学力特待生選抜、その他の選抜および

編入学選抜を実施している。

学校推薦型選抜は、特別指定校推薦選抜、指定校推薦選抜、同窓生子女推薦選抜、の入試区分からなり、令和 6（2024）年度入試から導入した作文による試験、面接および調査書による総合判定で選考を行う。作文試験では、入学後の学修の抱負、卒業後の目標等を問い、記載内容を入学後の学修支援に活用する。面接では、高等学校での学習や部活動、ボランティア活動等を通して身に付けた知識、表現力および学習意欲を多面的・総合的に判定している。また、志望学科に関する時事問題や一般常識等についても質問しており、面接試験においても学力の 3 要素を踏まえた入学者受入れの方針（AP）に基づき受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。

その他の選抜は、社会人選抜、外国人留学生選抜および帰国子女選抜からなり、編入学選抜は、編入学選抜、社会人編入学選抜および外国人留学生編入学選抜を設けている。

以上のとおり、本学では学科の教育目標および入学者受入れの方針（AP）に従って、それぞれの専門性に適合した入学者を確保できるよう選抜制度を整えており、多様な視点から選抜が行えるよう配慮している。なお、総合型選抜 I 期において、高等学校における探究学習を活かせるプレゼンテーション方式を令和 5（2023）年度の入学者選抜より新たに追加した。【資料 2-1-11】

本学の入学者選抜については「九州女子大学入学者選抜規程」に基づき設置される入学試験委員会により、公平、公正かつ適切に実施している。入試問題の作成については、「九州女子大学入学者選抜規程」に基づき、入学試験問題委員会を設置し、学力試験問題および小論文を学内担当教育職員が作成し、問題作成の他、校正、採点および成績の報告を行っている。なお、一般選抜の学力試験問題のうち、国語、英語、数学については、本学と併設大学である九州共立大学が共通の入学試験問題を用いているため、出題担当者の負担軽減の観点から、令和 3（2021）年度の一般選抜 II 期より共同して作成している。小論文、課題、面談および面接試験問題については、入学者受入れの方針（AP）に基づき本学で作成しており、受験生の能力・意欲および適性等を多面的・総合的に評価・判定が可能かどうか入試広報部で検証を行い、入学試験委員会および評議会での審議を経て入学試験を実施している。【資料 2-1-12】

また、本学の入学試験要項および本学のホームページ等には、受験および修学上の特別配慮について「身体に障害等があり、受験および修学上の特別な配慮が必要な場合、受験を希望する入試区分の出願 2 ヶ月前までに入試広報課にご相談ください。」と記載している。希望者からの連絡があれば、希望する配慮、高等学校等において配慮を受けている事項等について所定の書類の提出を求めている。提出された書類を基に教務部において入学希望者本人および保護者、高等学校教員との打合せを行い、本学における対応について当該学科、関係事務部門等の確認を経たうえで、障害学生受入検討委員会および評議会において審議し、適切な受験が可能となるよう十分に配慮している。【資料 2-1-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-11】 2024（令和 6）年度九州女子大学入学試験要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-12】 九州女子大学入学者選抜規程

【資料 2-1-13】 九州女子大学障害学生受入検討委員会要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は令和4(2022)年度までは、家政学部にて2学科(人間生活学科、栄養学科)、人間科学部に1学科2専攻(人間発達学科人間発達学専攻、人間発達学科人間基礎学専攻)で構成していたが、令和5(2023)年4月より、人間生活学科を生活デザイン学科に、また、人間発達学科人間発達学専攻を児童・幼児教育学科に、さらに、人間発達学科人間基礎学専攻を心理・文化学科にそれぞれ改組した。新学科を含めた過去5年間の入学者数および入学定員充足率は、表2-1-1に示すとおりである。

過去5年の入学定員充足の状況は、学科によって年度ごとに変化があるものの、大学全体では、令和4(2022)年度までは継続して入学定員を充足していたが、令和5(2023)年度につづき、令和6(2024)年度も全ての学科で定員充足を達成できなかった。継続して教育環境を維持するためには、安定した入学定員の充足が必要であり、高校生のニーズに合致した積極的な学生募集・広報活動の展開と、併せて適正な定員管理が求められる。【資料2-1-14】

令和5(2023)年度の学生募集・広報活動については、受験の情報を扱う業者が主催する高等学校内ガイダンスおよび会場型進学相談会に参画しながら、オープンキャンパスへの動員を図ってきた。

高等学校内ガイダンスおよび会場型進学相談会については、入試広報課職員を中心に参加し、参加高等学校数は昨年と同数、参加会場数は42件増加した。会場型進学相談会については、令和5(2023)年度より入試広報課が併設大学である九州共立大学との共通部署となったため、両大学合同で参加したことで参加数が伸びた。また、着席生徒数については、新型コロナウイルス感染症が収束したこともあり微増したものの、参加数に比べ増加の幅が少ないのは、18歳人口の減少とともに女子大の志望者の減少傾向が影響していることが考えられる。

オープンキャンパスについては、9月と10月に入試対策講座の一環として、作文講座を実施したため、複数回参加した高校生が増えた。また、各高等学校が課題として大学等のオープンキャンパスへの参加を促す傾向にあることも、参加者の増加につながっていると考えられる。

高等学校内ガイダンスへの生徒の参加状況、進学相談会への生徒の参加状況およびオープンキャンパス参加状況の推移については、表2-1-2～4に示すとおりである。

表2-1-1 入学者数および入学定員充足率(過去5年間)

学部・学科	項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
人間生活学科	入学定員(人)	40	40	40	—	—
	入学者数(人)	41	46	45	—	—
	入学定員充足率(%)	102.5	115.0	112.5	—	—
生活デザイン学科	入学定員(人)	—	—	—	60	60
	入学者数(人)	—	—	—	36	43
	入学定員充足率(%)	—	—	—	60.0	71.7

九州女子大学

栄養学科	入学定員 (人)	90	90	90	90	90
	入学者数 (人)	79	88	106	75	71
	入学定員充足率 (%)	87.8	97.8	117.8	83.3	78.9
家政学部 計	入学定員 (人)	130	130	130	150	150
	入学者数 (人)	120	134	151	111	114
	入学定員充足率 (%)	92.3	103.1	116.2	74.0	76.0
人間発達学科 人間発達学専攻	入学定員 (人)	130	130	130	—	—
	入学者数 (人)	135	100	97	—	—
	入学定員充足率 (%)	103.8	76.9	74.6	—	—
児童・幼児教育 学科	入学定員 (人)	—	—	—	100	100
	入学者数 (人)	—	—	—	85	95
	入学定員充足率 (%)	—	—	—	85.0	95.0
人間発達学科 人間基礎学専攻	入学定員 (人)	60	60	60	—	—
	入学者数 (人)	81	95	92	—	—
	入学定員充足率 (%)	135.0	158.3	153.3	—	—
心理・文化学科	入学定員 (人)	—	—	—	90	90
	入学者数 (人)	—	—	—	82	89
	入学定員充足率 (%)	—	—	—	91.1	98.9
人間科学部 計	入学定員 (人)	190	190	190	190	190
	入学者数 (人)	216	195	189	167	184
	入学定員充足率 (%)	113.7	102.6	99.5	87.9	96.8
学部・学科 合 計	入学定員 (人)	320	320	320	340	340
	入学者数 (人)	336	329	340	278	298
	入学定員充足率 (%)	105.0	102.8	106.3	81.8	87.6
人間科学研究科 計	入学定員 (人)	—	—	—	—	5
	入学者数 (人)	—	—	—	—	12
	入学定員充足率 (%)	—	—	—	—	240.0
合 計	入学定員 (人)	320	320	320	340	345
	入学者数 (人)	336	329	340	278	310
	入学定員充足率 (%)	105.0	102.8	106.3	81.8	89.9

表 2-1-2 高等学校内ガイダンス参加状況推移表（過去 5 年間）

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
高校数（校）	124	116	125	109	109
生徒数（人）	1,112	1,177	1,469	1,075	1,115

表 2-1-3 進学相談会参加状況推移表（過去 5 年間）

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
会場数（校）	89	85	90	77	119
生徒数（人）	1,118	941	544	611	667

表 2-1-4 オープンキャンパス参加状況推移表（過去 5 年間）

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
生徒数（人）	1,012	722	837	792	1,047

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-14】令和 5 年度福原学園ファクトブック

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、入学定員の確保は、最も重要な課題の 1 つである。入学定員の確保については、学内の協力体制と情報共有による一体的な学生募集・広報活動の推進を図るため、九州女子大学評議会のもとに広報委員会を設置しており、広報についての年間計画を策定している。学生募集のツールとしては、大学案内や大学紹介動画などを用いて、本学教育活動の周知を図った。また、第 4 次中期経営計画に基づいて、入学者受入れの方針（AP）や教育活動および学生指導の情報をオープンキャンパスや大学説明会（高等学校の教員対象）に加え、出前授業、高校訪問、大学見学、進学相談会において積極的に活用することにより、高校生に一層の周知を図り、入学定員管理を考慮しながら志願者の増加に努める。

学生募集・広報活動については、受験生からの資料請求数だけでなく、年度・学年ごとに、オープンキャンパスの参加状況や受験状況などを追跡調査・確認したうえで、その有効性について精査し、受験雑誌やインターネット広告等の様々な媒体を活用して効果的に展開する。

令和 5（2023）年度からは、併設大学である九州共立大学および九州女子短期大学を含む 3 大学共通の部署として、入学試験および募集広報業務等を担当する入試広報部入試広報課を配置した。特に、高校教員との接触の機会となる高校訪問の充実・強化を図るため、福岡県西地区および宮崎県と鹿児島県に新たな高校訪問担当者を配置し、入試広報課の職員を含め、九州各県および山口県において、定期的な訪問を通じ、本学の学びの特色を明確に訴求することで、高校教員との信頼関係を構築している。なお、令和 6（2024）年度

からは、さらに大分県、熊本県、沖縄県に高校訪問担当者を配置し、九州各県と沖縄県および山口県の高校訪問を強化していく予定である。また、高校生との直接接触の機会となる進学相談会（高校内型ガイダンス・会場型ガイダンス）の充実・強化を図るため、高校訪問担当者と入試広報課員が十分な連携のもと積極的に参加し、オープンキャンパスへの動員と受験促進に努める。併せて本学の教員が高校に出向いて模擬講義を行う出前講義についても、併設大学も含めたリーフレットを制作し、本学の学びを高校生に提供するため、高校教員に対して一層の周知を図り、受験促進に向けた取り組みを行う。

なお、令和5（2023）年度から月1回「高校訪問スタッフ打合せ会」を開催し、高校訪問においては、高校訪問の目的、訪問スケジュール、訪問時の留意事項、および各学部の学びの説明ポイントなどを記載した「高校訪問ガイド」を共有し、意見交換・情報共有を行うことで、高校訪問の内容充実を図っており、今後も継続的に取り組む。進学相談会においても、高校生に対する説明ポイントを高校訪問担当者および入試広報課員が同一の認識のもと実施できるよう、進学相談会の実施概要を記載した「進学相談会マニュアル」を策定し、情報共有を図った。

これらの学生募集・広報活動より、受験生、保護者および高等学校関係者の本学への理解を深め、最終的に志願者の増加、合格者の歩留まり率の向上を図り、入学定員の確保に結び付くための取り組みを行う。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学において、教職協働で行われている学修支援体制の整備については以下のとおりである。

(a) 担任制の運用

各学科の担任はキャリア基礎演習科目の担当教員と取り決めている。担任は担当する学生に対して少なくとも年2回の個人面談を行い、その時点での学修状況、将来の進路、抱えている問題等を、令和2(2020)年度から導入した学生ポータルサイトであるユニバーサル・パスポート (UNIVERSAL PASSPORT) (以下「学生ポータルサイト (UNIPA)」と記す。) の学生プロフィールに登録・管理し、学生の状況の把握に努めている。面談を通じて得た情報は、学科内で共有し学科全体で対応している。【資料 2-2-1】留年者は、各学科・研究科の教務委員および教務課で詳細を把握しており、該当学生の履修状況や生活状況について連携を取りながら指導を行っている。また、休学者については、学生(保護者を含む)と担任等が休学理由を含め現状を把握するために面談を実施し、各学科・研究科において

協議したうえで、大学学則第 42 条および大学院学則第 38 条に基づき「九州女子大学休学及び復学に関する申し合わせ」に定める事項に従い対応している。【資料 2-2-2】

(b) 学期始めの対応

入学時にオリエンテーションを行い、学生自身の学ぶ目的を明確にして学修意欲を高めている。また、在学生については、毎年度始めに各学科においてガイダンスを行うとともに、担任等により個々の学生に面談（日常生活や学業、進路等に関する面接）を行い、成績などの履修状況を確認しながら学修指導を行い、授業への主体的参加を促進するようにしている。

(c) 各学科・専攻による履修指導

家政学部生活デザイン学科では、衣・食・住・生活経営・情報等の専門知識と技術を修得するとともに、免許・資格取得を積極的に目指すように指導している。また、学生が履修ミスをしないように教育職員による指導を行っている。入学時のオリエンテーションに加え、学期始め（4 月・9 月）の成績配付時に現在の単位修得状況を確認させるよう指導に努めている。

家政学部栄養学科では、教育職員は学生に対し、学修指導のみならず、学生生活全般についての相談等に応じている。担任は、年に 2 回以上の個人面談を行い、学生の修学意欲の維持、向上に努めている。留年者に対しては、主に担任が学修面を含め学生の生活面の指導を行っている。

人間科学部児童・幼児教育学科および心理・文化学科では、学生個々の事情に応じた履修指導・学修指導を行うとともに、学生生活についての相談にも対応している。

人間科学研究科では、入学直後に履修ガイダンスを行い、2 つの領域の学びの特徴と取得可能な免許資格の説明を行うとともに、主任研究指導教員との面談機会を設けている。また、研究者倫理教育も実施している。

これら各学科・研究科での履修指導に関しては、教務課の履修指導と連携しながら随時行っている。【資料 2-2-3】

(d) アセスメントテスト（学修到達度調査）の活用

本学では、平成 25（2013）年度よりアセスメントテスト（学修到達度調査）を実施している。（株）ベネッセ i-キャリアの「GPS-Academic」（GPS：Global Proficiency Skills program）を利用し、学生の社会人基礎力等の検証や全国平均との比較検討などを通じて、客観的にデータを把握している。データについては説明会を開いて情報共有を行い、シラバス作成や学生指導等に役立てている。

また、英語の基礎的能力を把握するため、新入生に対してプレイスメント・テストを行い、基礎力の到達度把握と習熟度別クラス編成に使用している。【資料 2-2-4】

(e) 出欠管理システムの利活用

出欠管理システムについては、厳正な成績評価および修学指導上、重要なシステムツールとして捉え、学生ポータルサイト（UNIPA）の「出欠管理」（スマートフォンを用いた出

欠機能)を通じて学科の教育職員が情報を共有しつつ、出席が不足する学生の把握を行うことにより、退学防止・成績不振者への対応などの修学支援の取り組みを組織的に行っている。

(f) GPA 評価を活用した修学支援の実施

本学では、GPA(Grade Point Average)による成績評価を行っており、令和 2(2020)年度から開始された高等教育無償化制度の適格認定大学として、GPA 評価を活用した修学支援を継続的に実施している。具体的には、各学科における前期授業の成績について学年別 GPA 評価の分布状況および成績下位 4 分の 1 以下の学生を把握し、後期授業に向けた個別指導等を実施する。また、後期授業終了後は、年間の GPA 評価結果に基づいて、次年度に向けた個別指導等を実施する。さらに、修学支援新制度の対象者については、適格認定における学業成績の基準が別途求められているため、キャリア支援課と連携し、修学支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 令和 5 年度キャリア支援キャリアインタビューの実施について (依頼)

【資料 2-2-2】 九州女子大学休学及び復学に関する申し合わせ

【資料 2-2-3】 2023 年度キャンパスライフ

【資料 2-2-4】 2023 年度プレイスメント・テスト

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(a) オフィスアワー制度

本学では、学生と教育職員のコミュニケーションを充実させるためにオフィスアワーを設けている。この時間帯には、教育職員が学生の授業・履修および学生生活等に関する質問・相談等に対応するため、研究室に在席していることを原則としている。教育職員ごとのオフィスアワーについては、学生ポータルサイト (UNIPA) に掲載しており、確認することができる。なお、オフィスアワーの時間帯以外でも、学生の要望には柔軟に応えている。

【資料 2-2-5】

(b) SA (Student Assistant) の配置と活用

本学の生活デザイン学科では、授業におけるきめ細かな指導の充実を目的に令和 6 (2024) 年度より、SA 制度を活用した奨学生制度としてスチューデント・アシスタント養成支援制度を導入した。本制度で入学した学生には、令和 7 (2025) 年度以降に下位学年の実習科目においてスチューデント・アシスタント (以下「SA」と記す。)として配置し、授業中の資料の配付・回収および授業支援・補助等の運用を実施する予定である。なお、本格的運用を見据え、令和 5 (2023) 年度は人間生活学科の一部科目において、試行的に SA を配置による授業を実施した。**【資料 2-2-6, 7】**

(c) 退学防止

退学者については、表 2-2-3 のように、過去 5 年間の退学者数は 20~30 人程で推移し、退学率は 2%前後である。教育を行う環境の確保のためには、入学定員および収容定員に

沿って在籍学生数を維持する必要がある、この観点からすると、本学では今後、退学率を1%台前半に抑制することが求められる。

本学は、その殆どが免許・資格取得を目的とした学科で構成されるため、将来の進路に迷う場合や、転部・転科等により進路を変更した学生がうまく対応できずに退学するケースが多い。このような退学の予兆がある学生を早期に発見・対応するとともに、進路変更した学生の受け皿作りと出口対策が喫緊の課題である。

現状は、退学や休学を希望する学生に対して、担任が面談を行い、やむを得ない理由であるとの判断の基、面談結果の所見を各種学生異動願に記述のうえ学内手続きを行っている。これにより、退学に至った要因等の把握に努めている。

以上の状況を踏まえ、特に成績下位学生を早期に把握して、適切な指導を行うことで退学防止に繋げる組織的な学修支援体制を令和3（2021）年度から開始した。

表 2-2-3 退学者数および退学率（過去5年間）

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
退学者数(人)	24	29	18	21	16
退学率(%)	1.96	2.30	1.39	1.58	1.27

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-5】 オフィスアワー表示例（UNIPA 画面）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、担任を通じ、学修支援から学生生活に至るまで、教育職員が学生の状況を把握しており、担任を配置する体制を継続して運用する。ただし、本学は学修支援から学生生活全般の支援に至るまで、学科への依存度が高い傾向にある。今後、教職協働を念頭に、教育職員の教育・研究環境を確保するためにも、事務職員との連携を強化し、バランスが取れた大学運営を目指す。

また、本学は主に免許・資格取得を目的とした学科で構成されているため、将来の進路に迷い、進路を変更した学生がうまく対応できずに退学するケースが多い。このような退学予備軍の学生を早期に発見・対応するためにも、組織的な学修支援体制を効果的に機能させるべく、教育職員、教務課およびキャリア支援課が連携し対応を行っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生が学修目標を持ってキャリアを形成できるように、学生一人ひとりに適した就職支援を行い、社会の期待に応えられる人材を育成している。また、本学での学生生活および学生支援に対する満足度を高めるとともに学士力の向上に努め、卒業後3年以内の離職者数の減少と就職先での定着度を高めることを目的としている。

(a) 教育課程内の支援体制

平成29(2017)年度にキャリア支援教育科目としてキャリアデザイン科目を再構築し、学生それぞれが描いている目標、進路を実現するため体系的な指導を行っている。さらに、令和5(2023)年度に、学生個々人に寄り添った修学支援を行うことを目的として1年次から3年次に新たにキャリア基礎演習科目を配置し、学生の主体的な学びの促進および修学意欲の向上を図るため、学修ポートフォリオを導入した。キャリア基礎演習科目では、社会で活用できる汎用的能力を涵養するために社会人基礎力の理解と修得を目指すべく運用しており、学生独自の目標、進路希望、専門性に基づく指導を展開し、学生自身が継続的かつ体系的に自身のキャリア形成を学び構想する機会を担保している。【資料2-3-1】

(b) 教育課程外の支援体制

進路支援に係る指導として、後期に3年生を対象として希望進路別に就職ガイダンスを実施し、業界研究セミナー、個人面談(3年生全員)、マナー講座、キャリアカウンセラー相談を実施している。【資料2-3-2】

学生の就職活動を支援するキャリア支援課では、個人データの管理を徹底し、就職担当の事務職員は相談に訪れた学生の個人データに基づき、現状を把握したうえで指導を行っている。相談に来ない学生に対しては、本人の進路希望に従い、各担当者がメールおよび電話等の対応を行うようにしており、学科(担任)の協力のもと就職希望アンケートを実施しながら、個人データの充実・管理を図っている。4年生を対象とした支援としては、学内企業説明会や個人面談(履歴書添削、面接指導等を含む。)などを随時行っている。

大学へ送付された求人情報は、学生ポータルサイト(UNIPA)に登録し、学生自身が求人情報を検索できる形で運用している。学生の進路選択に関する指導については、3年生の4月に進路登録カード(職業安定法第33条の2「学校等の行う無料職業紹介事業」の規定に基づくもの)を提出し、10月より3年生全員の個人面談を行っている。その後、就職活動の進展状況や相談情報を時系列に沿って記録し、就職担当の事務職員間で共有することにより、効果的な就職支援が行えるよう努めている。就職希望者に対しては、企業求人ファイル・求人票はもちろんのこと、就職試験を受験した学生が出題の傾向を記載した受験報告書の閲覧や就職関連の書籍等も自由に利用できる。また、一人ひとりの学生のニーズに応えることができるようキャリアカウンセラーを配置し、弘明館1階に面談指導専用の相談室を設けている。ここでは、学生の希望時間に就職相談や面接指導が受けられる支援体制を整備しており、エントリーシートや履歴書等の作成指導も実施している。

また、本学学生が就職した企業に対して、卒業生に関する満足度アンケートを実施している。このアンケート調査に基づき、企業ニーズを把握している。また、卒業生の状況を

把握し、離職率調査も同時に行うことで、本学の強みと弱みが明らかになり、学生支援の指導に反映させている。【資料 2-3-3】

キャリア支援課は、その年の就職活動の動向について、どのように分析を行い、いかに学生に伝達していくかが重要であると考え、迅速な対応および教育職員との密な情報共有による学生の進路支援を組織的に行っている。【資料 2-3-4～6】

進学に対する支援として、他大学等から本学に届いた募集要項については、キャリア支援課就職担当が取りまとめて募集要項の一覧表を作成している。一覧表と募集要項は、学生が自由に閲覧できるようにファイリング・配架し、進路選択を支援している。

(c) 国家資格等の資格取得試験対策および教員採用試験対策に向けた正課外教育

本学では、国家資格等の資格取得試験対策および教員採用試験対策に向けた正課外教育を実施している。

人間生活学科においては、学内教育職員および学外講師による対策講座等を実施し、教員採用試験に一定程度の実績をあげており、令和 5 (2023) 年度の現役合格者数は 6 人であった。インテリアコーディネーターやインテリアプランナー資格に関しても、正課外で資格取得試験対策の教育を実施している。

栄養学科においては、4 年生の管理栄養士国家試験（以下「国試」と記す。）対策として、合否ボーダーライン層に対する模擬試験を活用した指導を重点課題と位置付け、指導を担当する教育職員が個別に対応を行っている。3 年生に対しては、正課外の国試対策授業を実施するとともに、全国栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験の受験を課し、4 年次における国試対策に繋げるため、認定試験結果の検証および成績不良者への指導を行っている。

人間発達学科においても、学科の教育職員および協同出版が委託講座として実施する教職講座等により、教員採用試験対策ならびに保育者採用試験対策を実施している。併せて、IT パスポート国家試験対策も実施している。【資料 2-3-7】

(d) インターンシップへの取り組み

就業力を育成する施策の 1 つとして、インターンシップ（企業研修）への取り組み強化も本学の優先方針として取り上げ、令和元（2019）年度に正規科目として「インターンシップⅠ」および「インターンシップⅡ」を新規に開講した。履修を希望する学生に対して、自己開拓を含め、九州インターンシップ推進協議会、北九州商工会議所等の公的団体、学内教職員紹介企業などを対象にマッチングを行っている。「インターンシップⅠ」の受講者数は令和 5（2023）年度の実績で 83 人であった。【資料 2-3-8】

以上の方策により、就職率についてはここ数年おおむね 90～95%前後を維持し堅調に推移している。【資料 2-3-9】就職率の推移については、表 2-3-1 に示すとおりである。

表 2-3-1 就職率（過去 5 年間）

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
就職率（%）	96.8	98.8	96.2	95.7	96.2

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 令和 5 年度シラバス【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-3-2】 2023 年度版就職支援課外講座等チラシ
- 【資料 2-3-3】 卒業生のキャリアの状況等に関する調査について
- 【資料 2-3-4】 九州女子大学就職委員会要項
- 【資料 2-3-5】 九州女子大学組織規則
- 【資料 2-3-6】 九州女子大学ホームページ
(就職なんでも相談窓口)(就職活動について)
- 【資料 2-3-7】 令和 5 年度福原学園ファクトブック
- 【資料 2-3-8】 令和 5 年度「インターンシップ I」履修者名簿
- 【資料 2-3-9】 令和 5 年度就職委員会議事録

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和元(2019)年度に正規科目として「インターンシップ I」および「インターンシップ II」を新規に開講したこともあり、インターンシップの取組み推進に努める。その場合、企業での研修期間が 1 ヶ月以上の長期のインターンシップの導入も視野に入れる。

また、主体的に就職活動が出来ない学生、就職活動に対する意欲・やる気が低い学生、修学そのものに問題がある学生などへの働きかけを、教職協働で早い時期から徹底する。これら修学支援の取組みを継続的に行うことにより、退学防止や学生募集の改善にも繋げることを検討する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生支援にあたっては、個々の学生の状況に即して細やかに対応することを第一として、自律を促しながらも面倒見のよい支援を実現している。また、学生支援の充実を基本目標として社会に適応する基礎的・汎用的能力の強化を図るとともに、多様化したニーズに相応した学生サービスを提供し、学生満足度の向上に努めている。

本学では、学生生活の安定のための支援として、以下のような支援を行っている。

(a) 学生生活の安定のための支援組織

学生支援策の 1 つとして、本学では担任制を導入している。担任を担当する教育職員の役割としては、学生の修学・生活・進路などの支援を、教務課、キャリア支援課と連携し

実施している。さらに、日頃より学生の状況把握に努めるとともに、健康問題に対しては福原学園保健センターと連携しその役割を果たしている。

特に事務組織として、事務局（キャリア支援課、教務課、総務課）の場所は、弘明館においてワンフロア化されており、学生相談をワンストップ型の窓口として対応できる環境を構築し、学生支援の強化を図っている。【資料 2-4-1】

（b） 奨学金制度（学生への経済支援）

本学では、特に経済的な困窮による休・退学あるいは除籍を可能な限り防ぐために、キャリア支援課と教務課、各学科の担任が緊密に連絡を取り対応している。キャリア支援課では、学生や保証人の経済状況に応じて学納金の分割納付等の相談に応じており、情報は適宜、法人事務局経理課とも共有している。

経済的な理由によって修学が困難な学生たちを支援するために、学生が人間性豊かな人材として成長するように、各種の奨学金制度を活用し経済的支援を行っている。本学では、経済的な支援として、主に3つの方策を用意している。【資料 2-4-2】

第1の方策は、各種奨学金の紹介である。最も利用者が多いのは日本学生支援機構による奨学金制度であり、令和5（2023）年度の貸与奨学金受給者は、大学在籍者数1,237人中、第一種奨学生351人と第二種奨学生287人を合わせると638人（638人は一種二種併用を含む延数、実数は530人）で、在学生の約42.8%が支給を受けている。なお、令和2（2020）年度から開始した新たな修学支援制度の給付奨学金については、216人が受給した。

第2の方策は、在学生に対する本学独自の経済的な支援であり、学力奨学生制度と海外留学生支援表彰制度がある。学力奨学生制度は、給付型で優秀奨学金（各学科学年1人ずつ）、奨励奨学金（1人）の2つからなり、毎年4月に募集を行っている。令和5（2023）年度は、学業優秀奨学金を12人が受給した。海外留学生支援表彰制度は、将来、国際感覚を備えた人材として成長し、本学および地域・社会に貢献するために積極的に外国留学を希望する本学学生に対し、後援会の支援により研修費用の一部を報奨金として給付するものであり、令和5（2023）年度は15人が受給した。

第3の方策は、入学時における経済的な支援であり、学力特待生制度、技能特待生制度、福原学園同窓生子女優遇制度、指定校特典制度（人間発達学専攻、人間基礎学専攻）などの免除制度がある。

上記3つの方策の他、卒業学年（就職内定者）に限った本学独自の奨学生制度として福原弘之奨学生制度があり、令和5（2023）年度は1人が受給した。

（c） 課外活動支援

本学の課外活動は、「学友会（会則）」に示すとおり、建学の精神である学是「自律処行」に則り、会員相互の親和協同により教養の向上、健康の増進を図り本学教育の拡充発展に資することを目的とした学生自治組織である学友会のもと、運営している。【資料 2-4-3】課外活動の支援については、指導者の充実、施設・設備の充実の他、前年度の活動状況に鑑みながら、運営助成金の交付を行っている。後援会が、九州地区大会以上に出場する部活動については交通費を、全国大会に出場する場合は、交通費および宿泊費を支給し、支

援を行っている。なお、本学の部活動加入率は19%であり、年々減少傾向にある。

本学としては、コミュニケーション能力の育成や団体行動による組織運営能力の向上など、部活動内で培われる社会的・汎用的な能力は社会人基礎力に繋がるとの判断から、引き続き部活動の活性化に取り組んでいく。

(d) 学生表彰制度（学力奨学生制度・学長表彰制度）

学業、課外活動、学生生活等で学生の模範となる成績や行動を収め、本人はもとより学生のやる気を引き出し、学生の意識向上と大学広報に貢献した者および団体に対し、成績優秀者（学力奨学生制度）、スポーツや文化活動での功労者（学長表彰制度）として、学長表彰を行っている。

令和5（2023）年度の実績は以下のとおりである。

学力奨学生制度 個人14人

学長表彰制度 個人1人 団体8

その他、様々な優良なキャンパス活動を行った学生に対して、後援会の支援により表彰する「キャンパス優良活動100人（団体）表彰制度」があり、令和5（2023）年度は30件の個人・団体が表彰を受けた。【資料2-4-4】

(e) 健康相談・心理的支援・生活相談

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に関しては、キャリア支援課および、福原学園保健センターが運営する学内の保健室が中心的な役割を果たしている。保健室は、毎年4月初旬、入学オリエンテーションの時期に、留学生を含む全学生を対象とした健康診断を実施している。また、看護師資格を持つ専任の事務職員が学生の日常的な病気や怪我への対応、心身の悩みの相談に応じており、必要に応じて臨床心理士と連携しながら学生の悩みの早期解決を支援している。さらに、相談に来た学生の体調を判断し、必要な場合は地域医療機関等への紹介により、健康状態の悪化を未然に防ぐように努めている。なお、保健室は、処置スペースと休養スペースであるベッドルームの分離により、相談に来る学生への対応と体調を崩してベッドで休養する学生への対応を分けている。カウンセリングについては相談者と待合室にいる学生とが顔を合わせずに済むような学生の心情に配慮した動線を確保している。

表2-4-1 令和5（2023）年度保健室利用者数および学生相談数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
保健室利用者数(人)	8	75	56	49	6	21	48	39	42	29	1	7	381
学生相談者数(人)	4	6	9	7	2	6	5	5	6	4	2	5	61

また、キャリア支援課では、学生の意識、および生活等の実態調査を分析し、今後の学生支援に幅広く活用する目的で、学生生活アンケートを実施している。令和元（2019）年度には日本私立大学協会が全国的に実施したアンケート項目に合わせた内容に見直し、88

項目を実施したことで、学生の生活等について幅広い把握に繋がった。さらに学友会と連携を図りつつ、マナーアップキャンペーン等を通して啓蒙活動に取り組んでいる。特に学友会で組織する、本学学生の安全・安心を自らが守るための防犯グループの活動は、学生間にも広がりを見せている。

本学では、安全かつ快適な教育・研究環境の保持、社会に貢献する女子教育機関として、平成 25 (2013) 年度より、敷地内全面禁煙 (キャンパス全面にタバコの煙がない環境の保全) を図っている。

また、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」に基づき、九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会を設置しており、ハラスメントの防止を本学の学生や教職員に呼びかけ、被害にあった場合の的確な対処法を伝えるためのリーフレットを全学生・教職員に配付している。リーフレットには学内の相談員氏名と連絡先を掲載し、大学ホームページでも告知する等、広く周知に努めてきた。この他、相談員対象の実務研修会を実施するなど、相談員として資質向上や 2 次被害の防止に努めている。また、本学教職員を対象にハラスメント防止研修会を実施している。これらの取り組みによって、本学の学生、教職員等のハラスメントに対する意識の醸成に努めている。【資料 2-4-5~8】

(f) 海外留学プログラム

在学生の国際感覚と語学力を養うため、例年夏期と春期に姉妹校提携協定を締結している大学が運営する語学や文化体験講座に参加できる、短期海外研修プログラムを実施している。研修期間はおおよそ 2~5 週間で、一定の条件を満たした参加者には単位の認定も行っている。令和 5 (2023) 年度における短期海外研修プログラムは、6ヶ国 7 コースを用意し、本学学生 12 人が参加のうえ、10 人の単位認定を行った。

(g) その他の学生支援

本学では、学生の要望を学長自ら聴取することのできるリーダーズ研修を開催している。リーダーズ研修とは、学友会を組織する各委員会の委員長・副委員長を中心に、合宿を通じて学生同士または教育職員を交えて、本学の未来や学生自身の将来の夢について話し合い、その実現に向けた方向性を思案していく場である。研修の中で、本学学長と学生の意見交換ができ、学生の要望のうち高評価で実現可能な事案については、実現に向けた検討を行っている。ただし、令和 5 (2023) 年度のリーダーズ研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

リーダーズ研修で学生から提案され、実現した施策は以下のとおりである。

- ㉑ トイレを明るく・防犯ボランティアの設置 (平成 25 年)
- ㉒ 学生の学生による研修 (平成 26 年)
- ㉓ 弘明館に期待するもの (平成 27 年)
- ㉔ 大学案内に学生作成ページ (平成 28 年)
- ㉕ 新入生オリエンテーションでの在学生のロールプレイング (平成 29 年)
- ㉖ キャンパスクリーン大作戦 (平成 30 年)
- ㉗ 学生の自動車乗り入れに対するルール作り (令和元年)

また、本学では教育活動について、学生の意見、要望および提案を把握し、教育の質の向上および大学運営の諸施策を講ずることを目的に、年に1回、九州女子大学・九州女子短期大学学生懇談会（以下「懇談会」という。）を開催している。この懇談会では、学友会の総務委員会委員を中心に各学科から1人以上を選出し、副学長をはじめ教務部および学生部の教職員等の本学出席者とフリートーク形式にて意見交換を行っている。懇談会において提出された改善要望等の意見に対しては、担当部署を通じて内容を検討し、経営協議会の審議を経て出席学生に回答している。【資料2-4-9】

さらに、学生ポータルサイトのUNIPAのシステムにおいて、インターネットを通じた情報提供を行っている。このシステムを導入したことにより、従来は掲示板でしか確認できなかった学内の様々な情報をweb上で配信し、学外での確認が可能となった。大学からのお知らせ機能以外にも大学側が発信するイベントへの申し込みやアンケートへの回答、さらには学生自らが個人のスケジュールを管理する機能も付加しており、学生生活全般にわたって支援するツールとしている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】九州女子大学ホームページ（窓口案内）
- 【資料 2-4-2】九州女子大学奨学金運用要項
- 【資料 2-4-3】令和5年度学生便覧（共通事項）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-4】令和5年度保護者懇談会資料
- 【資料 2-4-5】福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- 【資料 2-4-6】九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項
- 【資料 2-4-7】「ハラスメントのない快適なキャンパスライフを」（リーフレット）
- 【資料 2-4-8】九州女子大学ホームページ（学生相談）
- 【資料 2-4-9】九州女子大学・九州女子短期大学学生懇談会要項

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

リーダーズ研修および学生懇談会については、大学の責任者が学生の声を直接聞くことができる企画であるため、今後も継続することで学生支援に努める。なお、リーダーズ研修に参加する学生については、あらゆる階層の学生を対象にすることを考慮していく。

日本学生支援機構による奨学金受給者は、今後も増えることが予想されるため、奨学金本来の意味をしっかりと伝えるとともに、返還義務に関する学生への指導を強化する。

学生ポータルサイト（UNIPA）については、学生サービスのさらなる向上に向けた活用方法について鋭意検討する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学では、学部の規模および収容定員に係る学生数に対応して、適切な教育施設ならびに研究設備を有し、必要に応じて設備の整備を行っており、大学設置基準や関係法令についても十分基準を満たしている。

令和 5(2023)年 5 月 1 日時点における本学の校地面積は 111,525 m²、校舎面積は 34,309 m²を有し、大学設置基準面積（校地：13,600 m²、校舎：10,016 m²）を十分に満たしており、本学の教育研究の目的を実現するための環境を確保している。

福原学園では、学園全体の運営に係る理事長の諮問機関である福原学園経営戦略会議のもとに、福原学園教育研究環境整備委員会を設置しており、本学の校舎等の施設については、平成 25（2013）年度に福原学園教育研究環境整備委員会九州女子大学・九州女子短期大学部会が設置し、施設の老朽化に伴う建替えや耐震化等について整備計画の立案・検討をしている。検討に際しては、意見や要望をあらかじめ確認する等、本学の意向が反映されるよう連携が保たれている。令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの施設整備状況は、以下のとおりである。

- (a) 耕学館照明器具の LED 化・耕学館トイレ改修・耕学館ロッカールーム改修・整備（令和元年度）
- (b) 錬成館（体育館）照明器具の LED 化（令和元年度）
- (c) 図書館照明器具の LED 化（令和 2 年度）
- (d) 耕学館内壁塗装（令和 2 年度）
- (e) 学内 LAN リプレイス（令和 2 年度）
- (f) 弘明館・耕学館・思静館・錬成館（体育館）Wi-Fi 環境整備（令和 2 年度）
- (g) 耕雲館・第二体育館照明器具の LED 化（令和 3 年度）
- (h) 部室棟照明器具の LED 化（令和 4 年度）
- (i) 第二体育館トイレドライ化工事（令和 5 年度）

本学の各校舎等の一覧は、各年度版の「福原学園ファクトブック」に掲載し、教職員一同で情報共有している。【資料 2-5-1～4】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-5-1】 令和 5 年度福原学園ファクトブック
- 【資料 2-5-2】 令和 5 年度学生便覧（学内見取図）【資料 F-8】と同じ
- 【資料 2-5-3】 福原学園学校施設管理規則
- 【資料 2-5-4】 福原学園防火防災管理規程

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学には、講義室・演習室・学生自習室が併せて 151 室あり、教育施設、研究施設およ

び厚生施設（学部校舎、大学研究室、図書館、附属研究機関、体育館、学生の課外活動施設等）は、全て同一敷地内に設置し、機能的、効率的に活用している。

本学附属図書館（徴古館）は、キャンパス中央に位置し、2,893.77 m²を有している。家政学部、人間科学部の分野を中心に約 21 万冊を所蔵している。閲覧座席数 380 席（収容定員の 22.1%）、学生の自学自習に対応する施設はもとより、図書館内にグループ学習室および多目的学習室を設置し、図書館の資源を活用した授業展開にも応えられる環境を整えている。

資料については、学部・共通教育センター教育職員選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、専任の教職員および非常勤の教育職員リクエスト図書の 4 種類に分けて収集・整理している。また、図書館内には蔵書検索（OPAC）用のパソコンを 5 台設置している。卒業論文ならびにレポート作成における、蔵書検索や論文検索などの目的で活用され、多様な情報入手方法の習得について、授業担当者と図書館の事務職員が連携して取り組んでいる。なお、図書館は、平日 20 時まで開館している。

さらに、映像資料については、約 4,500 の教材ソフトや映画ソフトを所蔵しており、学生が DVD などを個人ブースで自由に視聴できる環境を整えている。【資料 2-5-5~7】

ネットワーク環境等の整備については、学生への情報処理教育に関する支援を行う学術情報センターを設置しており、教育研究用の情報処理施設・機器および学内ネットワークを適切に管理し、情報リテラシー教育の支援を行っている。

情報処理施設としては、情報処理演習室 1(60 人収容)、情報処理演習室 2(60 人収容)、情報処理演習室 3(40 人収容)、情報処理演習室 4(70 人収容)の他、オープンルーム(40 人収容)があり、いずれもインターネット環境を整え、ICT(情報通信技術)を活用した授業や学生の自主的学習室として整備している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-5】令和 5 年度学生便覧（共通事項）【資料 F-5】と同じ

【資料 2-5-6】九州女子大学・九州女子短期大学図書館運営委員会要項

【資料 2-5-7】令和 5 年度福原学園ファクトブック

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパス内のバリアフリー化については、すべての講義棟でエレベーター、スロープ、障害者用トイレを完備しており、令和 5(2023)年度には新たに錬成館(体育館)屋外階段に手すりを設置した。

また、障害のある学生等の受入れに関しては、平成 28(2016)年度より障害学生受入検討委員会を立ち上げ、障害のある学生等が有意義な学生生活を過ごせるよう教育研究環境整備に取り組んでおり、必要に応じ、教務委員会等の各種委員会や当該学科等の教育職員とも連携しながら個別対応をとる体制を整えている。【資料 2-5-8】

施設・設備については、安全性の確保に努めながら、関係法令等に基づいて定期的に専門業者による保守点検を実施しており、植栽の維持管理や学内清掃業務についても専門業者と委託契約を締結し環境美化に努めている。また、日常の設備管理等については、専門部署である法人事務局財務部管財施設課と大学総務課が常に連動し対応するとともに、必要に応じて専門業者にて修繕を行うなど安全管理に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-8】九州女子大学ホームページ（障害のある学生の修学支援について）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、1学年の入学定員が40～130人と小規模であるため、従来から授業のクラスサイズは、教育効果を妨げる問題が生じにくい教育環境にある。一応の目安として、英語等の言語教育科目については30～40人程度、キャリア教育科目は35～40人程度、教養教育科目は最大160人、情報教育科目はパソコン教室の収容人数に応じ40～70人と設定している。また、専門教育科目についても、教育効果に配慮して、クラスサイズを50人以内に抑えて開講している科目もある。このように、すべての科目について、適切なクラスサイズを常に念頭に置いて、きめ細やかな指導ができるよう配慮を行っている。

なお、講義科目においても、必要に応じて演習やアクティブ・ラーニング、さらにはマルチメディアを活用し、教育効果の確保に対する工夫を行っている。【資料 2-5-9, 10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-9】令和5年度授業時間割表

【資料 2-5-10】九州共立大学および九州女子大学総合共通科目のクラスサイズを算出する基本方針※二大学共通教育機構運営会議資料

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

福原学園教育研究環境整備委員会ならびに福原学園教育研究環境整備委員会九州女子大学・九州女子短期大学部会において、第3次中期経営計画の計画期間（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）に策定した施設設備の整備を予定通り完了した。

本学では耐震改修工事、校舎建替え、およびそれに伴う周辺外構工事により、学生の教育研究活動に適した環境を提供している。

令和5（2023）年度には、学生の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するため、施設設備の維持および整備を進めることを基本方針として、第4次中期経営計画の計画期間（令和6年（2024）年度～令和10（2028）年度）を対象とする第4次福原学園教育研究施設設備整備計画を策定した。この計画では、福利厚生施設の新設を実施することとしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に対する学生の意見を直接汲み上げるため、授業評価に関しては、授業フィードバック・アンケートを、学修面全般に関しては、学生生活アンケートを実施している。

学生による授業評価に直接資する授業フィードバック・アンケートは、前期・後期それぞれ中間アンケート実施のうえで、学期末に実施し、授業改善に役立てている。この授業フィードバック・アンケートは、授業に対する学生の満足度に関して無記名の選択・記述形式併用型で実施しており、調査項目としては授業内容、授業の分かりやすさ、教育設備、学生自身の授業態度・姿勢と自由記述欄の質問内容で構成している。授業フィードバック・アンケートの集計結果については、集計・分析し、授業改善の一助となるよう、各授業に関する集計結果と統計的処理に基づく重点改善事項に関する資料を当該授業担当者に配付している。授業担当者は自分の授業の現状把握し、教育改善に努めることができるように運用している。【資料 2-6-1～3】

一方、学生生活アンケートは、学生生活全般に対する全学生の意向を問うもので、カリキュラムを含めた教育プログラムなど、教育環境の改善に役立てるものとしている。【資料 2-6-4, 5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 授業フィードバック・アンケート〔様式〕

【資料 2-6-2】 令和 5 年度授業フィードバック・アンケート集計結果

【資料 2-6-3】 個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）〔様式〕

【資料 2-6-4】 令和 5 年度学生生活アンケート設問項目

【資料 2-6-5】 令和 5 年度学生生活アンケート集計結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-4-①で述べたように、学生生活の安定のための支援学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に関しては、キャリア支援課、福原学園保健センターが中心的な役割を果たしている。【資料 2-6-6～8】

また、基準 2-6-①でも触れたように、学生生活全般に関する学生の意見を収集するため、全学生を対象とした学生生活アンケートおよび1年生を対象とした新入生調査（ジェイ・サーブ）で実態を把握し、学生サービスの改善に反映させている。【資料 2-6-9, 10】

さらに、学生の意見・要望を把握するため、学内に「意見箱」を設置している。「意見箱」に投函された学生の意見書は、学生部長とキャリア支援課の担当事務職員で、月に1度の頻度で回収を行っている。回収された学生の意見・要望等については、学長を委員長とする意見箱開示委員会を設け、各部長ならびに研究科長と学生部委員の代表者1人で内容を検討し、対応策等について審議のうえ回答を決定する。その回答結果は掲示板に文書で掲示し、学生に周知している。本制度は記名を原則としているため、開示委員会で検討

し、学生本人に直接回答する体制としている。【資料 2-6-11, 12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-6】 令和 5 年度学生便覧（共通事項）【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-6-7】 福原学園保健センター規則

【資料 2-6-8】 九州女子大学ホームページ（保健室）

【資料 2-6-9】 新入生調査（ジェイ・サーブ）

【資料 2-6-10】 新入生調査（ジェイ・サーブ）集計報告書

【資料 2-6-11】 2023 年度キャンパスライフ

【資料 2-6-12】 九州女子大学・九州女子短期大学意見箱の設置に関する要項

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準 2-6-①および②において述べたように、本学では様々な機会を設け、学生の意見・要望を把握するように努めている。特に、施設・設備については、本学総務課において要望を集約し、緊急性を有すものについては、予算の範囲内で改善に努め、その他については、福原学園教育研究環境整備委員会において、優先事項および財源等を考慮し、検討を行うこととしている。【資料 2-6-13】

その結果、2-5-①で述べた施設・設備の整備へと結びついている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-13】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】 と同じ

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの施策を継続し、今後とも、あらゆる機会を設けて、学生の意見・要望の把握に努め、本学教育環境の整備を進める。

【基準 2 の自己評価】

本学において、入学定員の確保は、最も重要な課題の 1 つである。入学定員の確保については、学内の協力体制と情報共有による一体的な学生募集・広報活動の推進を図る。

本学では、各学科において、担任制を導入しており、学修支援から学生生活に至るまで、教育職員が学生の状況を把握できているため、この体制を継続して実施する。ただし、学科への依存度が高い傾向にあるため、教職協働を念頭に、事務職員の関与の度合いを高め、バランスが取れた大学運営を目指す。

令和元（2019）年度に正規科目として開講した「インターンシップⅠ」および「インターンシップⅡ」において、インターンシップへの取り組みを強化するとともに、研修期間が 1 ヶ月以上の長期のインターンシップの導入も視野に入れた取り組みが必要である。

本学では、様々な機会を設け、学生の意見・要望を把握するように努めてきた。学生の意見・要望の把握を今後も、継続して行う。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的は、大学学則第1条において「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と定め、大学院では大学院学則第1条において「九州女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。この教育目的ならびに建学の精神である学是「自律処行」に基づき、「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する」を踏まえて、平成27（2015）年度に全学共通の卒業認定・学位授与の方針（DP）を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針（CP）を定めている。

また、平成30（2018）年度から実施されている第3次認証評価制度において、三つのポリシー（DP・CP・AP）に基づいた教育改革のPDCAサイクルの実践的な運用が内部質保証として求められていることや、高大接続改革において、学力の三要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を踏まえた入試制度改革を実施する必要があることから、入学者受入れの方針（AP）の見直しを行った。

大学全体の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性・倫理性」に区分して策定し、この卒業認定・学位授与の方針（DP）を土台として、各学科・専攻は各々の専門分野に則した卒業認定・学位授与の方針（DP）を平成28（2016）年度に定めた。これにより、大学全体および各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）に整合性と一貫性を持たせている。

大学全体および各学部・学科ならびに大学院人間科学研究科の卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）は、「教員ハンドブック」「学生便覧」等の学内の刊行物に掲載し、学生および教職員に広く周知するとともに、大学ホームページにおいて学外へも公開している。

【資料 3-1-1～5】

卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）を表 3-1-1～表 3-1-6 に示す。

表 3-1-1 大学全体の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・技能	社会人に相応しい教養および専攻する学問分野における基本的な知識を体系的・構造的に理解するとともに、学んだ知識や自己のあり方等について、文化、社会、自然等と関連づけて身に付けている。
思考力・判断力・表現力	多様なコミュニケーション・スキルを用いて円滑にコミュニケーションができ、地域や社会における課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	高い倫理性をもって自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動できるとともに、多様な人々と積極的かつ効果的に協調・協働して行動できる。さらに、地域や社会の一員としての意識を持ち、その改善や発展に向けて貢献しようとする協働力を身に付けている。

表 3-1-2 生活デザイン学科の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・技能	教育者・企業人として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	1. 教育者・企業人としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 2. 人間生活とその環境に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	教育者・企業人として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。

表 3-1-3 栄養学科の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・技能	管理栄養士として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	1. 管理栄養士としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 2. 食と栄養に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	管理栄養士として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。

表 3-1-4 児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・技能	教育者・保育者として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている。
-------	---

思考力・判断力・表現力	1. 教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 2. 教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。

表 3-1-5 心理・文化学科の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

知識・技能	教育者・企業人として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	1. 教育者・企業人としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 2. 人間の心理と文化に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	教育者・企業人として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。

表 3-1-6 大学院人間科学研究科の修了認定・学位授与の方針 (DP)

知識・技能	1. 日本文化、日本語・日本文学、心理学に関する幅広い知識を基盤に、高度かつ専門的な知識と技能を身に付けている。 2. 専門分野に関する諸問題を最新の学問的成果を踏まえて理解し、研究を遂行できる能力を身に付けている。
思考力・判断力・表現力	専門分野の諸問題に対して、各研究分野で培った高度なコミュニケーション力、論理的思考力を用いて、合理的、効果的に課題解決ができる能力を身に付けている。
主体性・協働性・倫理性	自身の専門分野を研究する者として相応しい素養や倫理観、責任感を持ち、地域や社会の動向を踏まえて現場で必要とされる実践力を身に付け、他者と協働し社会の一員として適切な行動ができる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-2】九州女子大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-3】令和 5 年度版教員ハンドブック

【資料 3-1-4】令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-5】令和 5 年度履修ガイド【資料 F-12】と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定については、評価責任者により、シラバスに明記したとおり、試験・レポート・授業への参加状況等の総合的評価によって行われている。授業への出席については、「学生便覧」に記載のとおり、試験の受験資格を原則として、開講回数の3分の2以上の受講回数としているため、教育職員は毎回正確に出席確認を行っている。

成績評価に対する学生の確認・異議申し立ては、原則として、教務課を通じて授業を担当する教育職員へ報告し、対応した結果は教務課を通じて、学生に回答している。

本学は、大学学則第47条に卒業認定基準、大学院学則第30条に修了認定基準を明確に定めており、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）に則り適正に運用している。また、進級の基準については家政学部ならびに人間科学部履修規程第24条に定めており適正に運用している。さらに各学部の履修規程において、関連する項目について詳細に定めており、それらの規定に基づいて単位認定、進級および卒業認定等を実施している。【資料3-1-6】

また、単位認定、進級・卒業認定、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）は、学生に配付する「学生便覧」の他、ホームページにも掲載し、学内外に広く周知している。なお、学生はポータルサイト（UNIPA）を利用し、Web上で成績通知表を閲覧が可能となり、常時単位の修得状況を確認できるようにしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-6】 令和5年度学生便覧【資料F-5】と同じ

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部の一年間の授業期間、単位の計算基準、単位の認定および進級、卒業・修了認定については、大学学則、大学院学則および各学部、大学院の履修規程において詳細に定めており、それらの規定に基づいて厳正に適用している。【資料3-1-7】

単位は、履修登録手続きを正しく行い、授業に出席したうえで、シラバスに明記している各科目の評価基準に従って認定している。シラバスでは、授業科目ごとにその授業の概要、授業の到達目標および卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）と授業到達目標との関係を示している。各授業科目の成績評価の方法については、授業到達目標への到達努力の評価と最終到達度の評価の基準で100%となるように明記している。なお、総合共通科目である言語・異文化理解科目、情報教育科目、キャリア教育科目区分において、同一科目を複数のクラスで開講している科目については、定期的に領域科目担当者会議を開催し、統一シラバス等の対応により成績評価基準に差が生じないように配慮している。

このように単位の認定に関しては、大学学則、大学院学則および各学部、大学院の履修規程において明確に規定されており、シラバスに示す成績評価基準に基づいて、厳正に行っている。特に、シラバスには各回授業の予復習課題の内容を記載して、単位の実質化の一助にしている。【資料3-1-8】

表3-1-7 成績評価・GPA換算表

合 否	評価基準	「成績通知書」 評価表示	「成績証明書」 評価表示	G P (Grade Point)
合 格 (単位修得)	100～90点	秀	秀	4.0
	89～80点	優	優	3.0
	79～70点	良	良	2.0
	69～60点	可	可	1.0
不合格	59～0点	不可	表示されない	0
	出席不良	無資格		0

成績は、表3-1-7に示すように、評価基準の点数に応じて秀、優、良、可、不可で評価され、可以上を単位修得評価として認定している。なお、評価基準の点数が不合格で不可となった場合、成績通知書の記載については、評価点数が、59～0点の場合は「不可」、出席不良の場合は「無資格」と表記し、不認定となった理由をより明確にすることにより、学生の学修改善に繋がるようにしている。また、成績評価はポイント換算し、GPA (Grade Point Average) 算出の基礎点として、履修指導等に活用している。

学生の成績は、学務情報システム「GAKUEN」から出力して卒業・進級判定資料としてまとめ、学科会議で確認したうえで、卒業については学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与している。2年次から3年次への進級については、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し学長が決定している。【資料3-1-9】

表3-1-8に過去3年分の卒業生数と卒業延期者数の推移を示す。表に示すように、毎年2%前後の卒業延期者が出ている。

表3-1-8 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度における卒業生数と卒業延期者数

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	人間生活学科	栄養学科	人間生活学科	栄養学科	人間生活学科	栄養学科
卒業生(人)	43	86	39	76	39	81
卒業延期者(人)	1	2	0	0	0	1
合 計(人)	44	88	39	76	39	82
	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	人間発達学専攻	人間基礎学専攻	人間発達学専攻	人間基礎学専攻	人間発達学専攻	人間基礎学専攻
卒業生(人)	100	59	138	72	130	78
卒業延期者(人)	0	0	1	2	0	0
合 計(人)	100	59	139	74	130	78

本学では、入学前の既修得単位の認定については、大学学則第37条に規定しており、教務委員会を経て教育運営委員会で審議したうえで決定している。【資料3-1-7】

大学学則第36条に規定している大学以外の教育施設等での学修と併せて上限を60単位

とし、学科会議・教務委員会・学部教育運営委員会の承認を経て認定する。編入学生の単位認定は上限を定め、一括認定と個別認定を併用し、前述の審議手続きを経て認定している。他大学等における既修得単位の認定についても、大学学則および各学部の履修規程に認定の対象となる事項や認定の手続き等を明記し、適切に処理している。大学院研究科においては、大学院学則第 28 条により、在学中に他の大学の大学院等の授業科目の履修により 10 単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位の算入することができるとしている。なお、学科の教育理念との関連性および総合共通教育の重要性の観点から、英語、英語コミュニケーション、情報処理演習、日本語表現法およびキャリアデザインの各科目において、編入学後に編入生用アチーブメント・テストを実施して個々人の能力を査定したうえで単位認定の可否を判定している。【資料 3-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-7】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-8】 令和 5 年度シラバス【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-9】 令和 5 年度卒業査定資料

【資料 3-1-10】 各学科 3 年次編入学生単位認定に係る認定方法について

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学修成果を重視した教育課程の運用を行っている。今後も、教育課程については、運用実態等の検証ならびに評価を行っていく。また、三つのポリシー（DP・CP・AP）については、教育目的を念頭に内容の一貫性、整合性、明瞭性、具体性の観点から毎年度の検証を行う。

進級・卒業要件査定以外の通常の単位認定については、教育職員に対し、各学期の成績提出締切日を厳守とした周知徹底を行っている。締切日以降に成績変更等が生じた場合は、当該の教育職員に対し、教務部長に宛てた理由書の提出を求め、厳正に取り扱う。また、同一科目を複数のクラスで開講している科目の評価については、成績評価基準の統一とその厳正な適用を図るため、今後も領域科目担当者会議において調整・検討を行う。

GPA 制度については、進級査定時の活用などの利用拡大についても具体的検討を進める。その一つとして、令和 3（2021）年度からは、GPA を利用した組織的な学修支援体制による学生指導を開始しており、今後、効果的な運用について検討を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、全学共通の卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針（CP）を定めている。【資料3-2-1】

また、各学部においても、全学共通の教育方針と各教育課程との関連を明確にするために、人材養成および教育研究上の目的等を学部の専門性や特色に応じて具体的に定め、その目的等を踏まえて、各学科・研究科ごとの卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）を定め、各種印刷物や本学ホームページで学内外へ周知している。【資料3-2-2～4】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】 令和5年度学生便覧【資料F-5】と同じ

【資料3-2-2】 2024（令和6）年度九州女子大学入学試験要項【資料F-4】と同じ

【資料3-2-3】 令和5年度版教員ハンドブック

【資料3-2-4】 九州女子大学ホームページ（三つのポリシー）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学全体の卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）は、3つの領域（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性・倫理性」）から成り、各教育課程を修め、教育目標に到達した学生に卒業・修了を認定し、学位を授与する。

この卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）を実現するため、大学全体の教育課程編成・実施の方針（CP）は、教育内容、教育方法、教育評価ごとに方針を定め、教育課程に反映させている。

基準3-1-①で詳述したとおり、各学部は、大学学則第3条において、大学院人間科学研究科では、大学院学則第6条において、「人材養成及び教育研究上の目的等」を定めるとともに、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）を定めて明確化している。

また、学科ごとにカリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートを毎年度に作成することにより、人材育成目標に照らし、教育課程の適切性を継続的に検証する体制を整備している。このような編成によって、大学全体ならびに学科・研究科の卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）と教育課程編成・実施の方針（CP）には相互に関連性を持たせている。

【資料3-2-5,6】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-5】 令和5年度学生便覧【資料F-5】と同じ

【資料3-2-6】 九州女子大学ホームページ（カリキュラムフローチャート）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の各学科・研究科における教育課程は、教育課程編成・実施の方針（CP）に即して体系的に編成しており、その詳細は以下のとおりである。【資料3-2-7～11】

<大学共通>

本学の教育課程は大きく総合共通科目と専門教育科目で編成している。総合共通科目には、「教養教育科目」、「言語・異文化理解科目」、「情報教育科目」、「健康教育科目」、「キャリア教育科目」の5つの履修区分がある。全学共通に配置している総合共通科目のうち、「キャリア教育科目」区分の「キャリア基礎演習Ⅰ」・「キャリア基礎演習Ⅱ」・「キャリア基礎演習Ⅲ」は、学生自身の学びの深化を把握することを可能にする科目であり、修学支援の観点からも全学生を対象に配置している。また、「キャリアデザインⅠ」は、将来のキャリアに関する意識の醸成および就職までのプロセスの明確化を図るために必要な科目として配置している。

専門教育科目については、学生に高い専門性を修得させるとともに、自発的思考を基に自らの将来像を早期から描き、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）に沿った人材を養成するため、各学科の特色を踏まえた科目群を設定し、各授業科目を各科目群に分類している。

また、各学科ごとにカリキュラムツリーおよびカリキュラムフローチャートを作成し、教育課程の体系化を明確にするとともに、学生の履修指針として活用できるように配慮している。併せて、カリキュラムツリーにおける科目群ならびにその科目群内における位置付けを簡潔に表す科目ナンバリングを整備し、授業科目の系統性を明確にしている。

本学では開講する全ての授業科目についてシラバスを作成している。シラバスの基本的な形式や内容は、全学的に統一され、シラバスの形式・内容・編集等については、評議会のもとにある教務委員会が中心となり策定し、授業内容・方法とシラバスの記載事項の整合性を確保するため、シラバスの位置付けと役割は「教員ハンドブック」やシラバス作成要領を通じて、授業科目を担当する教育職員に周知している。

シラバスの項目は、授業概要・到達目標・授業計画（週数、テーマ、授業内容、備考欄）・成績評価方法・教科書・参考書等としている。また、平成25（2013）年度より、シラバス記載内容の第三者による確認作業を実施するなど、シラバスの厳格化にも努めており、より多角的な評価を行うよう成績評価方法・基準等について一部を見直し、シラバス作成要領も明確化するなど改善を行っている。平成27（2015）年度より、第三者による確認の精度を高めるため、新たにシラバス確認チェックシートを基に確認作業が実施している。さらに平成28（2016）年度より、優秀なシラバスを好事例シラバスとして紹介し、記載内容を参考に改善を促すなどの充実も図っている。

シラバスには、準備学習（予習・復習等）の内容と時間数および課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの内容や方法について具体的に明記している、このように、シラバスは授業内容・方法との整合性を考慮して充実させるとともに、第三者による確認のためのチェックシートの内容見直しを図るなど、組織的な点検・検証を毎年度学部教育運営委員会等において行っている。

また、本学では、履修指導の一貫として、年間履修単位の上限を平成23（2011）年度より48単位とし、単位制度の実質化を確保している。ただし、成績優秀者等の履修上限に

については 48 単位を越えて履修を認めることができることを規定しており、この規程に基づいて運用している。

このように、各学科・研究科における教育課程を教育課程編成・実施の方針（CP）に即して体系的に編成しており、その具体的内容は以下のとおりである。

表 3-2-1 大学全体の教育課程編成・実施の方針（CP）

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目は、心身ともに健康かつ文化的に豊かな人生を送るために必要な知識・技能に関わる分野の科目を配置する。 2. 専門教育科目は、総合共通科目の教育内容と連携強化を図り、基本的な内容から応用・発展的な内容まで体系的に学べるように科目を配置する。
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義形式の授業とともに、学生の主体的な学びを引き出すために少人数授業、習熟度別授業、双方向的・学生参加型授業、課題解決型授業等の多様な授業形態を取り入れた教育方法を実施する。 2. 海外研修や実習等の体験的な学習活動を実施する。
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各授業は、シラバスによって明確化された到達目標と成績評価基準に従い、単位を付与する。 2. 学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たすことを含め、総合的に評価する。

<家政学部>

家政学部は、学士（家政学）に係る必修科目として学部共通科目の「家政学概論」を開設するとともに、教職、フードスペシャリスト、ピアヘルパー、インテリアプランナーなどの免許・資格取得に必要な科目を配置している。令和元（2019）年度には、教育職員免許法改正に伴う教職課程再課程認定に対応するため、「教育相談論」を、学部共通科目区分から教職に関する専門教育科目区分に移動し、15 科目 29 単位とした。さらに、専門教育科目のスリム化および適切な科目配置を図り、学部共通科目は現在9科目 18 単位としている。

生活デザイン学科は、①幅広い教養、ならびに人間生活とその環境分野についての専門領域の知識と技能を身に付け、生活者の観点で豊かな生活をデザインする者、②高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、学校教育および食分野・住分野に関連する各業界で主体的に貢献できる能力を身に付ける者、③多様な考えを有する人々と協働して、豊かな生活を実現するという視野を有して、家庭や学校、地域社会における課題を生活者の視点で解決しつつ活躍する者を養成するための専門教育科目を配置している。

生活デザイン学科の専門教育は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目（家庭科教育コース、インテリアデザインコース、ライフデザインコース）、およびゼミナール科目によって構成している。学部共通科目は、家政学部の生活デザイン学科と栄養学科に在籍する学生が受講可能であり、家政学部の教育目的である人間生活とその環境に関する学問領域と食と栄養に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成することを達成するという観点から、人間生活および食と栄養に関して共通する科

目および教育職員免許法施行規則に定める科目区分における教育の基礎的理解に関する科目を配置している。学科共通科目は、人間生活とその環境分野に必要な不可欠な基礎的科目を配置している。

コース科目は、家庭科教育コース、インテリアデザインコース、ライフデザインコースで構成している。家庭科教育コースでは、教育者として必要な専門性の高い知識・技能や教育活動において求められる指導力を育成することから、中学校教諭一種免許状(家庭)、高等学校教諭一種免許状(家庭)を取得するために必要となる教育職員免許法施行規則に定める科目区分のうち、教科に関する専門的事項に関する科目を配置、インテリアデザインコースでは、住宅リフォームや家屋リノベーション等の住の専門的人材を育成することから、インテリアプランナー登録資格、インテリアコーディネーターの取得および二級建築士の受験資格に必要な科目を配置、ライフデザインコースでは、食生活マネジメント(食ビジネス)と衣生活マネジメント(衣ビジネス)を主な内容とするビジネス系の科目をそれぞれ配置している。

ゼミナール科目は、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」と「キャリア発展ゼミナール」を配置し、情報収集の実践、多面的な情報収集の手法の習得、要約・分析の実践、グループで情報収集・要約・分析、発表を行うという内容で展開する。

表 3-2-2 家政学部 生活デザイン学科の教育課程編成・実施の方針 (CP)

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、家庭科教育コース、インテリアデザインコース、ライフデザインコースの3コースで構成し、教育者・企業人として必要な人間生活とその環境に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。 2. 専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、コース科目を家庭科教育コース、インテリアデザインコース、ライフデザインコースの3コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで体系的に学べるように科目を配置する。 3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実験・実習の科目を適切に配置する。
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。 2. 講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究(「キャリア発展ゼミナール」)は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 4年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

栄養学科は、管理栄養士として必要な食と栄養および健康・福祉に関する専門的な知識と技術を体系的に学ぶために、管理栄養士学校指定規則(厚生労働省)に準拠して専門基礎分野と専門分野に関わる科目を配置することを教育課程編成・実施の方針(CP)として

明文化している。なお、平成 25 (2013) 年度入学生からは新教育課程を導入し、必修科目として専門基礎分野と専門分野に合計 61 科目 96 単位の科目を配置した。その後も継続的に教育課程を検証し、令和 2 (2020) 年度入学生から、専門基礎分野 40 単位、専門分野 48 単位、卒業に要する修得単位数をこれまでの 135 単位から 124 単位を配置する教育課程に改編した。

以上の編成・方針、科目区分、必修・選択の別および単位数については、「学生便覧」の家政学部履修規程および大学教職課程履修規程において明記している。

表 3-2-3 家政学部 栄養学科の教育課程編成・実施の方針 (CP)

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、管理栄養士として必要な食と栄養および健康・福祉に関する専門的な知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。 2. 専門教育科目は、学部共通科目、専門基礎分野、専門分野に区分し、専門基礎分野を「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」の 3 領域、専門分野を「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」の 8 領域で構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する。 3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実験・実習の科目を適切に配置する。
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。 2. 講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 4 年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

<人間科学部>

人間科学部の教育課程は、大きく、総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目、留学生特別科目の科目区分で構成している。このうち、総合共通科目、自由選択科目、留学生特別科目の 3 科目区分は、基本的に全学共通の科目が配置されており、専門教育科目は、各学科の専門教育に係る科目を配置している。

児童・幼児教育学科の専門科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目（児童教育コース、幼児教育・保育コース）、ゼミナール科目の 4 つの区分で構成している。学部共通科目は、人間科学部の児童・幼児教育学科と心理・文化学科に在籍する学生が受講できる科目であり、人間科学部の教育目的である子どもの教育および発達支援に関する学問領域と人間の心理・文化に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付けた人材を養成することを達成するという観点から、子どもの教育上必要不可欠な基礎的な知識を成す言語・学習、発達や心理等、児童・幼児教

育学科と心理・文化学科の学生にとって、共通して修得すべき知識を学ぶ科目として配置している。学科共通科目は、初等教育領域と特別支援教育領域の2領域に分けられ、本学科が主たる目的とする小学校・幼稚園教諭一種免許状および特別支援学校教諭一種免許状に必要な専門性を持つ科目を配置している。コース科目は、児童教育コースと幼児教育・保育コースの2コースで構成し、児童教育コースにおいては、教育者として必要な専門性の高い知識・技能や教育活動において求められる指導力を育成する科目を配置しており、幼児教育・保育コースにおいては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な領域および保育内容の指導法に関する科目を配置している。ゼミナール科目は、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」と「キャリア発展ゼミナール」を配置し、情報収集の実践、多面的な情報収集の手法の習得、要約・分析の実践、グループで情報収集・要約・分析、発表を行うという内容で展開する。

心理・文化学科の専門科目は、学部共通科目、コース科目（心理学コース、国語・書道教育コース、文化文芸コース）、ゼミナール科目、教職に関する専門教育科目の4つの区分で構成している。学部共通科目は、人間科学部の心理・文化学科と児童・幼児教育学科に在籍する学生が受講できる科目であり、人間科学部の教育目的である子どもの教育および発達支援に関する学問領域と人間の心理・文化に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付けた人材を養成することを達成するという観点から、子どもの教育上必要不可欠な基礎的な知識を成す言語・学習、発達や心理等、心理・文化学科と児童・幼児教育学科の学生にとって、共通して修得すべき知識を学ぶ科目として配置している。コース科目は、心理学コース、国語・書道教育コースおよび文化文芸コースの3コースで構成し、心理学コースにおいては、教認定心理士の取得および公認心理師の受験資格に必要な学部科目を配置し、国語・書道教育コースにおいては、中学校教諭一種免許状（国語）および高等学校教諭一種免許状（国語）（書道）の取得に必要な科目区分のうち、教科に関する専門的事項に定める科目、および教育の基礎的理解に関する科目の一部科目を配置、文化文芸コースにおいては、伝統文化としての書道や文芸、メディア等の現代文化に関する科目、および中学校教諭一種免許状（国語）および高等学校教諭一種免許状（国語）（書道）の取得に必要な科目区分のうち、教科に関する専門的事項に定める科目の一部科目を配置している。ゼミナール科目は、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」と「キャリア発展ゼミナール」を配置し、情報収集の実践、多面的な情報収集の手法の習得、要約・分析の実践、グループで情報収集・要約・分析、発表を行うという内容で展開する。教職に関する専門教育科目は、中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）（書道）を取得するために必要となる各教科の指導法に関する科目や教育の基礎的理解に関する科目を自由科目として配置している。

以上の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の区分および単位数については、「学生便覧」の人間科学部履修規程および大学教職課程履修規程において明記している。

上述のとおり、人間科学部の教育課程では、学科それぞれの専門性を修得するうえで、総合共通科目と専門教育科目による適切な授業区分を設定し、授業形態については、講義・演習・実験、校外実習等に区分して開講している。

表 3-2-4 児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針 (CP)

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、児童教育コースと幼児教育・保育コースの2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。 2. 専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、学科共通科目を初等教育領域、特別支援領域の2領域、コース科目を児童教育コース、幼児教育・保育コースの2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する。 3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する。
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。 2. 講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究(「キャリア発展ゼミナール」)は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 4年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

表 3-2-5 心理・文化学科の教育課程編成・実施の方針 (CP)

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、心理学コース、国語・書道教育コース、文化文芸コースの3コースで構成し、教育者・企業人として必要な人間の心理と文化に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。 2. 専門教育科目は、学部共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、コース科目を心理学コース、国語・書道教育コース、文化文芸コースの3コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで体系的に学べるよう科目を配置する。 3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実技・実験・実習の科目を適切に配置する。
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。 2. 講義・演習・実験・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。 3. 卒業研究(「キャリア発展ゼミナール」)は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。 2. 4年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

＜大学院＞

大学院人間科学研究科の教育課程は、修了認定・学位授与の方針（DP）に定める人材を育成するために、共通科目を基盤に専門教育科目を展開し、修了研究科目を体系的に編成し科目を配置している。専門教育科目には、日本語・日本文学研究分野および臨床心理研究分野を設定している。取得可能な免許資格として、中学校教諭専修免許状（国語）、高等学校教諭専修免許状（国語）と公認心理師（国家資格）国家試験受験資格を取得することができる科目を配置している。心理実践実習に関する科目については、「心理実践実習Ⅰ」「心理実践実習Ⅱ」とし、合計 450 時間以上の実習時間を確保している。

表 3-2-6 大学院人間科学研究科の教育課程編成・実施の方針（CP）

教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共通科目は、日本文化、日本語・日本文学、心理学を基盤とした高度な研究能力とコミュニケーション力を身に付けるとともに、研究倫理についても理解を深めるため、必修の導入科目として「人間科学基礎特論」を配置する。 2. 専門教育科目は、「日本語・日本文学研究分野」と「臨床心理研究分野」に区分し、研究者として課題を解決する技能を身に付けるための科目を配置する。1 年次では両分野を横断的に幅広く学びながら各分野に関する専門知識を深め、2 年次では自身の専門分野の選択科目を通して高度な専門性を身に付ける。 3. 修了研究科目は、修士論文の作成を通して、研究倫理に基づき、課題に対する探求力や解決力および論理的思考力などの研究者として必要な能力を身に付けるため、必修科目として「修了研究Ⅰ」「修了研究Ⅱ」を配置する。
教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義科目および演習科目では、幅広い知識を修得させることを目的として、アクティブ・ラーニングを取り入れた双方向による授業を実施し、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。 2. 実習科目では、実社会において修得した知識・技能を実践する力を身に付けることを目的として、調査・実践の計画の立案、事後の検証を行う。 3. 修了研究は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。
教育評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知識・技能の修得に関しては、講義科目および演習科目において、研究課題に対する調査や研究成果の報告を通して、総合的に評価する。 2. 思考力・判断力・表現力の修得に関しては、修士論文における研究成果に基づき、評価する。 3. 主体性・協働性・倫理性の修得に関しては、修士論文における研究成果に基づき、研究課題に対して主体的に解決しようとする姿勢と能力を評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】 令和 5 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-8】 令和 5 年度シラバス【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-9】 令和 5 年度版教員ハンドブック

【資料 3-2-10】 九州女子大学ホームページ

（三つのポリシー）（カリキュラムフローチャート）

【資料 3-2-11】 カリキュラムツリー（学科別）

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は全学共通の教育課程を導入し、この教育課程の円滑な運用のために共通教育センターを設置している。共通教育センターには兼任の教育職員を配置し、教養教育の推進および運用上の責任体制を明確にしている。

少人数教育を推進するにあたり、同一科目を複数クラスで開講している科目は、科目の円滑な運用のために領域科目担当者会議を開催している。一方で、教養教育は、各学部の専門教育との連携が不可欠であり、各学部の人材育成方針および教育目標と齟齬のないよう、教務委員会において最終的な調整を図る体制を構築している。【資料3-2-12, 13】

加えて、本学は併設大学である九州共立大学の教養教育担当者が所属する九州共立大学共通教育センターとともに九州共立大学・九州女子大学共通教育機構を平成23(2011)年度に組織化した。この九州共立大学・九州女子大学共通教育機構のもとには、両大学における教養教育の在り方を検討するため、教職協働による九州共立大学・九州女子大学共通教育機構運営会議および九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会を設置して、両大学における教養教育の共通化、教務面の連携・調整、人的資源の有効活用(人材交流)等の検討を行い、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構が主導して策定した新たな教養教育課程(総合共通科目)を平成27(2015)年度から導入した。その後、完成年度である平成30(2018)年度に平成27(2015)年度からの3年間の検証を踏まえ、「日本語、英語の重視」および「社会常識と判断力育成」を中心として、新たな教養教育課程(総合共通科目)を令和元(2019)年度から導入した。

なお、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会は、新たな教育課程の開始に伴い、総合共通科目および総合教育科目を担当する教育職員等に関する調整・検討機能のさらなる充実を目的に、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会に組織変更した。【資料3-2-14~15】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-12】九州女子大学教務委員会要項

【資料3-2-13】九州女子大学共通教育センター教務委員会の運営に関する申し合わせ

【資料3-2-14】九州共立大学・九州女子大学共通教育機構規程

【資料3-2-15】九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会要項

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(a) 授業の方法や内容の工夫

本学では、各学部が学部の特色を踏まえて、授業の方法や内容に工夫を行っている。詳細は以下のとおりである。【資料3-2-16~19】

<家政学部>

家政学部では、学生の授業への主体的参加について、授業形態や授業科目によってその方法はさまざまであるが、教育職員の一方向的な授業でなく、学生と対話する意識を強く持ち、双方向型授業の実践に努めており、各科目の準備(予習・復習等)について、より具体的な内容を提示することにより、学生の主体性を向上させている。

生活デザイン学科では、学生の希望取得免許・資格の種類により履修モデルに従って履

修させている。基幹科目に配置した必修科目は、その他の領域を有機的に関連付ける役目を果たしている。各コースの知識や技能の活用能力、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、幅広い学際的能力等を総合し、発信および提案する力を身に付けることを目的とし、プレゼンテーション資料作成等に必要な情報に関する科目も含まれる。

主体的な学びの力を高めるために、1年次から課題解決型授業を展開し、前年度にその授業を体験した2年生がファシリテーターを務めることで、連動性を持たせている。3年次には、学生自身が身に付けてきた生活デザイン学科の学びを、オープンキャンパスに来校した高校生やその保護者へ説明している。学生が生活デザイン学科で得た知識や技術を学内外の他者へ伝えることを通して、学びの再確認と再構築をする機会を設け、将来地域や社会に貢献することができる意識とスキルを育てている。また、教養教育・専門教育の集大成として、卒業研究に向けた調査、演習、実験・実習を行っている。そのうえで、学生の主体的な学問的探求心を養うため、各分野の演習科目で学修した専門知識・技術を駆使して研究テーマに取り組む「卒業研究」を行っている。

栄養学科では、初年次教育に関して、早くから入学前教育を導入する等、その強化、充実に努めている。入学前教育においては、学科の専門教育科目の基礎となる知識や考え方を学修することを目的とし、入学予定者全員に課題（「入学前教育の課題」）を課す方法で実施しており、平成26（2014）年度からは、入学者全員を対象にして、内容も充実させた。具体的には、栄養学科の専門教育科目を担当する教育職員全員が「入学前教育の課題」を作成し、1年次前期の正課授業としてオムニバス形式で課題解説を行う教育課程とした。

栄養学科は、「人間の栄養に強い、食と調理に強い、栄養管理に強い、人の健康と福祉に貢献できる実践力と人間力に優れた管理栄養士の育成」を目指している。そのために、1年次より人体の構造と機能および疾病の成り立ちに関する分野、食べ物と健康に関する分野の実験・実習科目を配置し、さらに、3年次の臨地実習を効果的に実施するなど、実践力を育成する工夫を行っている。また、管理栄養士国家試験の合格に繋げるべく、科目配置や授業内容の面で年度末に検証し、次年度の計画立案を行っている。

<人間科学部>

人間科学部では、教育目標を十分に達成できる科目を配置し、学士課程に相応しい教育内容を提供している。1・2年次には総合共通科目、学部共通科目を配置し、基礎教育を充実させている。また、専門教育科目は、低学年の概論的内容から、高学年の専門的な内容へと順次バランスよく配置し、発展させている。特に少人数での演習や実習の配置によって、教育内容を充実させている。

また、初年次教育・高大連携に関しては、まず、新入生に対して、高大の接続を重視した教育内容を提供する。人間科学部で行う最初の高大接続のための個別指導は、入学直後のオリエンテーションで行われる。これは学科単位で教務担当教育職員による履修指導を中心に個別指導を行うことを目的としている。個別相談による対応を含め、指導後は学生自身が履修計画を立てている。

なお、平成19（2007）年度から、入学時に英語のプレイスメント・テストを実施しており、その結果を基に能力別クラス編成を行っている。今後も、英語教育における能力別クラス編成の適切な運営と授業成果の確認によって、教育の質の保証を図る。

人間科学部の児童・幼児教育学科および心理・文化学科では、基礎となる児童発達、乳

幼児発達、特別支援教育、心理学、国語・書道、図書館・情報の各分野については、分野ごとに基礎科目、基幹科目の区分を設けることにより、基礎的な内容から応用・発展的内容へと展開するように、年次に応じて科目を配置している。また、1年次には総合共通科目を中心に履修が可能となるように、1年次における専門教育科目の配置数を抑えている。教職関連科目、教職に関する専門教育科目では、教員免許取得のために必要となる科目を配置することにより、1年次から4年次までの体系的な学修が可能な科目を配置している。

授業は、一般講義、演習、実験、実習やフィールドワーク等学生の主体的活動を促す体験型授業を取り入れて多様な方法で行っている。さらに、ICT機器、プロジェクター、電子黒板等のマルチメディアを活用した双方向型授業を行い、社会状況の変化に対応する教育方法の工夫を行っている。

児童・幼児教育学科および心理・文化学科では、他学科の科目履修を可能とするようブリッジ制を採用している。ブリッジ制により学生の希望に応じて学びの幅の広さも確保している。

(b) シラバスを活用した教授方法および内容の周知

学生に対して、授業の方法および内容、ならびに授業計画を詳細に明示するシラバスを作成している。これには、授業科目ごとにその授業の到達目標を示し、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）に基づく授業の到達目標との関係が示され、学生に対して、各授業科目の学修に係わる評価の基準を明記している。

シラバスには、1単位の授業科目に必要な45時間の学習を考慮して、各回授業の予・復習課題も記載して授業時間外に必要な学修等を指示し、単位の実質化を図っている。

また、学生の主体的な学びを引き出すため、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れており、シラバスに記載欄を設け内容を明記している。

さらに、シラバスの記載内容については、科目担当の教育職員とは別の教育職員が校閲を行うシラバスの第三者確認制度を整備し、科目名称と授業内容ならびに到達目標と教育目標等の適切性、複数コマ開講の同一科目の内容等の統一化、当該科目と関連する科目の授業内容の連続性、成績評価方法の適切性、課題（レポート）や試験に対する説明および、フィードバックの方法などについて、第三者の視点で確認し点検する仕組みを継続して運用している。【資料3-2-20】

(c) 教授方法の改善を進めるための組織的な取り組み

本学では、評議会のもとにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」と記す。）推進委員会を設置し、建学の精神および教育理念に立脚した教育の質的向上に資するために組織的な研修および研究の取り組みを推進している。【資料3-2-21, 22】

取り組み事項としては、授業フィードバック・アンケートを継続して実施しており、詳細は基準3-3-②で述べるが、授業フィードバック・アンケートは毎学期末に非常勤も含めた全授業科目に対して実施している。授業担当の教育職員に対しては、集計結果を踏まえ、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の作成を求め、次期の授業方法の改善へフィードバックする方法で行っている。集計結果は、教務課で取りまとめのうえ、

図書館にて公開するとともに、令和4(2022)年度からは、大学全体の授業フィードバック・アンケートの集計結果を、年度・学期ごとにホームページに掲載している。併せて、各授業における日常的な評価に対する適時な授業改善の重要性に鑑み、学期途中での中間アンケート(ミニアンケート)を実施し、授業展開に即座にフィードバックできるように対応している。【資料3-2-23】

また、具体例を参考にして教授方法の改善を図る目的で、すべての教育職員が他の教員教育職員の担当授業を参観する授業相互参観を行い、授業参観記録の提出を求める取り組みも実施している。【資料3-2-24】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-2-16】 令和5年度学生便覧【資料F-5】と同じ
- 【資料3-2-17】 カリキュラムフローチャート(学科別)
- 【資料3-2-18】 履修モデル(学科・資格別)
- 【資料3-2-19】 主要科目の特長(学科別)
- 【資料3-2-20】 令和6年度シラバス記載内容の第三者(担当教員以外の者)による確認について
- 【資料3-2-21】 九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
- 【資料3-2-22】 令和5年度FD研修会資料
- 【資料3-2-23】 個人点検・評価報告書(ティーチング・ポートフォリオ)〔様式〕
- 【資料3-2-24】 令和5年度授業相互参観報告書

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

学生生活アンケートの結果を基に、さらに詳細な学生の学修時間の動向実態や学修行動の把握を行い、全学的なIR活動として分析を進める。加えて、各学部の教育課程を通じた学修成果の把握をするためのアセスメントテストの体系化や、卒業時の学生の学修成果を社会に提示するための手法の開発等、具体的な質保証の取り組み強化の方法についても検討を進める。また、教養教育については、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会を活用し、教養教育の円滑な実施に向け、総合共通科目に関する調整・検討を進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、令和4年度第24回評議会（令和5年3月23日開催）において、既存の取り組みを整理のうえ、教育活動の成果の指標となるアセスメントプランを決定した。評価指標を三つのポリシー（DP・CP・AP）ごとに、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業レベル（科目）の3段階で設定し、その評価指標となる具体的な取り組みとして、学生の学修状況、資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等を設定している。アセスメントプランにおける学修成果および教育成果の達成状況の点検・評価については、令和5（2023）年度より運用の検証を開始した。これらの取り組みの大半は、第4次中期経営計画に具体的な業務・事業として掲げ、毎年度の成果指標の目標値を定め、実績値を報告している。目標値に未達の場合、取り組みの内容や方法について、会議体等で適切に改善・修正を施し、次年度の取り組み策定に臨んでいる。【資料3-3-1】

(a) 特色ある教育研究活動の構築

- ① 社会のニーズを反映した教育課程や教員組織の検討を委員会等で継続して実施し、安定的な定員充足のもと、教育を行う環境の確保に努めている。
- ② 各学科で実施している教員採用試験、国家試験、資格取得支援等の総合対策を継続的に実施している。【資料3-3-2】
- ③ 学生への丁寧な教育と質の高い特色ある教育活動を実践するための基礎となる研究活動の活性化および研究業績の蓄積を一体的に支援し、教育職員の研究活動の促進を図っている。

(b) 学修成果を重視した教育課程の構築

- ① 学修成果の見える化を図り、新入生に対しては英語能力を把握するため、プレイスメント・テストを行い、習熟度別のクラス編成とシラバスに明記する授業における到達度評価に利用するとともに、在学生に対しては、1年生と3年生を対象に「GPS-Academic」（GPS：Global Proficiency Skills program）を実施し、学生の社会人基礎力や全国平均との比較等を通じて、客観的にデータを把握して、シラバス作成における到達目標の設定や学生指導等に役立てている。【資料3-3-3】
- ② 学生の意識調査としては、学生生活アンケートを実施し、学生生活全般にわたる実態を正しく把握し、今後の学生サービスの改善等に反映させるための基礎データの収集を行っている。【資料3-3-4】
- ③ 本学の学修成果に係る教育の質保証について、学生の評価を集約するため、卒業生を対象に卒業時アンケートを実施し、学生の満足度を把握している。また、卒業して3年以内の卒業生に対して、現在の就職状況、在学時の授業、本学に対する意見等を把握するため、卒業生アンケートを実施している。本学の教育、各種支援内容の検証を行い、教育改革や学生支援の実施の資料としている。

なお、卒業生の就職先に対するアンケートについても実施しており、その回答から在学中に身に付けるべき学力や職業人として求められる資質・能力を検証している。【資料3-3-5～7】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-1】 令和 5 年度福原学園ファクトブック
- 【資料 3-3-2】 履修モデル（学科・資格別）
- 【資料 3-3-3】 2023 年度 GPS-Academic レポート「アセスメント結果からみる九州女子
大学家政学部・人間科学部の特徴」
- 【資料 3-3-4】 学生生活アンケート結果報告書
- 【資料 3-3-5】 令和 5 年度学生生活アンケート集計結果
- 【資料 3-3-6】 卒業生アンケート実施結果報告書
- 【資料 3-3-7】 卒業生のキャリアの状況等に関する調査について

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の フィードバック

本学では、非常勤を含めた全教育職員が授業改善や資質向上を図るためのツールとして、授業を展開するにあたり留意すべき基本的な姿勢や考え方、関連する各種の資料やデータを冊子にまとめた授業マニュアル「教員ハンドブック」を毎年継続的に発行しており、毎年の活動の振り返りによる授業改善の取り組み事例等を盛り込み、改訂を重ねることで、継続的組織的なFD活動の一つとして位置付けるとともに、全学的な情報共有化を通じて、FDの実質化の一助とし、各教育職員の授業展開に活用している。【資料3-3-8】

また、教育内容・方法の改善および水準の向上への取り組みについて、本学では学生による授業フィードバック・アンケートを継続して実施している。授業フィードバック・アンケートは、全授業に対して前期・後期それぞれ1回実施し、その結果を各授業担当者に配付するとともに図書館で公開している。授業改善については、教育職員各自が集計結果を基に、個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）を作成することを義務化している。この仕組みにより、各授業担当者が教育内容・方法の改善および学習指導等の改善に取り組んでいる。【資料 3-3-9～12】

授業フィードバック・アンケートによる教育改善を補完するための方策として、事前に任意の様式にて中間アンケートを行うこととし、授業期間途中での学生からの授業に対する意見・要望等を徴することにより、学期途中の早期における授業振り返り・改善を可能とし、中間アンケートで指摘された内容を次回以降の授業展開に即座に反映できるようになった。

さらに、授業においては、シラバスに掲載した学修の到達度を測定するため、適時、中間テストの実施やレポートを提出させ、学修成果の到達度を把握し、授業改善の資料としている。

加えて、「見て学ぶ」を目的とした全専任教職員による授業相互参観を年1回（前期または後期）開催し、他の教育職員の授業を参観して参考にすることにより、授業改善に役立てている。なお、実施後には参観報告書の提出を義務付けており、参観を受けた教育職員も、その評価を参考として一層の授業改善・向上を図る仕組みとなっている。【資料 3-3-13, 14】

ここで、各学科における学修成果の把握に関する具体例を記載する。

生活デザイン学科では、専門教育科目は 20～30 人程度の比較的少人数の科目が多く、各

教育職員が学生の名前と顔を一致させ、学生の理解度を把握しながら授業を進めることができている。また、卒業研究の成績評価は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に合致したルーブリック評価票を用い、学科の教育職員全員で判定会議を行っている。

栄養学科では、管理栄養士国家試験合格者を重要視し、毎年度に年間計画を設定しており、合格率の数値目標を掲げ、達成するための効率的かつ有効な方策を学科会議で決定している。その年間計画に基づき、4年次4月から模擬試験を毎月実施し、特に成績下位学生に対しては集中的に習熟度を上げる対策講座を開設している。この成績下位学生は模擬試験毎に編成し直すなど、常に国家試験合格率の向上を見据えている。なお、国家試験対策の運営は、数名の学科教員で構成する国家試験対策推進室で行っている。

人間科学部では、FD推進委員会が作成する「教員ハンドブック」の配付を通じ、FDの趣旨等に係る理解の促進を図り、授業改善に繋げている。また、学生の免許・資格取得を重要視し、各学科では、毎年教員採用試験対策や資格取得のための支援方策を立案し、運営、検証することにより、学修成果の把握を行い、教育改善・向上を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-8】 令和 5 年度版教員ハンドブック

【資料 3-3-9】 令和 5 年度前・後期授業フィードバック・アンケートの実施について

【資料 3-3-10】 授業に対するフィードバック・アンケート〔様式〕

【資料 3-3-11】 令和 5 年度授業フィードバック・アンケート集計結果

【資料 3-3-12】 個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）〔様式〕

【資料 3-3-13】 令和 5 年度教育力向上のための授業相互参観の実施について

【資料 3-3-14】 令和 5 年度授業相互参観報告書

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価方法については、全学的に様々な取り組み・改善が行われ、今後さらなる工夫や改善を行う。とりわけ授業フィードバック・アンケートの集計・分析結果から出てくる新たな課題への迅速な対応が図れるように、適切な実施に向けFD推進委員会を中心に検討する。

また、IR活動については、IR推進委員会において、福原学園全体の視野で推進を強化し、データの収集と管理の一元化に加え、数値化・可視化に向けた分析を行い、分析結果に基づいた教育の質保証や向上に関する支援をより組織的に推進していく。

中期経営計画に係る事業計画および事業報告書、自己点検・評価報告書は、本学ホームページ上に公開していることから、令和 4（2022）年度より、大学全体の授業フィードバック・アンケートの集計結果を、年度・学期ごとにホームページに掲載している。今後は掲載のあり方について IR 推進委員会と連携し進めていく。

【基準3の自己評価】

教育課程および教授方法は、教育目的を踏まえた三つのポリシー（DP・CP・AP）を明確に掲げ、周知している。そのうえで、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）に基づいた単位認定基準、進級基準、卒業・修了認定基準、を策定し周知して厳正に運用している。

教育課程および教授法については、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）を踏まえその実現のため、一貫性のある教育課程編成・実施の方針（CP）を策定し、その方針に沿って体系的に教育課程を編成している。また、この教育課程の円滑な運用のため、教養教育を専門教育科目とともにバランスよく配置している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施は、学生の意見を取り入れ、シラバスによる明確な授業到達目標の提示やアクティブ・ラーニングの取り組みなどにより、改善・工夫を行っている。

学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は、特色ある教育研究活動および学修成果を重視した教育課程を構築するとともに、学修成果に係る数値目標を第3次中期経営計画に掲げ、年度ごとに検証した。

教育内容・方法および学修指導等の改善については、FD推進委員会を中心としたFD活動として、教員ハンドブックの継続的な発行、授業フィードバック・アンケートによる授業改善への取り組み、教育職員相互による授業参観の実施等を通じ、学修成果の点検・評価を組織的に実施している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

「福原学園学長選考規則」により、「学長は、学是「自律処行」の建学の精神を継承し、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから、理事会が選考する。」と規定している。また、「九州女子大学組織規則」第3条により、「学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。この規定に基づいて、学長は最高責任者として本学の管理運営を掌っている。【資料 4-1-1, 2】

学部長ならびに研究科長においては、「福原学園学部長等選考規則」に基づき、学長が指名し理事会で選考することにより、学長の教育方針に基づく学部の管理運営を円滑に推進できる人材の登用が可能となっている。学部長ならびに研究科長は、学部および大学院研究科それぞれに属する校務を掌り、関係職員を指揮監督することが「九州女子大学組織規則」に規定され、管理運営の任務に就いている。【資料 4-1-3】

学長は、ガバナンス強化を図り円滑な大学運営を行う観点から、「福原学園学長特別補佐選考規則」に基づいて、学長特別補佐を選考する。学長特別補佐は、学長の任期の範囲内で学長が選考し、特定の事項について企画・立案および連絡調整等を支援する。【資料 4-1-4】

学長のリーダーシップのさらなる強化を目的として、意思決定組織についても新たな改編を行った。これまでの教授会は、その審議事項に応じた機能別教授会（教育運営委員会・入学試験委員会・教員人事計画委員会）として改編し、さらに各種委員会を評議会のもとに置くことで、本学の教育研究に関しては全て学長が評議会において意見を徴したうえで意思決定を行う仕組みを構築した。【資料 4-1-5】

なお、評議会は、大学学則第10条において、「本学に学長の意思決定を補佐する機関として評議会を置く。」と規定している。評議会では、学長が議長を務め、本学の管理および運営に関する重要事項を審議し、学長の意思決定を補佐するため、事務局各課の課長を構成員に加え、教育職員と事務職員の意見を反映させることにより、協働関係の強化を図っている。【資料 4-1-6】

また、本学の教育・研究に関わる方針、大学予算、教員人事およびその他大学の重要課題等について審議し、学長の大学経営におけるリーダーシップを支援するための諮問機関として経営協議会を設置している。【資料 4-1-7】

これにより、意思決定そのものもさることながら、決定事項の実施や情報の伝達におい

でも迅速化が図られ、学長の的確な経営判断と強力なリーダーシップを下支えする機能を構築している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-1】 福原学園学長選考規則
- 【資料 4-1-2】 九州女子大学組織規則
- 【資料 4-1-3】 福原学園学部長等選考規則
- 【資料 4-1-4】 福原学園学長特別補佐選考規則
- 【資料 4-1-5】 令和 5 年度九州女子大学教授会の審議事項について
- 【資料 4-1-6】 九州女子大学評議会規則
- 【資料 4-1-7】 九州女子大学・九州女子短期大学経営協議会規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

基準 4-1-①で述べた教授会の役割の明確化に関しては、平成 26 (2014) 年の学校教育法改正の趣旨に則り、機能別に教授会を置くこととした。具体的には、入学者選抜のための入学試験に関することを審議する入学試験委員会と、主に教育職員の教育研究業績の審査に関することを審議する九州女子大学大学教員人事計画委員会の 2 つの委員会は、その審議内容の重要性に鑑み本学の教授会と位置付けることとした。また、両学部の教授会ならびに研究科委員会については、学校教育法第 93 条第 2 項 1～3 号に規定する内容について学長に対し意見を述べる機関として学部教育運営委員会ならびに研究科委員会に、さらに全学教授会を全学教育運営委員会とし、上述の 2 つの委員会と併せこれら 4 つの委員会を本学の教授会と位置付けることとした。

この改革は、まず大学学則において教授会の定義を変更したうえで、「九州女子大学教授会規則」を廃止すると同時に「九州女子大学教育運営委員会規程」を新たに制定し、従来の教授会の役割であった教育研究に関する審議機関を学長に意見を述べる機関に変更することを明確化した。【資料 4-1-8～11】

なお、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に該当する審議事項は、その基本方針を明文化し、審議する事項については学長裁定として本学ホームページに掲載している。【資料 4-1-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-8】 九州女子大学学部教育運営委員会規程
- 【資料 4-1-9】 九州女子大学教員人事計画委員会規程
- 【資料 4-1-10】 九州女子大学入学者選抜規程
- 【資料 4-1-11】 九州女子大学組織規則
- 【資料 4-1-12】 令和 5 年度九州女子大学教授会の審議事項について

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

福原学園の事務組織は、「福原学園組織規則」に規定する法人の事務組織と、「九州女子大学組織規則」に規定する大学の事務組織とで構成しており、各組織が連携・協力を図りながら本学の管理運営体制の根幹を支えている。

法人事務組織には、法人事務局と経営企画本部があり、法人事務局には秘書室と総務課および地域連携推進室を束ねる総務部および経理課と管財施設課を束ねる財務部があり、理事長・副理事長直轄の経営企画本部には、改革推進室、共通教育支援室、国際交流・留学生支援室およびIR推進室がある。また、理事長直轄の内部監査室を設置している。【資料4-1-13, 14】

大学事務組織は教務部および学生部を設置し、教育職員が部長職を務める教務部長および学生部長とともに、事務組織上の責任者として事務局長が置かれている。事務処理組織としては、総務担当の総務課、教務部担当の教務課、学生部担当のキャリア支援課、入試広報部の入試広報課が置かれている。

本学の事務に関する業務執行は、学長の指揮監督のもと、大学事務組織の責任者である事務局長が統括している。事務組織は、事務局長のもとに編成しているが、このうち、大学機能の核である教育と学生支援を担う教務部教務課および学生部キャリア支援課では、それぞれ、部長に教育職員を、また教務部には副部長に教育職員もしくは事務職員を兼務にて配置しており、教職協働体制を採ることによりその機能性を高めている。事務局長は、法人全体の管理運営組織である理事会、評議員会、福原学園常務理事会（以下「常務理事会」と記す。）、福原学園経営戦略会議（以下「経営戦略会議」と記す。）の構成員であり、そこでの審議内容や決定事項等については、速やかに当該事項を所管する部署に周知している。

事務組織では、各課で毎朝始業時に課内ミーティングを行い、各課員の当日のスケジュールや事務の進捗状況を全員で確認したうえで業務を開始している。週初めには、各課の週間行事を取りまとめた行事予定表を配付し、全体の流れを把握するとともに相互の業務管理に努めている。各課の個々の事務については、事務分担表においてこれを担当する事務職員を明確に定めており、さらに個々の事務について「主任者」と「副主任者」を設け、一つの事務に複数の事務職員が係わることで二重チェックによるミスの防止を図る一方、事務処理の点検・評価についても、事務を熟知する複数名がコミュニケーションを図りながら取り組むことにより、改善に結び付けている。

本学では、平成19（2007）年4月から評議会ならびに各種委員会に事務局の各課長を構成員に加え、教育職員と事務職員との協働関係の強化を図っている。評議会で審議し学長が決定した方針や事業をはじめ、教育支援に関する企画提案やデータ収集ならびに資料作成等、将来計画から日常的な案件に至るまで大学運営全般を教職協働で進めている。特に大学事務機能の核である学生の教育と支援を担う教務課およびキャリア支援課は、それぞれの部を統括する教務部長ならびに学生部長を教育職員が担い、これを補佐する両課の課長ならびに課員と密に連携し学生満足度の向上に努めている。

法人事務局の事務組織と本学の事務組織は、事務の内容により分担を行っている。本学における教学の改革事業に関する事務については、法人事務局の経営企画本部改革推進室が所掌している。特に、本学の改組計画等の重要案件は、福原学園全体の将来構想に深く関わることから、経営サイドの事務組織である改革推進室が主導して進めることとしている。また、共通教育に関することや国際交流・外国人留学生の受入れに関することなど福原学園内の連携校との協力・調整が必要な事案については、それぞれ、経営企画本部の共通教育支援室や国際交流・留学生支援室が所掌し、両大学間の調整を図りながら事務を遂

行している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-13】 福原学園組織規則

【資料 4-1-14】 九州女子大学組織規則

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年の学校教育法改正の趣旨に則り、ガバナンス体制の総点検・見直しを行い、特に機能別教授会の設置と評議会を中心とした意思決定組織の改編を行ったが、今後も教学マネジメントの機能性向上に向けた改革を行う。

本学運営をさらに強化するため、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」と記す。）研修会等の実施により事務職員の能力および資質の向上に取り組む。

毎年度初めに、当該年度の重要な課題や取り組みについて、学長方針で示しており、今後も全教職員に対し、改善・改革に向け一丸となった体制を確立していく。

近年の大学を取り巻く厳しい情勢下において、本学においても学部・学科改組、教育サービスの質向上等、大学改革を継続的に行っていくことが必須である。大学運営や学生支援等の専門性の高い職種については、アドミッションオフィサーの養成や人材確保等、教職員の資質向上を図ることが急務となっている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、教育職員に対しては、広く知識を授けると共に、専門の学術および優れた人格を教授する能力・資質を求めており、大学学則に掲げる各学部・学科の教育研究上の目的に相応しい教育職員による組織編成を基本方針としている。この基本方針を実践するため、本学では、「福原学園就業規則」により、教育職員の採用は、「福原学園任用規則」を定め、これに基づく「九州女子大学教育職員選考基準」に則り公募している。

一方、昇任については、「福原学園昇任昇格規程」において学園全職種に対する昇任昇格基準を体系的に定め、教育職員の昇任については、「九州女子大学教育職員昇任要項」および「福原学園大学教育職員昇任審査基準」に則って実施している。

教育職員の昇任候補者については、「九州女子大学教育職員昇任要項」に定める学位、研究業績、教歴、学生による授業評価等の具体的な昇任基準に加え、本学における管理運営、学会活動および社会活動に対する貢献度、学生指導の実績も勘案したうえで、学長が九州女子大学教員人事計画委員会に推薦する。九州女子大学教員人事計画委員会においては、学長が推薦した昇任候補者について書類審査を経て、面接審査の可否を審議し、福原学園大学教員人事計画委員会が面接審査を実施したうえで昇任の可否を決定する。【資料 4-2-1～6】

本学は、家政学部生活デザイン学科、栄養学科の2学科、人間科学部に児童・幼児教育学科、心理・文化学科の2学科、計2学部4学科の構成である。また、令和6（2024）年度より大学院を設置し人間科学研究科の1研究科を開設した。教育課程を適切に運営するための必要な教育職員は、大学設置基準第13条の規定に基づき収容定員規模に応じて適切に配置している。

令和6（2024）年度の教育職員の配置については、大学設置基準に定める家政学部の必要専任教育職員数は13人であるが、21人（うち、教授14人）を配置している。同様に、人間科学部の必要専任教育職員数は20人であるが、37人（うち、教授18人）を配置している。また、本学全体の収容定員に応じ定める専任教育職員数は17人で、全教育課程で大学設置基準上必要な専任教育職員数が50人であるのに対し、助教以上の専任教育職員数は58人である。内訳は、教授32人（55.2%）、准教授15人（25.9%）、講師11人（19.0%）で設置基準を上回っており、本学の教育課程上の教育職員配置について、問題はない。

このように、大学設置基準上の必要専任教育職員数を上回る人数を配置しており、教員一人当たりの在籍学生数は大学院を含め全体平均で約22人となっている。これは、本学がきめ細やかな少人数教育により、即戦力で自律した職業人を養成するための実践的な専門教育に対応するために、十分な教育職員の配置を行っていることを示している。

なお、助教以上の専任教育職員の年齢別構成は表 4-2-1 のとおりであり、概ね均衡が取れている。

表4-2-1 助教以上の専任教育職員の年齢別構成（令和6（2024）年5月1日現在）

	職位	年齢										合計
		66-74	61-65	56-60	51-55	46-50	41-45	36-40	31-35	26-30	21-25	
人数 (人)	教授	11	11	6	1	1	2	0	0	0	0	32
	准教授	1	1	4	4	1	2	2	0	0	0	15
	講師	0	1	1	2	2	0	2	2	1	0	11
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	12	13	11	7	4	4	4	2	1	0	58
構成率 (%)	20.7	22.4	19.0	12.1	6.9	6.9	6.9	3.4	1.7	0	100	

専任教育職員の1週当たりの授業時間については、標準授業担当コマ数（1コマ90分）を半期に教授・准教授が原則8コマ以上、講師は原則7コマ以上、助教が6コマ以上と定めている。

また、学長特別補佐、学部長、研究科長、図書館長、学科長、センター所長、各部長職等の職位に応じ、学長が特別の減免を要すると認めるときは、授業担当コマ数を減免する。これにより、各教育職員の授業時間数の平準化を図るとともに、役職者の業務負担に対しコマ数軽減の調整も行い、より大学運営に参画できるような体制作りにも資するようにしている。【資料4-2-7】

さらに、この各標準コマ数を超えて担当する場合は、人事評価にプラス評価として反映している。

令和5（2023）年度の平均担当授業時間数は、家政学部は、教授13.3コマ、准教授15.6コマ、講師15.8コマである。人間科学部は、教授13.9コマ、准教授14.7コマ、講師13.7コマである。役職者等は担当コマの調整を行っているため、平均担当授業コマ数が標準授業担当コマ数より少ない状況であるが、専任教育職員の授業担当時間の配分は概ね適切である。【資料4-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 福原学園就業規則

【資料 4-2-2】 福原学園任用規則

【資料 4-2-3】 九州女子大学教育職員選考基準

【資料 4-2-4】 福原学園昇任昇格規程

【資料 4-2-5】 九州女子大学教員人事計画委員会規程

【資料 4-2-6】 九州女子大学教育職員昇任要項

【資料 4-2-7】 平成 27 年度以降標準授業担当コマ数の設定について

【資料 4-2-8】 令和 5 年度教員担当科目一覧

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育職員の資質向上を図る方策として、FD 推進活動等組織的な取り組みは、大学設置基準第 25 条の 3 に基づいて、「九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」を制定し、設置した FD 推進委員会が中心となり、定期的に活動している。【資料 4-2-5】 令和 5（2023）年度の FD 活動については、第 1 回 FD 研修会を令和 5（2023）年 7 月 13 日に「研究活動に関する事項について」をテーマとして開催した。内容は、コンプライアンス推進責任者である事務局長より、公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行ったうえで、科学研究費助成事業申請のポイントとして科研費を獲得した教育職員 2 人による事例紹介を行った。第 2 回 FD 研修会は、令和 5（2023）年 11 月 30 日に「教育活動に関する事項について」をテーマに開催した。内容は、学内教育職員 2 人により、高等教育における困りのある学生の支援の課題と実際、および生成 AI における教学面の取扱いと活用方法と題した講演を行った。また、令和 4（2022）年度に導入した個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の作成における記載の考え方について説明を行った。【資料 4-2-9～11】

教育職員の評価については、「福原学園就業規則」に基づき、「福原学園人事評価規程」を定め、人事評価を行っている。この評価制度は、「人事評価規程」に規定する「人事評価表」に基づいて、各教育職員（被評価者）が提出する自己申告シート等を踏まえて学部長

等（評価者）が評価するものである。評価は年1回、4月1日から3月31日までを評価の対象期間として実施され、評価の結果は昇給等の人事処遇に反映させている。

本学教育職員の評価項目は、「教育評価」「研究評価・対外活動評価」「管理運営」の三つに大別され、「教育評価」は「講義等」「学習支援」「課外活動・生活支援」「学生評価」の4点、「研究評価・対外活動評価」は「研究業績」「外部資金」「対外活動」の3点の評価対象にポイントを置き、可能な限り客観的な判断ができるよう数値を取り入れた評価を行っている。評価は、各教育職員が自己申告した素点と、一次評価者である学部長および学長に配分された裁量による評価点の合計点数をもって行われ、最終的な評価は経営戦略会議のもとに設置している大学教員人事評価委員会で決定する。

この評価制度は、3年間の試行期間を経て、平成24（2012）年度から本格導入しており、教育職員の改善努力や成果を公正公平に評価し、これを処遇に結び付けることで、各教育職員の教育力および研究能力の向上に役立てている。さらに、平成26（2014）年度からは、職務意欲を一層高め教育の質向上と組織の活性化を図ることを目的として、人事評価結果を基に、成績評語がS評価であった教育職員を当該年度の最優秀教育職員として、また授業フィードバック・アンケートの集計結果による学生の授業評価等が優れていた教育職員を当該年度のベストティーチャーとして公表する取り組みを行っている。【資料4-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-9】九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

【資料4-2-10】令和5年度第1・2回FD研修会次第

【資料4-2-11】令和5年度第1・2回FD研修会について（報告）

【資料4-2-12】福原学園人事評価規程

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教育職員の確保と配置については、本学の教育課程に即して、欠員の補充および新規採用を現行の規程に基づいて進める。また、全学的なFD活動として、今後もFD推進委員会主体の取り組みを継続する。さらに、FD活動と教務委員会等関係委員会との連携を図り、FD実質化の検証体制の確立や、内部質保証および学修成果測定に係る評価の視点を強化する。

教育職員の人事評価は、今後も実施状況および活用状況の検証を重ね、改良を施す。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

福原学園では、平成 21（2009）年度から全教職員を対象とした人事評価制度を導入し、昇給・昇任等の人事処遇に反映させている。事務職員は、毎年 3 月に当年度における業務遂行度について評価者（上司）が「福原学園人事評価規程」に規定する評価要素に基づいて評価を行う。評価要素は、「成果」と「プロセス」に大別され、「成果」については「仕事の質」と「仕事の量」の要素に、「プロセス」については「規律性」「責任性」「協調性」「積極性」の各要素に、それぞれ 2～4 の着眼点が設定されており、評価者（上司）は被評価者（部下）の日々の業務内容や取り組み姿勢を勘案しながら絶対評価を行い、評価点基準に従って±1 点の範囲内で点数化する。評価者の評価結果は、経営戦略会議のもとに設置された事務職員等人事評価委員会において、評価者それぞれが独立の立場で評価することに伴う評価の誤差が調整された後、等級別に相対評価が行われ、昇給等の人事処遇に反映させる成績評語（SABCD の 5 段階）が決定する。【資料 4-3-1】

この人事評価を実施するにあたっては、これに関連するツールを設け、定期的な上司と部下の面談を促すことによって、部下の資質・能力、上司の部下育成能力の向上に努めている。4 月には上述の人事評価結果についてフィードバック面談を行い、前年度における仕事の成績を正しく自覚させ、当年度に向けた動機付けを行っている。そのうえで、被評価者（部下）は自らの職位と担当する業務について自己チェックを行い、これを踏まえた当該年度の課題を抽出し個人の目標を記載する「自己チェックシート」を作成し、あらためて面談を実施し、上司と部下による個人目標の共有を行うこととしている。【資料 4-3-2～4】

さらに 11 月には「自己申告制度」を実施している。これは、職務や職場に関する希望と意見を収集し、本人の処遇と能力開発に役立てることを目的としたもので、課長相当職以下の者について「自己申告表」を作成・提出させ、この自己申告表に基づいて上司との面談を実施し、上述の自己チェックシートとは異なる側面からの自己評価に対する助言を行い、人事評価の基礎情報を収集している。【資料 4-3-5】

事務職員の資質向上を目的とした研修は、「福原学園事務職員等研修規程」に基づいて、体系的に実施している。研修は、本規程に定められた福原学園事務職員等研修委員会において毎年度の研修計画を企画立案しており、階層別研修を中心とし、PC スキルアップ研修等を実施している。【資料 4-3-6, 7】

その他、本学では学外研修への参加も奨励しており、教務・教職事務、経理事務、学生指導および就職指導等の専門業務に関して外部機関が主催する説明会や研修会に参加させることを計画していたが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため対面による研修会が Zoom 等による開催に変更されたため、学内における研修会に重点を置き実施した。

SD 研修会としては、令和 5（2023）年 4 月に学長が本学の使命、展望および当該年度の方針や目標を教職員に明確に示し、共通理解と協働体制の構築に努めた。また、学術研究助成基金助成金に係る研究者使用ルール（交付条件）の一部が変更されたことに伴い、その情報共有を行うことおよび公的研究費の不正使用防止に係るコンプライアンス教育を SD 研修会に位置づけ、公的研究費の運営・管理に関わる教職員だけでなく、大学全体に参

加を促し、意識向上と啓発に努めた。

また、大学運営の基礎となる財務状況の理解を目的とする SD 研修会を実施し、事業活動収支を中心に現状把握と分析による課題の共有および大学運営への意識向上を図った。

その他、本学の教育改革等に係る教育研究を支援することを目的として実施している「特別教育研究プログラム」の成果報告会を研修会として、本学の特色ある教育の取り組みについて、教職員が知識・情報の共有を図っており、令和 5 (2023) 年度については、令和 6 (2024) 年 2 月 27 日 (火) に全教職員を対象として開催した。【資料 4-3-8~13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 福原学園人事評価規程

【資料 4-3-2】 人事評価に関する自己チェックシート作成および面談実施について

【資料 4-3-3】 人事評価に係るツールおよび面談の流れ

【資料 4-3-4】 人事評価にあたって職務遂行度の自己チェックシート〔様式〕

【資料 4-3-5】 福原学園自己申告制度実施要綱

【資料 4-3-6】 福原学園事務職員等研修規程

【資料 4-3-7】 学校法人福原学園令和 4 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

【資料 4-3-8】 令和 5 年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について
-学長方針-

【資料 4-3-9】 九州女子大学・九州女子短期大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

【資料 4-3-10】 令和 5 年度財務・会計研修会 (案内)

【資料 4-3-11】 令和 5 年度特別教育研究プログラム成果報告会 (案内)

【資料 4-3-12】 令和 5 年度特別教育研究プログラム成果報告書

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

SD 研修会については、大学職員として育成・スキルの向上・教職協働等、研修内容の多様化を図り、教職員が合同で研修できるように取り組む。加えて、令和 3 (2021) 年度から事務組織の在り方とその所掌事務の見直しを行った。今後も改革業務に傾注することができる環境を整え、研修計画を策定し継続して取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

福原学園では、経営戦略会議のもとに福原学園教育研究環境整備委員会を設置し、施設の老朽化に伴う建て替えや耐震化等の計画・推進を中心とした福原学園全体の教育研究環境整備について、財政状況を踏まえながら中・長期的な視野で再配置計画の検討を進めている。この委員会のもとに本学の部会を設置しており、この部会では、福原学園教育研究環境整備委員会からの諮問事項に関する協議や連絡調整を行うとともに、同委員会に上程することを前提として大学独自の将来計画の策定についても協議している。【資料 4-4-1】

専任教育職員の全てに専用の研究室を確保し、必要な物品を配備するとともに情報機器等も配備しており、通常の設定の他にネットワーク環境を整備し、図書館資料の検索・国内外の文献の検索を可能としている。【資料 4-4-2】

教育職員は、年度初めに教育職員研究計画書を提出し、学部長の承認を経て各教育運営委員会で情報共有を行っている。また、年度終了後には個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の提出を義務付け同様に教育運営委員会で情報共有を行うことにより、教育職員の計画的な研究活動を支援する体制が整っている。【資料 4-4-3】

その他、本学の教育改革等に係る教育研究を支援することを目的として、学内公募型の「特別教育研究プログラム」により教育の質向上、および教育職員の教育研究意欲の向上を図っている。

本学では、研究成果の公表として「九州女子大学紀要」および「九州女子大学学術情報センター研究紀要」の発行を行っている。本学では、紀要は学術論文だけでなく、資料、調査報告等も掲載可能としている。なお、「九州女子大学紀要」については、情報公開の観点から、本学のホームページに掲載し、学内外に広く公表している【資料 4-4-4, 5】

なお、研究活動における研修機会の確保は、各教育職員の必要性に応じて研修申請がなされれば、学長・学部長の判断によって、教育活動に支障のない限り認められている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 令和 5 年度福原学園教育研究環境整備委員会議事録

【資料 4-4-2】 学科別教員研究室一覧表及び配置図

【資料 4-4-3】 令和 5 年度教育職員研究計画書及び令和 4 年度個人点検・評価報告書
(ティーチング・ポートフォリオ)

【資料 4-4-4】 令和 4 年度九州女子大学紀要

【資料 4-4-5】 九州女子大学学術情報センター研究紀要

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

平成 14(2002)年 4 月に、動物を用いる実験、ヒトを対象とした実験等を実施する際に、それぞれの指針の趣旨に沿って倫理的配慮のもとに行われることを目的とした「九州女子大学実験領域に関する倫理委員会規程」を施行した。実験領域に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」と記す。）は、各学部の教育職員のうち学長が推薦した委員によって構成されており、教職員がヒトや動物を対象とする実験等を実施する場合は、同委員会に事前に所定の申請書を提出し、審議承認後、九州女子大学評議会に上程され、審議の結果を踏

まえ学長が決定している。

動物実験においては、「九州女子大学・九州女子短期大学動物実験室利用手引き」を平成 22 (2010) 年 4 月に施行し、動物実験実施者が、適正な実験動物の飼養保管および動物実験の実施を図るために必要な事項を定めており、動物実験は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成 18 (2006) 年文部科学省告示第 71 号）を遵守し実施している。【資料 4-4-6, 7】

また、社会科学系の教育研究については、学科会議にて審議し、判断が難しい場合は倫理委員会で審議する。学生の卒業論文作成に伴うアンケート調査等についても、担当する教育職員の十分な教育・指導のもとに実施しているが、判断が難しい場合は学科会議や倫理委員会で審議することとし、この実施手続きは、平成 23 (2011) 年 5 月 19 日開催の各学部教授会にて文書で報告され全学的に周知のうえ、適切に運用している。

一方「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3 (2021) 年 2 月 1 日に改正されたことから、「九州女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」、「公的研究費の不正防止等に関する基本方針」、「公的研究費不正防止計画」、「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」および「教職員の公的研究費に関わる行動規範」等を改正し、ガイドラインに基づく体制整備と教育・啓発活動の実施ならびに適切な運営・管理に努めている。さらに、監事の対応として、監事による不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の常務理事会等への定期的な報告等を要件化し、内部監査室の対応として、監事および会計監査人との連携強化を図った。【資料 4-4-8~12】

また、本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の平成 27 (2015) 年 4 月からの運用開始に併せ、研究者などによる不正行為などを防止するため、「九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程」に基づき、九州女子大学研究活動不正防止委員会を設置している。平成 28 (2016) 年度からは、研究者倫理教育として、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の通読、および日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング (eL CoRE)」を全教育職員に受講させ、受講修了証 (3 年間有効) の提出を義務付けている。【資料 4-4-13~15】

さらに、FD 研修会においても、毎年コンプライアンス推進責任者である事務局長より、研究倫理の遵守について説明し、教育職員の研究倫理の意識の醸成に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-6】九州女子大学実験領域に関する倫理委員会規程

【資料 4-4-7】九州女子大学・九州女子短期大学動物実験室利用手引き

【資料 4-4-8】九州女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程

【資料 4-4-9】九州女子大学・九州女子短期大学公的研究費の不正防止等に関する基本方針

【資料 4-4-10】九州女子大学・九州女子短期大学公的研究費不正防止計画

【資料 4-4-11】九州女子大学・九州女子短期大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

【資料 4-4-12】九州女子大学・九州女子短期大学教職員の公的研究費に関わる行動規範

【資料 4-4-13】九州女子大学研究活動不正防止委員会要項

【資料 4-4-14】九州女子大学研究活動上の不正行為等防止規程

【資料 4-4-15】令和 5 年度研究者倫理教育の実施報告および令和 6 年度研究者倫理教育の実施について

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動の活性化を図るため、個人研究費を教育職員（助教以上）に一律配分しているが、科学研究費助成事業等競争的資金に申請した場合、さらに研究費を加算する制度を設けている。

加えて、学長の大学改革理念に基づいて、教育の質的転換、地域発展、大学間連携などの改革に対する全学的・組織的取り組みに対する支援を強化するため、さらには、第 3 次中期経営計画における教育活動に基づく研究を推進するために、研究活動の支援として、特別教育研究費プログラム制度により、大学教育の質向上への一体的な取り組みプログラム（1 件 70 万円まで）、近隣地域と連携したまちづくりプログラム（1 件 60 万円まで）、海外協定校共同研究プログラム（1 件 105 万円）の 3 種類について募集を行い、審査の結果、令和 5（2023）年度は 7 件が採択された。

また、毎年 2 回開催している FD 研修会のうち 1 回については、研究活動に関する研修を行っており、科研費を獲得した教育職員による申請に係るポイントの紹介を盛り込み外部資金獲得に努めている。【資料 4-4-16～18】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-16】令和 5 年度特別教育研究プログラム成果報告書

【資料 4-4-17】福原学園予算管理規程

【資料 4-4-18】令和 5 年度 FD 研修会資料

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備として施設設備の経年劣化への対応と震災等に対する安全対策は、第 3 次中期経営計画の事業計画の実績を踏まえ、第 4 次中期経営計画において改めて事業計画案を策定しており、5 ヶ年計画で対応する。

また、競争的研究資金（科学研究費補助金等）に関しては、内部監査室の監査を毎年実施している。監査結果による指摘事項については、改善案を検討し、適切な運用改善に取り組んでいる。

【基準 4 の自己評価】

平成 27（2015）年 4 月施行の学校教育法および学校教育法施行規則の改正に即して、学長のガバナンス強化に基づく管理運営体制の環境整備のため、評議会、教育運営委員会をはじめとする各種の規則・規程・要項を改正し運用している。また、理事会の構成員には、

学長および家政学部長（評議員のうちから理事会が選考）の2人が参画している他、事務局長がオブザーバーとして出席し、教学からの付議事項について詳細な説明を行う等、教学の管理運営について法人と連携協力体制のもとに行ううえで、学長のリーダーシップが発揮できる環境を整備している。

また、教学マネジメントは有効に機能しており、教職員を適切に配置している。FDやSD研修会も組織的かつ計画的に実施しており、毎年両研修ともに全教職員の参加を求めている。さらに、事務分担によるジョブローテーションやOJT (On the Job Training)、若手職員の各種研修会への積極的な派遣を通して、効率化と事務職員の資質や能力の活性化を図っている。

教育目的および教育課程に即した教育職員の採用・昇任等による人材の確保と配置については、「福原学園任用規則」、「九州女子大学教育職員選考基準」、「九州女子大学教員人事計画委員会規程」および「九州女子大学教育職員昇任要項」において、教育職員に求める能力・資質に関する基準を設けている。また、本学の教育職員組織およびその構成は、大学学則第3章「教職員組織」第7条および大学院学則第5章「教員及び運営組織」第13条に規定しており、教授、准教授、講師、助教、助手それぞれの資格の基準については、「九州女子大学教育職員選考基準」に定めている。

教育・研究活動については、学長方針に基づく教育活動に基づいた研究活動の促進を図るため、学科や同様の領域・分野の教育職員が連携し取り組む研究活動として、学内公募型の特別教育研究費プログラム制度を行い、教育力の向上や免許・資格取得に向けた研究活動についても支援に努めている。なお、特別教育研究費プログラム制度の研究成果は、毎年度末に学内で報告会を開催し、大学全体で教育活動の情報共有を図るなど、教育職員や学科が一体となって研究活動に取り組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

福原学園は、寄附行為第 3 条に「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする」と規定し、大学学則第 1 条に「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする」と、また大学院学則第 1 条に「九州女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。【資料 5-1-1～3】

この寄附行為ならびに大学および大学院の学則に基づき、「福原学園組織規則」をはじめ「九州女子大学組織規則」「福原学園就業規則」ならびに各種会議規則等の諸規程を適切に定め、規律と誠実性を維持して経営・運営している。【資料 5-1-4～6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】 九州女子大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-3】 九州女子大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-4】 福原学園組織規則

【資料 5-1-5】 九州女子大学組織規則

【資料 5-1-6】 福原学園就業規則

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

福原学園は、教育機関としての使命と目的を果たし、安定的な経営と教育研究のさらなる向上を図るために、平成 26（2014）年 3 月の理事会、評議員会において、第 2 次中期計画および第 2 次中期財政計画を策定した。この第 2 次中期計画には、「地域社会との連携の強化」「教育活動の質の転換および質保証の強化」「免許・資格取得支援の強化」「学生サービスの強化」「国際交流システムの構築」「大学運営組織体制の強化」「戦略的入試・募集広報の強化」の 7 つからなる業務・事業を掲げ、合計 17 件の具体的施策に取り組んできた。

令和元（2019）年度には、第 3 次中期経営計画を開始し、第 2 次中期計画で策定した福原学園全体のミッションおよび各設置校のビジョンを踏襲しつつ、他大学との差別化を図るべく、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを本学のビジョンとし

て掲げ、地域社会のニーズに応じた「知」の提供を目指した。基本目標として、「教育研究活動の充実」、「学生支援の充実」および「大学運営の充実」の3項目を挙げ、合計15件の具体的施策について、各年度に事業計画アクションプランを策定したうえで実施している。第3次中期経営計画の概要については、全教職員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるよう、概要を福原学園ファクトブックに掲載し、全教職員に配付している。【資料5-1-7】

また、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5ヶ年を対象とした第4次中期経営計画を策定した。この中期経営計画については、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう本学ホームページに掲載して公表しており、公共性を有する教育研究機関として、使命や目的を実現するための継続的な取り組み内容を内外に表明している。【資料5-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-7】令和5年度福原学園ファクトブック

【資料5-1-8】九州女子大学ホームページ(第3次中期経営計画)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園内の環境保全については、「福原学園安全衛生管理規程」に「職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する」と規定されており、同規程に基づく衛生委員会を組織している。【資料5-1-9】

労働安全衛生法に基づく衛生管理者については、「福原学園衛生管理者の選任に関する要綱」に基づき適切に選任され、衛生管理者と上述した衛生委員会の委員による定期巡視をはじめ、AED講習会、熱中症予防講習会等を開催し、本学を含む福原学園の教職員が講義と実技を受講するなど実践的な活動をしている。【資料5-1-10, 11】

さらに、「福原学園防火防災管理規程」を定め、法人事務局総務課が主体となり福原学園全体での防災訓練を年に1度地元の消防署と連携して実施している。平成27(2015)年度からは、法人事務局と連携して福原学園全体の教職員を対象に大規模地震の発生等の災害を想定した防災訓練を実施している。ただし、令和5(2023)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を中止した。【資料5-1-12】

校舎等の施設については、福原学園教育研究環境整備委員会にて、中・長期的な視点を持って耐震補強および建替え計画等が立案され、平成28(2016)年度に、新校舎「弘明館」の竣工に至った。耐震改修工事、新校舎建設および付随する外構工事により、本学の教育環境はこの数年間で大きな変化を遂げ、キャンパスの特色ある一体的整備・美化が図られた。この建屋の完成により、最新の設備による調理実習室、模擬教室およびピアノ個人レッスン室等の実験・実習・演習に適した実践的な教育環境を整えることができた。

人権への配慮については、新年度に実施する新入生オリエンテーションでハラスメント防止に関する指導をするとともに、九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会を設置し、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」に基づくハラスメント相談員の選任ならびに「九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項」に規定する委員会の任務に沿って、「ハラスメントに関するリーフレット」の配付を行い、学生も含め福原学園全体で組織的に対応している。【資料5-1-13~15】

リーフレットには学内の相談員氏名と連絡先を掲載し、本学ホームページでも告知する

等、広く周知に努めてきた。この他、相談員対象の実務研修会を実施するなど、相談員として資質向上や2次被害の防止に努めている。また、九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会が主催して、教職員を対象にハラスメント防止研修会を実施している。ただし、令和5(2023)年度においては新型コロナウイルス感染症のため、教職員を集めて行う研修会を避け、「改訂版キャンパスにおけるハラスメント防止ハンドブック」を配付することにより、ハラスメント防止活動の実施とした。【資料5-1-16,17】

これらの取り組みによって、本学の学生、教職員のハラスメントに対する意識向上の効果が期待される。

危機管理を要する事案が発生した場合には、学長の諮問機関である経営協議会や評議会を臨時に開催し、迅速に対処する体制ができています。

一方、情報セキュリティ対策としては、「福原学園情報セキュリティ対策基本規程」に則り、情報システムの情報セキュリティ対策について基本的事項を定め、学園の保有する情報の保護と活用およびセキュリティ水準の維持向上を図っている。個人の権利利益およびプライバシーの保護については、「福原学園個人情報の保護に関する規程」に則り、学生をはじめとする個人情報保護に組織的に対策を講じている。事務システムを利用した事務処理については、「福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項」に則り、ネットワークを運用している。【資料5-1-18,19】

また、省エネルギー対策として、電力消費の削減のため、年次計画において学舎の照明を蛍光灯からLED照明へ変更した。加えて、クールビズの奨励や冷暖房装置の適切な使用を促すなど対策を実施している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-1-9】 福原学園安全衛生管理規程
- 【資料5-1-10】 福原学園衛生管理者の選任に関する要綱
- 【資料5-1-11】 令和5年度福原学園衛生委員会年間活動計画
- 【資料5-1-12】 福原学園防火防災管理規程
- 【資料5-1-13】 九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要項
- 【資料5-1-14】 福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- 【資料5-1-15】 「ハラスメントのない快適なキャンパスライフを」(リーフレット)
- 【資料5-1-16】 令和5年度州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会議事録
- 【資料5-1-17】 改訂版キャンパスにおけるハラスメント防止ハンドブック
- 【資料5-1-18】 福原学園個人情報の保護に関する規程
- 【資料5-1-19】 福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

福原学園では、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5ヶ年にわたる福原学園第4次中期経営計画を策定した。この計画を着実に達成するため、本学として毎年度

事業計画を策定し、年度末に事業報告を取りまとめて検証するとともに翌年度の改善・是正に結び付け、PDCA サイクルを組織的に機能させ、着実な遂行を図る。

また、諸法令を遵守するとともに学内の環境保全、人権、安全への配慮に努め、有事の事態に備えるために全学的な訓練の実施や環境整備の検討を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

福原学園には、法人管理運営組織として、理事長が招集して開催する理事会、評議員会、常務理事会を置いている。また、理事長の諮問機関として経営戦略会議を、そのもとに福原学園中期経営計画委員会、福原学園教育研究環境整備委員会等を置いている。さらに、経営と教学の意見交換の場として福原学園教学運営懇談会（以下「教学運営懇談会」と記す。）を置いている。【資料 5-2-1～3】

理事会、評議員会および経営戦略会議の審議事項に関しては、各会議の透明性確保の観点から、福原学園のホームページで教職員に公開している。また、これらの会議での詳細な内容は、本学では評議会において報告があり、全構成員に周知している。【資料 5-2-4～6】

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、迅速な意思決定をするため、原則8月を除き毎月開催するほか、必要な場合は臨時に開催している。役員は、寄附行為第6条に基づき、理事9人以上10人以内および監事2人と定めている。理事の選任は、寄附行為第7条に基づき、①九州共立大学及び九州女子大学の学長並びに自由ヶ丘高等学校の校長、②評議員のうちから理事会において選任された者4人、③学識経験者（学長及び校長または評議員である者を除く。）のうちから、理事会において選任された者2人または3人としている。監事の選任については、寄附行為第8条に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。【資料5-2-7】

寄附行為第6条に基づき、理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する時も同様とする。また、理事のうち1人を副理事長、2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長および常務理事の職を解任する時も同様とする。これら役員の実任、親族関係者等の選任の制限、任期、補充、解任および退任に関することは、寄附行為第9条から第12条までに規定している。

理事会のもとに常務理事会を置き、常務理事会は、理事会で決定するこの法人の業務について予備審査を行い、理事会に付議すべき議案を決定するとともに、この法人の日常の業務を決定し、執行している。

理事会は原則として月1回以上、評議員会は必要に応じ、常務理事会は原則理事会開催

の10日前に開催し（令和5（2023）年度は理事会15回、常務理事会は11回、評議員会は5回開催）、法人の管理運営に関する意思決定を行っている。

令和5（2023）年度の理事会における理事の実質出席率は平均97.8%であるが、寄附行為第13条第9項に規定する「理事会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」という条項に照らすと出席率は100%となり、理事会は適正に運営している。【資料5-2-4,5】

経営戦略会議は、令和5（2023）年度において10回開催し、大学改革および学生募集戦略に関する事等、福原学園全体の経営に関する戦略的方針を協議している。【資料5-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-2-1】福原学園経営戦略会議規則

【資料5-2-2】福原学園経営戦略会議のもとに設置する委員会等

【資料5-2-3】福原学園教学運営懇談会要項

【資料5-2-4】令和5年度福原学園理事会会議情報【資料F-10】と同じ

【資料5-2-5】令和5年度福原学園評議員会会議情報【資料F-10】と同じ

【資料5-2-6】令和5年度福原学園経営戦略会議情報

【資料5-2-7】学校法人福原学園寄附行為【資料F-1】と同じ

＊福原学園ホームページ「福原学園会議情報」

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事長の諮問機関として設置している経営戦略会議、さらにそのもとに設置している各種の委員会や部会の恒常的な組織体制を維持し、今後も引き続き、迅速かつ機能的に戦略的意思決定を行うよう努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

福原学園は、寄附行為に基づき、法人全体の管理運営組織として、理事会、評議員会、常務理事会を設置している。【資料5-3-1~4】

また、理事長の諮問機関として主に福原学園全体の経営に関する戦略的方針について協議する経営戦略会議、さらに、経営と教学の意見交換の場として教学運営懇談会を設置している。これら法人が主宰する管理運営組織には、本学の学長が理事として、事務局長が

委員として出席しており、本学の意思の反映に努めている。【資料 5-3-5, 6】

理事会、評議員会および経営戦略会議の審議事項は、各会議の透明性の確保の観点から、福原学園のホームページで教職員に公開している。【資料 5-3-7】

また、各会議での詳細な内容は、評議会において事務局長が報告し、評議会メンバーが各学部や部局に持ち帰って報告することにより、全構成員に周知している。さらに、毎年5月には福原学園の全教職員が集う学園総会を開催し、理事長が所信表明を行うとともに、当年度の事業計画等の経営方針については大学・高等学校の長が説明し、教職員への周知を図っている。なお、4月には学長が教職員に対して「九州女子大学・九州女子短期大学の運営について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課題）を示しており、本学の各管理運営機関の意思決定は共有されている。【資料 5-3-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-2】 学校法人福原学園寄附行為施行細則

【資料 5-3-3】 福原学園理事会会議規則

【資料 5-3-4】 福原学園常務理事会規則

【資料 5-3-5】 福原学園経営戦略会議規則

【資料 5-3-6】 福原学園教学運営懇談会要項

【資料 5-3-7】 福原学園ホームページ「福原学園会議情報」抜粋

【資料 5-3-8】 令和5年度九州女子大学・九州女子短期大学の運営について

- 学長方針 -

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

福原学園の監事は、寄附行為第8条ならびに第9条により、本法人の理事、評議員もしくはその親族、その他特殊な関係がある者または職員（学長、校長、教育職員その他の職員を含む）以外の者の中から、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得たうえで理事長が選任することになっている。監事は、本法人の業務または財産の状況について監査報告書を作成して、理事会ならびに評議員会に提出するとともに、その場で意見を述べるができる。【資料 5-3-9】

平成30（2018）年1月に福原学園監事監査規則を制定し、常勤監事によるチェック体制の強化を図っている。さらに、監査業務の効率的運営を図るため、監査連絡会を置くことができるようにした。令和5（2023）年度の理事会における監事の出席率は86.7%であり、必要に応じて意見を述べている。【資料 5-3-10】

令和5（2023）年度の監事の業務監査について、公認会計士、内部監査室とも連携しながら監査計画に基づいて、関係職員から業務状況の聴取、理事会等会議への出席、議事録の閲覧、会計帳簿、書類等の調査、その他必要な調査、聴取を通して日常業務監査を実施し、不正行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認められている。

また、令和5（2023）年度は、①理事会等の重要な組織運営、②規則等に基づく業務の執行、③財政状況の現状と今後の見通し、④教育改革の課題と検討状況、を重点項目として監査を実施し、監査の結果、法人の業務に関する決定および執行は法令、寄附行為に基

づき適正に実施されており、計算書類は収支および財産の状況を正しく表しており、理事の業務執行は適切に行われているとの報告を受けている。

福原学園に設置する評議員会は、本法人の職員 8 人、九州女子大学・九州女子短期大学、九州共立大学それぞれの同窓会会長、福原学園の理事のうち 2 人、学識経験者および有識者 8 人の計 20 人で構成しており、寄附行為第 26 条に規定する重要事項について、理事長からの諮問に基づき意見を述べている。【資料 5-3-11】

特に本法人の職員 8 人の中には、本学の代表として学部長 1 人と事務局長 1 人が選出されており、本学の現状を十分に踏まえた意見の表明がなされている。令和 5（2023）年度の評議員会における評議員の実質出席率は平均 93.0%であるが、寄附行為第 24 条第 9 項に規定する「書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」という条項に照らすと出席率は 100%となり、評議員会は適正に運営している。【資料 5-3-12】

中期経営計画における各事業計画アクションプランの進捗状況のチェックにあたっては、担当者が作成した事業計画アクションプラン進捗状況報告書を、本学に設置する九州女子大学・九州女子短期大学中期計画部会（以下「中期計画部会」と記す。）において審議し、その内容は各設置校の事務局長等がメンバーとして参画している福原学園中期経営計画委員会において審議したうえで経営戦略会議に上程される。

このように本学と法人との間で相互チェックを行う仕組みを整備することにより、福原学園のミッションと本学のビジョンの実現に向けたより強固な取り組みを可能としている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-9】 学校法人福原学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-10】 福原学園監事監査規則

【資料 5-3-11】 学校法人福原学園寄附行為施行細則

【資料 5-3-12】 令和 5 年度評議員名簿【資料 F-10】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、法人と大学間ならびに経営と教学間のコミュニケーションが図られており、今後も、社会からの要請・情勢の変化に対応できるように十分な協議と意見交換が行えるように努める。さらに、平成 29（2017）年度より常勤監事を配置しており、今後も監事が適正に活動を継続できるように、職務執行の支援体制の維持に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

福原学園の本格的な中期財政計画の策定は、平成 21（2009）年度に策定した 4 ヶ年（平成 22（2010）年度～平成 25（2013）年度）にわたる第 1 次中期財政計画が最初である。その後、第 2 次中期財政計画、第 3 次中期経営計画へと続いている。令和 5（2023）年度をもって終了した第 3 次中期経営計画では、財務上の数値目標を達成している。現在は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 ヶ年にわたる福原学園第 4 次中期経営計画の初年度を開始したところである。

この計画では、建学の精神に基づいた教育活動を行うために第 3 次中期経営計画における成果指標を掲げた取り組みを基本的に継承している。また、収支計画については、最終年度における目標達成のための具体的計画を策定するとともに、事業活動収支における経常収支が収入超過となる体質の構築を目指し、設置校別に年度ごとの収支計画を明示し、適切な財政基盤の安定化に取り組んでいる。【資料 5-4-1～6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人福原学園令和 5 年度事業計画【資料 F-6】と同じ

【資料 5-4-2】 2024 年度計算書類

【資料 5-4-3】 福原学園第 2 次中期財政計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【資料 5-4-4】 福原学園第 3 次中期経営計画（2019 年度～2023 年度）

【資料 5-4-5】 福原学園第 4 次中期経営計画（令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度）

【資料 5-4-6】 5 ヶ年連続事業活動収支推移表（R 元年度～R5 年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

福原学園が、社会に対して建学の精神に沿った教育事業を永続的に提供していくためには、健全な収支バランスの確保とそれを基礎として安定した財務基盤の確立を図ることが必要不可欠である。令和 3（2021）年度および令和 4（2022）年度は、経常収支差額比率はそれぞれ 0.06%、0.18%であり、事業計画アクションプランの成果指標【資料 5-4-4】目標値の△5.8%、△3.8%を上回り収支バランスは保たれていたが、令和 5（2023）年度は△6.21%となり、目標値の△2.4%を下回った。

表 5-4-1 本学の経常収支の推移表（過去 3 年間） 単位：百万円

	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
教育活動収入の部計	1,656	1,694	1,602
教育活動支出の部計	1,643	1,680	1,692
教育活動収支差額	13	14	△90
教育活動収支差額比率	0.8%	0.8%	△5.6%
教育活動外収入の部計	2	2	2
教育活動外支出の部計	13	13	12
教育活動外収支差額	△11	△11	△10

経常収入	1,658	1,696	1,603
経常支出	1,656	1,693	1,702
経常収支差額	1	3	△99
経常収支差額比率	0.06%	0.18%	△6.21%

令和5(2023)年度経常収支差額比率が悪化している要因は、令和4(2022)年度までの入学者が増加傾向にあったため学納金収入および補助金収入が増加していたが、令和5(2023)年度は入学定員充足率が目標値(100%)を約10%下回ったことや減価償却額(教育)が増加したためである。【表5-4-2】

表5-4-2 本学の学納金収入・補助金収入・減価償却額の推移表(過去3年間)単位:百万円

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
学納金収入	1,336	1,371	1,300
補助金収入	252	279	245
減価償却額(教育)	358	346	364

次に本学の収支状況に続いて、他の設置校を含む法人全体の現状と推移を【表5-4-3】に示す。第3次中期経営計画の最終年度にあたる令和5(2023)年度において、経常収支差額比率は4.1%という結果である。事業計画アクションプランの成果指標として【資料5-4-5】目標値は0.65%であったため、計画を上回り、適正な財政運営を実現することができている。また、この令和3(2021)年度までは第三次福原学園教育研究施設設備計画に基づき、他の設置校において教育活動の環境整備として、福原学園キャンパス内の大規模改修工事を行う計画であったため、支出超過はやむを得ないものとして計画し、大規模改修工事が終了する令和4(2022)年度以降に収入超過を見込んでいたが、入学者および補助金の増加により一年前倒しとなり、3年連続で収入超過に転じた。

表5-4-3 法人全体の経常収支の推移表(過去3年間) 単位:百万円

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
教育活動収入の部計	7,308	7,606	7,388
教育活動支出の部計	6,952	7,229	7,076
教育活動収支差額	356	376	312
教育活動収支差額比率	4.9%	4.9%	4.2%
教育活動外収入の部計	7	6	6
教育活動外支出の部計	17	16	15
教育活動外収支差額	△10	△10	△9
経常収入	7,315	7,612	7,394
経常支出	6,970	7,246	7,091
経常収支差額	345	366	303
経常収支差額比率	4.7%	4.8%	4.1%

さらに、本学の財政基盤をより強固にするために、補助金および寄付金等の外部資金の確保についても積極的な取り組みを継続している。また、学長裁量経費として、学内の教育改革、研究や学修環境の整備等に措置できる予算を確保し、政策的計画の予算配分が適切に行われている。

競争的資金の導入は積極的に推進しており、文部科学省科学研究費補助金については、令和3(2021)年度9件(9,645千円)、令和4(2022)年度8件(7,280千円)、令和5(2023)年度11件(8,310千円)が採択されている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

令和5(2023)年度は、法人全体の収支は収入超過となったが、今後とも入学生確保の努力を継続し学生・生徒数の増加に努め、学納金収入の増収を図り、経常収支の均衡を維持していく。

予算編成においては基本方針に沿って策定し、収支バランスを考慮し財政基盤の強化に努める。さらに、「年度計画」「年度アクションプラン」を策定し、年度ごとに進捗管理を行っていき、計画実現のためのPDCAサイクルを確立させ、見直し、改善に向けた取り組みを継続していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

福原学園の予算編成および予算執行に関することは「福原学園予算管理規程」に定め、経理処理に関することは「福原学園経理規則」および「福原学園経理規則施行規程」に定めている。法人および本学の予算編成および予算執行ならびに経理処理に関することは、これらの規則、規程に基づき適正に実行している。

以下、主要な枠組みについて現状を述べることにする。【資料5-5-1~3】

(a) 予算科目は枠配分方式と個別査定に大別され、さらにそれぞれ14項目または6項目の事業目的科目別に細分化されている。

(b) 予算編成方針は、予算責任者(法人事務局長)が理事長の意向に基づき編成日程、注意事項とともに各所属に通知する。

- (c) 各所属の予算責任者（大学では事務局長）は、予算部署（学部・科・課等）からの予算要求を聴取・整理のうえ、所属予算原案を作成し、学長の承認を経て法人の予算責任者（法人事務局長）に提出する。
- (d) 理事長指名理事および予算責任者（法人事務局長）は、各所属からの予算原案を聴取して、枠配分予算要求に対しては予算枠総額の妥当性を査定し、個別査定方式の予算要求に対しては内容を逐一聴取し、必要に応じて実地視察を実施したうえで査定し、所属予算を総合して法人としての予算原案を作成して、理事長の承認を得る。
- (e) 予算編成時に予測できなかった事由により、予算の追加、科目の変更などが生じる場合、補正予算を編成している。
- (f) 予算の執行手続きはすべて予算を管理する課・室等の予算部署が起案する支出稟議書によって執行が開始される。
- (g) 支出稟議書の決裁権限は、「福原学園専決規則」において支出予定額と職位の組み合わせによって定められている。
- (h) 金銭の支払いは、所属総務課で作成した会計伝票に決裁権者の決裁を受けた支出稟議書を添付して法人事務局経理課に回付し、法人事務局経理課長の承認を得て実行している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 福原学園予算管理規程

【資料 5-5-2】 福原学園経理規則

【資料 5-5-3】 福原学園経理規則施行規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく外部監査は毎年度受けている。この監査は、公益法人および学校法人に特化した監査法人によって、年間 27 日程度、延べ人員約 100 人体制で実施されており適切である。本法人の監事は寄附行為施行細則に基づき、2 人のうち 1 人は弁護士である。財産状況の監査については、監事は監査法人との監査方針を事前に聴取するほか、決算終了時に監査手続き実施結果と問題点を監査法人と協議する。

また、業務の監査は、おおむね毎月開催される理事会で審議状況・決議事項を把握し、「事業報告」の内容を監査している。なお、予算執行の進捗状況については、各理事・監事は理事会ごとに報告される「月次収支報告書」によって把握している。

内部監査については、「福原学園組織規則」において内部監査室を設置して内部監査室長を配置し「内部監査規程」を整備している。また、平成 29（2017）年度から監事 2 人のうち 1 人を常勤化し、「福原学園監事監査規則」を策定した。【資料 5-5-4～9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-4】 月次収支報告書

【資料 5-5-5】 九州女子大学ホームページ

(学校法人福原学園令和 5 (2023) 年度決算概要)

【資料 5-5-6】 2023 (令和 5) 年度監査報告書【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-7】 福原学園組織規則

【資料 5-5-8】 内部監査規程

【資料 5-5-9】 福原学園監事監査規則

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本法人の会計処理については、今後も規則等に基づいて適正に実施する。会計監査についても、これまで以上に監事および監査法人との連携を深め監査業務を厳正に執行していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性については、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、経営の規律ならびに組織倫理を重んじるとともに、質の保証を担保するための関係法令を遵守しながら、ガバナンスの強化およびマネジメント機能の強化を図り適切に運営している。理事会の機能は、戦略的意思決定ができる体制ならびにそれを補佐する組織を整備し、適切に機能している。

本学の意味決定の権限と責任については、学長が全ての校務に関する責任者としての最終決定権ならびに教職員に対する指揮監督権を有することを大学学則ならびに大学院学則において明確にし、そのリーダーシップを最大限に発揮するための管理運営体制を整備し、適切に機能している。

管理部門と教学部門との意思疎通と連携については、円滑かつ迅速に行うための組織を寄附行為に基づいて明確に定め、適切に機能している。ガバナンスは、寄附行為に基づき、教職員および外部の学識経験者や有識者が評議員に選出されて相互チェックを行い、また、各種委員会において教職員からの情報や提案を活かす仕組みを整備し、適切に機能している。

業務執行体制の機能性については、法人事務組織等との権限および責任の分掌を明確にし、適切に機能している。また、事務職員の資質・能力向上の組織的な取り組みも実施している。

財務基盤と収支については、第 4 次中期経営計画に基づき財務運営方針を明確にし、入学定員の確保を含め、学納金収入および補助金収入の増額を図るとともに、安定した財務基盤の確立を目標に、適切に運営している。会計については、学校法人会計基準および福原学園経理規則に基づき、会計処理を適正に実施している。監査については、監査法人に

よる外部監査および常勤監事による日常的監査ならびに内部監査規程に基づく内部監査室による監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割については、まず「内部質保証」の検証プロセスを適切に機能させるべく、平成 27（2015）年度より学長の権限および副学長の職務を明文化するとともに、これまでの教授会を機能別に、学部教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会および入学試験委員会の 4 つに再編し、責任の主体を明確にする運営体制とした。また、内部質保証のための恒常的組織として、「九州女子大学自己点検・評価実施規程」に基づき、九州女子大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」と記す。）を評議会のもとに置き、自己点検・評価活動を実施するとともに、毎年度、自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検評価にあたっては、教育研究および大学運営全般について自主的・自律的に点検評価し、毎年度の自己点検・評価報告書に反映させ継続的な改善に取り組む。自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会において作成後、評議会の承認を経て、学長が決定している。【資料 6-1-1】

一方、福原学園中期経営計画委員会のもと、各設置校が専門部会として中期計画部会を設置し、この中期計画部会において中期計画の具体的施策実施計画を策定したうえで、計画の達成に向けた PDCA サイクルの検証を自主的・自律的に行っている。中期計画部会の取り組みについては、年度ごとの事業計画および事業計画アクションプランを作成し、これに基づいた事業報告書および事業計画アクションプラン実績報告一覧表を作成して現状の改善を行っている。また、本学の中期計画部会の委員は評議会委員が兼ねる構成としており、事業案件については、中期計画部会の審議を経て学長が決定し、福原学園中期経営計画委員会で福原学園全体の事業案件について審議を行う。福原学園中期経営計画委員会の承認後は、経営戦略会議の審議を経て、理事会において決定している。

上述の審議を経て中期計画の決定の後には、福原学園のホームページをはじめ、各設置校のホームページにも掲載し、福原学園内外に公表している。

以上のように、本学の内部質保証のための取り組みは、自己点検・評価委員会と中期計画部会の両輪による検討体制で実施しており、中期経営計画の事業内容を踏まえ、大学機関別認証評価の評価基準をもとに、取り組んだ内容や成果について、点検・評価活動を推進している。【資料 6-1-2, 3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】九州女子大学自己点検・評価実施規程

【資料 6-1-2】学校法人福原学園令和 6 年度事業計画【資料 F-6】と同じ

【資料 6-1-3】学校法人福原学園令和 5 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に沿って、今後も本学の教職員が目標を共有し、継続して自己点検・評価し課題を解決していく。さらに、令和元（2019）年度から第3次中期経営計画として中期計画と財政計画を一体的に捉え、令和5（2023）年度までの毎年度、事業計画に基づくアクションプランを設定し組織的に改革を進めてきた実績を踏まえ、令和6（2024）年度以降は、新たに5ヵ年計画で策定した第4次中期経営計画を遂行する。

今後とも、本学の業務・事業の進捗管理にPDCAサイクルによる検証を自主的・自律的に行い、教育の質保証と中期計画を踏まえた大学全体の質保証の確保に努める。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学ではすべての各種委員会の審議事項は、評議会で審議する仕組みを構築しており、全学的な内部質保証システムの適切性・有効性の検証を評議会において担保している。令和5（2023）年度は評議会を23回開催し、各種の取り組みについて、その適切性、有効性を検証した。また、内部質保証に係るすべての教育研究活動について、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会において点検・評価を行っている。

その根拠となる主なものは、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会においてまとめられた自己点検・評価報告書および事業計画アクションプラン実績報告一覧表である。評議会は、これらの根拠資料を含め本学の諸活動の実施状況を確認することにより、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価している。

また、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるべく、令和5（2023）年度第1回教育懇談会（令和5（2023）年8月開催）において、外部有識者に対し、本学における3つの方針に基づく教育活動の概要ならびに本学のガバナンス・コードの遵守項目とその状況について報告のうえ、点検・評価を行った。

(a) 九州女子大学・九州女子短期大学の三つのポリシーに基づく教育活動について

① 九州女子大学の改組について（教育課程編成・実施の方針（CP））

② 九州女子短期大学の教育活動について（教育課程編成・実施の方針（CP））

③ 本学における三つのポリシーについて

④ 入学者受入れの方針（AP）について

⑤ 卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）について

(b) ガバナンス・コードの適合（遵守）状況について

外部委員から徴した意見については、経営協議会へ上程しており、本学の自己点検評価活動として役立てている。【資料 6-2-1~4】

平成 18（2006）年度以降、福原学園ファクトブックを毎年度作成し、「Ⅰ. 教育研究上の基本組織」「Ⅱ. 教員等組織、教員数、職員数」「Ⅲ. 入学者数、学生数、卒業者数および進学・就職状況」「Ⅳ. 授業料、入学料等」「Ⅴ. 学生の修学、心身の健康等に係る支援」「Ⅵ. 教育・研究」「Ⅶ. 広報」「Ⅷ. 財政」「Ⅸ. 施設・設備」の項目について5月1日現在のデータを集積し、教職員に配付し活用している。さらに、同書に平成 27（2015）年度より中期計画に基づく当該年度の事業計画概要の項目を追加した。【資料 6-2-5】

また、「福原学園事業計画」、「九州女子大学令和 6 年度事業計画アクションプラン」、「福原学園事業報告書」、「令和 5 年度九州女子大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表」を作成した。【資料 6-2-6~8】

なお、自己点検・評価報告書、事業計画および事業報告は、本学ホームページの「情報開示」で公表している。【資料 6-2-9~11】

九州女子大学事業計画アクションプランおよび九州女子大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表は、教職員が福原学園のホームページで閲覧できるようにしている。このように自己点検・評価の実施結果については、すべての教職員が情報を共有できる体制を整えている。

さらに、授業フィードバック・アンケートについては、集計後、教育職員にフィードバックするとともに、学生に対しては冊子にまとめたものを図書館内に設置し公表している。【資料 6-2-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-1】九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会要項
- 【資料 6-2-2】令和 5 年度九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会議事録
- 【資料 6-2-3】2024 年度九州女子大学大学案内【資料 F-2】と同じ
- 【資料 6-2-4】九州女子大学ガバナンス・コード
- 【資料 6-2-5】令和 5 年度福原学園ファクトブック
- 【資料 6-2-6】学校法人福原学園令和 6 年度事業計画【資料 F-6】と同じ
- 【資料 6-2-7】学校法人福原学園令和 5 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ
- 【資料 6-2-8】令和 5 年度事業計画アクションプラン実績報告一覧表
- 【資料 6-2-9】九州女子大学ホームページ（自己点検・評価報告書）
- 【資料 6-2-10】九州女子大学ホームページ（事業計画）
- 【資料 6-2-11】九州女子大学ホームページ（事業報告）
- 【資料 6-2-12】令和 5 年度授業フィードバック・アンケート集計結果

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 推進委員会は、経営戦略会議のもとに福原学園 IR 委員会と連携し、自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行っている。IR 推進委員会は評議会のもとに設置し、事務局長、総務課長、教務課長、入試広報課長、キャリア支援課長のほか、学長が必要と

認められた者で構成しており、学内業務と兼務していることから、幅広く多角的に捉えながら活動を推進することができる。【資料 6-2-13】

また、本学では、平成 25（2013）年度より外部の標準化されたテスト（アセスメントテスト；学修到達度調査）を導入し、「GPS-Academic」（GPS：Global Proficiency Skills program）を利用し、学生の基礎学力等の検証や全国平均との比較検討などを通じて、客観的にデータを把握している。そのデータを集計および分析した報告書については、全教育職員を対象とした報告会を実施する等情報共有を行っている。【資料 6-2-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-13】九州女子大学・九州女子短期大学 IR 推進委員会要項

【資料 6-2-14】2023 年度 GPS-Academic レポート「アセスメント結果からみる九州女子大学家政学部・人間科学部の特徴」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 推進委員会の活動をさらに推進し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について福原学園全体で連携し、評価体制の強化を図る。また、自己点検・評価の結果は、今後も継続して学内で共有し、学外へ公表する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価委員会を中心として内部質保証に関する活動を行い、最終的には本学の最高議決機関である評議会において審議・決定する体制を整備している。

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿って各部署が実施した内容を集約し、自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会に続き、評議会にて審議した後、教職員に意見聴取し、改めて、評議会にて審議し確定している。自己点検・評価報告書を作成のうえ、学内で実施した取り組み内容およびその点検・評価等の結果を公表し、授業改善や各種自己改革に役立てている。

また、自己点検・評価の両輪である中期計画部会は、学長、学長特別補佐に加え、各学部長、共通教育センター所長ならびに部局の長、課長等で構成し、点検・評価を行って

る。【資料 6-3-1~4】

教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針の流れは次のとおりである。

まず、本学の中期計画部会において次年度事業計画および事業計画アクションプランが作成され、審議・決定のうえ、福原学園中期経営計画委員会を通して最終的に理事会に提出される（P：教育の企画・設計）。

その後、理事会で承認された事業計画および事業計画アクションプランは、中期計画部会を通じて各部局（学部・学科および事務局）によって実施される（D：運用）。当該年度の10月には中期計画部会において事業計画アクションプランの進捗報告を行い、執行状況のとりまとめと評価を実施（C：検証）したうえで、年度末から翌年度4月にかけて、事業計画アクションプランの実績報告を行い、必要に応じて各部局に改善を要請する（A：改善）。

このように本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会と中期計画部会を中核とし、各部局と連携を図りながらPDCAサイクルが効率的に機能する体制を構築している。

本学における内部質保証システム（PDCAサイクル）は図6-3-1に示すとおりである。

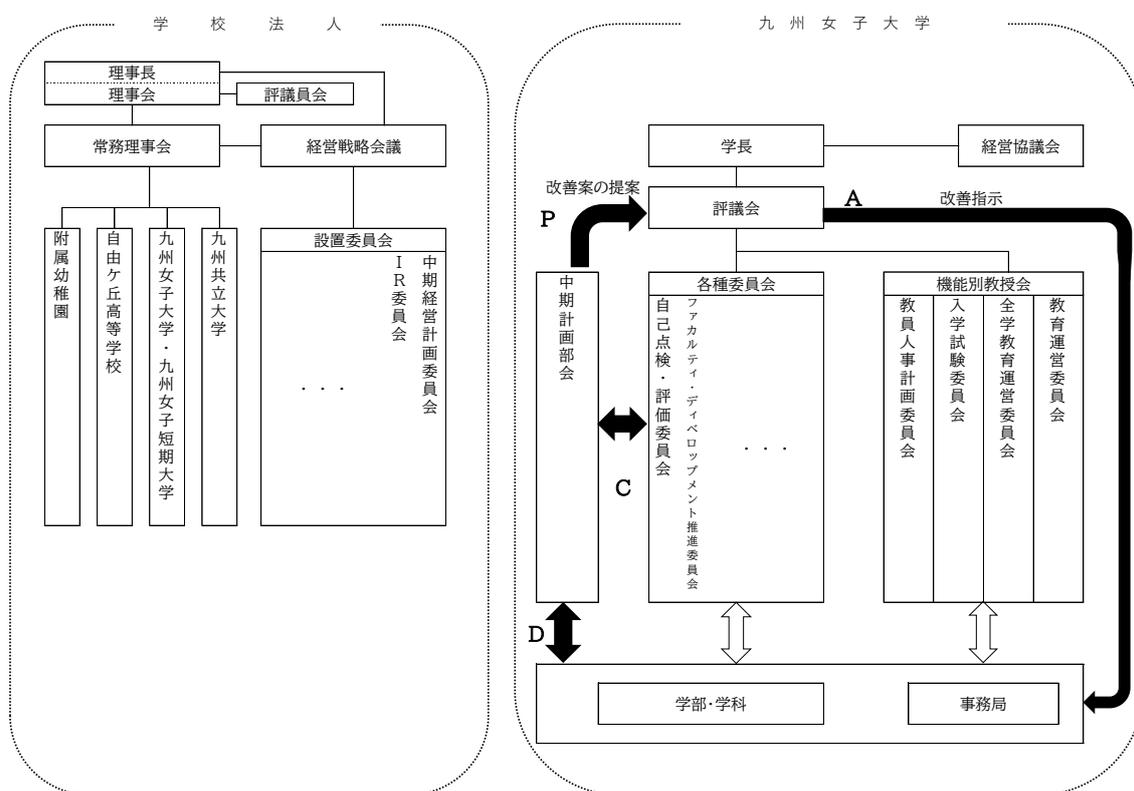


図 6-3-1 本学における内部質保証システム（PDCA サイクル）模式図

本学の入学者受入れの方針（AP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、卒業（修了）認定・学位授与の方針（DP）は、大学、学部、学科の理念・目的に基づいて、平成 23（2011）年 4月に策定した。平成 26（2014）年度には、教育課程の体系化が俯瞰できるカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングを作成し、平成 27（2015）年度には各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）を改編し、平成 28（2016）年度には、各学科・

専攻の卒業認定・学位授与の方針（DP）をはじめ、教育課程編成・実施の方針（CP）および入学者受入れの方針（AP）について、有機的な繋がりを持つように一体的に見直した。

この三つのポリシー（DP・CP・AP）を踏まえ、令和 5（2023）年度入学生向けのカリキュラムフローチャートの学生配付と Web 公開を行った。今後も、三つのポリシー（DP・CP・AP）については、常に検証と見直しを継続し実施する。【資料 6-3-5】

また、研究業績の蓄積を推進するため、平成 27（2015）年度からは、全教育職員に授業担当科目と関連させた研究計画書、研究実績報告書の提出を義務付け、その内容を学部教育運営委員会で審議する体制を構築した。毎年度 5 月に開催される学部教育運営委員会では、学部の教育職員の研究計画書、研究実績報告書についての点検・評価を行っている。

【資料 6-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 令和 5 年度福原学園ファクトブック

【資料 6-3-2】 学校法人福原学園令和 5 年度事業報告書【資料 F-7】と同じ

【資料 6-3-3】 令和 5 年度事業計画アクションプラン実績報告一覧表

【資料 6-3-4】 九州女子大学自己点検・評価実施規程

【資料 6-3-5】 九州女子大学ホームページ

（三つのポリシー）（カリキュラムフローチャート）

【資料 6-3-6】 令和 5 年度教育職員研究計画書及び令和 3 年度教育職員研究実績報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学における自己点検・評価に係る取り組みや、アンケート調査結果等については、機会をとらえて教職員間で共通認識をさらに醸成していく。また、今後も教務部を中心に三つのポリシー（DP・CP・AP）の検証を行い、教育改革に即した改善を進める。

【基準 6 の自己評価】

本学は、学生や地域社会にとって魅力ある大学となるように日々努めている。また、学生に対して本学の使命・理念に則った教育の質を保証するため、教職員が一体となって常に PDCA サイクルを適切に機能させ、自己点検・評価に基づいた大学改革・教育改革を継続させている。

平成 27（2015）年 6 月には福原学園経営企画本部 IR 推進室を設置しており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について、福原学園全体で連携し評価体制の強化を図るとともに、平成 28（2016）年度には、九州女子大学 IR 推進委員会を設置し、同室と連携して、教育改善に係る情報の収集・分析を行い学内に情報を提供しており、分析された結果は、評議会および教育運営委員会に情報提供するとともに、本学の取り組みに活用している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携・社会貢献

A-1. 大学の資源・人材的資源の社会への提供

A-1-① 社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

A-1-② 学外組織との適切な連携体制

A-1-③ 社会連携・社会貢献に関する活動の推進

A-1-④ 教育研究活動の推進

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学は、「地域に根差した実践教育を展開する大学」として、教育・研究を地域社会の発展に資することを目的として、平成 27（2015）年 6 月に地域教育実践研究センター（以下「地域センター」と記す。）を設置した。地域センターでは、以下の 3 つの柱を中心に地域連携事業を展開している。この 3 つの柱については、「地域連携事業報告書」で明示のうえ、配付するとともに Web サイトを通じて外部にも公開している。【資料 A-1-1】

社会連携・社会貢献に関する地域センターの方針を表 A-1-1 に示す。【資料 A-1-2】

表 A-1-1 社会連携・社会貢献に関する方針

<p>○社会連携・社会貢献に関する方針</p> <p>①学生の質保証の強化</p> <p>地域課題（ニーズ）と大学資源（シーズ）を把握し、地域の課題を解決するため、学生ボランティアの育成を実践するとともに、学生の実学的教育を実践する。また、学生自身の研究テーマを設定して臨地研究を行うことにより、学生の研究論文に繋げていく。</p> <p>②大学の教育・研究機能の活用</p> <p>地域課題の現状調査を行い、データを分析し、これに対応する教育プログラムを作成する。また、教員による地域への出前型講座等を学生ボランティアと実践し、事業評価を行う。将来的には、「地（知）の拠点」として地域（自治体・企業等）と地域課題を解決する補助事業や共同研究の実施も視野に入れる。</p> <p>③地域社会との共生</p> <p>本学と自治体が組織的・実質的に協力し、地域課題と大学資源のマッチングにより、地域と大学が必要と考える取り組みを実践することで、地域との共生を実現させる。</p>

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 令和 5 年度地域連携事業報告書

【資料 A-1-2】 九州女子大学ホームページ（地域教育実践研究センター）

A-1-② 学外組織との適切な連携体制

本学では、地域連携事業を推進するため、地域センターを設置し、その適正な管理運営を図るため、地域センター運営委員会を設置し、地域センター所長、地域センター副所長、教務部長、学生部長、事務局長、大学・短大の各学部等から学長が推薦する教育職員等で組織している。地域センターが窓口となり、学外組織と連携し、運営委員会において審議・報告のうえ、地域連携事業を推進している。【資料 A-1-3】

地域センターの取り組みについては、学外有識者による評価を行うことにより、自己点検・評価活動に反映させ、客観性・公平性を担保するため、外部評価機関として地域教育実践研究センター外部評価委員会（以下「外部評価委員会」と記す。）を設置している。

令和 5（2023）年度は、第 1 回外部評価委員会を令和 5（2023）年 9 月 28 日に開催し、令和 4（2022）年度の連携事業の実績報告と、令和 5（2023）年度の連携事業の進捗の共有・確認を行った。委員からは、本学の活動について高評価を得るとともに、芦屋町のキャラバン隊派遣および各公開講座、北九州商工会議所主催のインターンシップへの学生派遣、グリーンティーチャアの継続、おりちよこランドの継続等、各事業の継続・拡充について前向きな意見が出されている。また、第 2 回外部評価委員会を令和 6（2024）年 3 月 6 日に開催し、令和 5 年度の地域連携事業実績および、令和 6 年度における地域連携の事業計画について意見を徴し、事業実施の発展に役立てる。【資料 A-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-3】九州女子大学地域教育実践研究センター規程

【資料 A-1-4】令和 5 年度地域教育実践研究センター外部評価委員会資料

A-1-③ 社会連携・社会貢献に関する活動の推進

令和 5（2023）年度に推進した地域社会との連携事業は次のとおりである。【資料 A-1-5】

（a）芦屋町との包括的連携事業

芦屋町との包括的地域連携協定（平成 28（2016）年 3 月 29 日締結）に基づき、町民を対象とした公開講座および町の保育所・幼稚園における模擬保育を実施した。

令和 5（2023）年度は芦屋町にある複数の高齢者のサロンにおいて、全 4 回の公開講座を行った。講座では骨密度や握力の測定を行い、測定結果を踏まえ、高齢者が健康で長生きするための栄養について講義を行った。講義は大変好評で、また開催して欲しいという意見が多く聞かれた。

（b）水巻町との包括的連携事業

水巻町との包括的地域連携協定（平成 31（2019）年 4 月 17 日締結）に基づき、防災教室出前講座事業を実施した。

（c）北九州市との連携事業

北九州市との北九州市放課後児童クラブの振興に関する連携協定（平成 25（2013）年 9 月 1 日締結）に基づき、クラブ指導員を対象に併設大学である九州女子短期大学子ども健康学科教育職員による「幼年期の運動あそびから児童期のあそびを考える」をテー

マとした公開講座を実施した。

また、栄養学科では以下2点の連携事業に取り組んでいる。

㊸ 北九州市教育委員会との学校給食改善への取り組み

令和5(2023)年度は北九州市教育委員会と栄養学科が連携し、約3000人の小学生、中学生を対象に、北九州市の学校給食改善のためのアンケート調査の解析を行った。その結果、問題点も明らかになり市議会にて発表された。

また、北九州市教育委員会と共同で九州女子大学監修「なでしこハヤシライス」を開発し、令和6(2024)年5月に全市小・中学校へ提供する予定である。なお、このハヤシライスの主材料となるトマトは、響灘菜園(カゴメ株式会社)で廃棄されるトマトを利用しており、SDGsの取り組みの一環として行ったものである。

㊹ 北九州市の備蓄食品を使用した災害食レシピの開発

栄養学科は、北九州市の備蓄食品を使用して日常生活に災害食を取り入れる「ローリングストック法」を広げるためのレシピ開発を行っている。令和5(2023)年度は、避難生活での栄養上の問題点に対し、栄養学科の学生がカセットコンロ1つで簡単においしくアレンジし、不足する栄養素を乾燥野菜、スキムミルク、ツナ缶などで補った災害食レシピを開発した。西日本総合展示場で開催された「北九州市防災フェスタ」をはじめ、「八幡西区防災訓練」および「八幡西区防災のつどい」において、災害食レシピの発表をそれぞれ行い、試食の提供、レシピの配布等の活動を通して備蓄食品普及啓発へ貢献した。

(d) 折尾二三会(おりおふみのかい)との包括的連携事業

本学と折尾二三会は、令和元(2019)年度に人間生活学科の教育課程において、子ども職業体験イベント「おりちょこランド」の企画運営に共同で取り組んだ(令和元(2019)年10月22日開催)。この事業実績を踏まえ、本学と折尾二三会との包括的連携に関する協定(令和2(2020)年8月3日締結)に基づき、子ども職業体験イベント「おりちょこランド」へ生活デザイン学科の学生をボランティアとして派遣した。

(e) 味の素株式会社との包括的連携事業

味の素株式会社との包括的連携に関する協定(令和2(2020)年3月3日締結)の継続事業として、令和5(2023)年度は味の素(株)が開発したグルタミン酸測定用キットを用いて、福祉施設ひびき荘、産業医科大学および小倉記念病院の常食・腎臓食のグルタミン酸量について、それぞれ測定を行い、解析を試みた。これらのデータは、病院で提供する食事を少しでも美味しく提供するために活用すると共に、学術論文として発表する予定である。

(f) カゴメ株式会社および不二製油株式会社との包括的連携事業

カゴメ株式会社および不二製油株式会社と栄養学科の三者による包括的連携に関する協定(令和5(2023)年3月1日締結)に基づき、カゴメ株式会社から販売されている大豆シリアルを朝食として継続的に摂取することによる肌・髪・爪への影響、さらに精神面に及ぼす影響を検証し、その有用性を明らかにした。

(g) 株式会社えん・コミュニケーションズとの包括的連携事業

株式会社えん・コミュニケーションズとの包括的連携に関する協定（令和 2（2020）年 8 月 3 日締結）に基づき、共同で企業から提供される水産加工品（鯖の尾、明太子のガム子）および廃棄される部分を用いた一般消費者向け新商品開発事業を実施し、商品化実現のための企業との試食会を実施した。

(h) 株式会社セレブとの包括的連携事業

北九州市を拠点とする株式会社セレブとの包括的連携に関する協定（令和 4（2022）年締結）に基づき、令和 5（2023）年度は株式会社セレブの味噌を用いて、福岡県産のタケノコや、若松産のトマト、小倉牛などの地域の特産品を使った味噌漬け商品の開発を行った。

(i) インターンシップ推進事業

北九州市と地元大学との連携による文部科学省補助事業「地（知）の拠点による地域創生事業（COC+）」の文系インターンシップおよび（一社）九州インターンシップ推進協議会主催の短期仕事理解型インターンシップ、北九州市インターンシップ等を推進した。

(j) 学生ボランティア事業

本学は幼児教育者や学校教員等を目指す学生に現場経験を積ませるため、グリーンティーチャー等として、幼稚園・保育所、小学校、特別支援学校等へ学生を派遣している。また、ボランティアとして、公共図書館、病院施設等へ学生を派遣している。

(k) その他の地域連携諸事業

㊸ 「北九州市民カレッジ」における公開講座

「北九州市民カレッジ」は、北九州市（生涯学習総合センター）が主催で、市民に対して多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会を提供し、人材育成を図ることを目的に運営している講座群である。

令和 4（2022）年度は、高等教育機関提携コース前期講座で人間科学部教育職員による「文化を旅する午後」をテーマとした全 5 回の講座を開講した。また、「デジタル化の抱える課題と私たちの未来」をテーマとした全 6 回の大学連携リレー講座において、心理・文化学科教育職員による講座を開講した。また、令和 5（2023）年度、栄養学科では「若く美しく健康に老いる食生活」をテーマに各専門の教員による講座が 5 回開催した。講義に加え、骨密度、握力の測定、家庭の味噌汁の塩分測定、うま味体験や試食の提供を行い、より実践的に学べる内容としたため、活発な質疑応答がなされ大好評であった。

㊹ 「北九州ゆめみらいワーク」への出展

北九州市主催により「北九州ゆめみらいワーク」が開催されている。このイベントは、北九州地域の小中学生、高校生、大学生および保護者・教員等を対象に仕事や進学について考える機会を提供し、地元の魅力を伝えるキャリア育成事業である。

令和5(2023)年度は12月7日、8日の2日間で開催された。1日目は家政学部生活デザイン学科および栄養学科が、2日目は人間科学部人間発達学科発達学専攻および人間基礎学専攻が、併設大学の九州女子短期大学子ども健康学科とともに、ブースを出展した。

㉔ **ギラヴァンツ北九州 SDGs サッカークリニック**

ギラヴァンツ北九州とのパートナーシップ(令和3(2021)年6月11日締結)に基づき、北九州市、本学の設置法人である福原学園、ギラヴァンツ北九州主催の「SDGs サッカークリニック」を小・中学生を対象に開催した(令和5(2023)年8月27日は小学生向け、11月12日は中学生向け)。このプログラムの一つである栄養セミナーにおいて、栄養学科学生によるメニュー紹介と、栄養学科教育職員によるアスリートの栄養の摂り方についての講義を行った。

㉕ **ギラヴァンツ北九州のサッカー選手への栄養指導**

令和5(2023)年度は栄養指導前後の評価を行うことができ、選手の食事内容の改善がみられた。朝食の摂り方など問題点も明らかとなり、次年度の栄養指導に活かしていく。また、本活動は学生の実践的な教育の場にもなっている。

㉖ **ジビエカレーの商品開発と販売**

ギラヴァンツ北九州とのパートナーシップ(令和3(2021)年6月11日締結)の発展形として、令和5(2023)年度はギラヴァンツ北九州、豊前市および本学が共同して「ジビエカレー」を開発した。令和5(2023)年7月16日のギラヴァンツ北九州のミクニワールドスタジアムでのホームゲームで販売、さらに、豊前市の道の駅での販売を実施した。本学で開催されたキックオフイベントでは、NHK北九州や新聞社などのメディアに取り上げられ、大学の学生募集・広報活動につながった。

㉗ **地島わかめパッケージ開発および地島特産のつばき油、わかめを用いた製品の開発**

地島をPRするために人間生活学科の学生が地島の特産品である「地島天然わかめ」の新パッケージ作成を行った。また、栄養学科は令和5(2023)年度に宗像市との地域連携事業として、宗像市や地島の地域活性のために特産品である地島椿油や天然わかめ等を利用した商品開発を行った。開発した7品は(令和5(2023)年11月)「むなかた子ども大学の日」プロジェクトにおいて、地島小学校で学生と児童らが調理実習を行い、保護者や島民らに紹介した。

㉘ **大正袴の着付け活動と門司港レトロ地区の観光広報**

北九州市門司港レトロ課からの依頼により、「レトロなでしこ委員会」の活動として、人間生活学科の学生が年間を通して8回にわたり、関門海峡ミュージアムで観光者向け大正袴の着付け体験を行った。さらに、JR門司港駅より依頼をうけ、JR九州ウォークの広報役として、大正袴での受付や門司港レトロ地区の案内を行った。

㉙ **TGC北九州2023学生ボランティアの協力**

北九州市役所MICE・エンターテインメント課からの「TGC北九州2023」の開催に係る協力依頼があり、前日のダミーモデル業務と当日のフィッター業務を生活デザイン学科の学生が引き受けて参加した。本物のファッションショーに触れる機会を通して、自分たちが大学祭で披露するファッションショーにつなげることができた。

① 折尾イルミネーションイベントへの参加

折尾イルミネーション実行委員会及び協同組合折尾商連の主催で開催された折尾イルミネーションイベントにおいて、折尾駅前設置されたステージ企画の一つとして、生活デザイン学科の衣環境委員会がファッションショーを披露した。また、シンボルツリーの飾りつけやインスタスポットを設置し、撮影ポイントに合致したイルミネーション飾りつけ活動を行った。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-5】 令和 5 年度地域連携事業報告書

A-1-④ 教育研究活動の推進

令和 4(2022)年度に推進した近隣他大学との連携事業、研究に関する活動および SDGs (持続可能な国際目標) への取り組みについては次のとおりである。【資料 A-1-6】

(a) 近隣他大学との連携事業

北九州市内の大学等によるキャリア連携会議

北九州市内の大学等(本学、九州共立大学、北九州市立大学、九州国際大学、西南女学院大学、九州栄養福祉大学、九州工業大学、梅光学院大学、九州工業高等専門学校)によるキャリア連携会議が令和 2(2020)年度新たに設置された。

本会議は、令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により Web で 1 回開催され、定期的に新型コロナウイルス感染症に対する各大学の就職活動に関する対応、授業対応、企業への対応、インターンシップの対応、および就職内定状況等について情報交換しているが、令和 5(2023)年度については開催されなかった。

(b) 研究に関する活動

地域活性学会「第 13 回研究大会」における事例発表

本学の地域教育実践研究活動をさらに発展させるため、他大学等の地域連携事業に関する研究や事例の情報等を得ることを目的に、平成 28(2016)年度から地域活性学会の団体会員に加入している。令和 5(2023)年度は兵庫県豊岡市で開催され、本学教員が参加した。

(c) SDGs 推進事業

本学は、地域に根差した実践教育を展開する大学として、大学が持つ教育・研究に関する知的資源を地域へ還元し、一人でも多くの人々の生活に反映することにより、SDGs へ繋げる。A-1-③に掲げる事業実績のとおり、自治体等との連携事業を通じて、地域課題の解決、教育、栄養・健康に関する SDGs に取り組み、地域の活性化に貢献している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-6】 令和 5 年度地域連携事業報告書

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

本学の教育職員が、地方公共団体の専門委員会委員の委嘱を受け、それぞれの研究専門

分野において公共政策に関与している。いずれも社会や地域の要請に応えるもので、教育研究の還元の一つになっている。令和5(2023)年度の実績をみると、教育職員を中心に、特に教育分野、保育等福祉分野で地域行政に貢献している。

こうした委員活動の他に、自治体が主催する講演会、研修会などの講師、コーディネーターなど活動は多岐にわたり個々の要望に応じており、地方自治体等の政策形成や運営に寄与している。【資料 A-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-7】 令和5年度学外委員就任一覧表及び講師派遣一覧表

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

地域連携における組織的な整備、体制作りは、あくまでも地域連携を推進するための礎石であり、この体制の活用を深めることにより、これまで教職員個々の力に依存しがちであった社会貢献活動を組織力で充実させながら取り組んでいく。

また、学生が社会体験を積む機会としての地域連携活動を推進するため、各地域団体との連携協定締結をさらに進めるとともに地域ニーズとのマッチングを効率的に行うことにより、多くの学生が参加できる条件を整えていく。

具体的な中身としては、新たに策定した第4次中期経営計画に基づき、他大学との連携を推進するとともに、自治体・産業界との連携の維持強化を図りながら地域連携に関する研修、SDGs事業への取り組みを積極的に推進する。

特に、本学が位置する北九州市は、内閣府から、「SDGs未来都市」(全国29自治体)および「自治体SDGsモデル事業」(全国10事業)に選定されているため、持続可能な開発目標SDGsを踏まえた事業の推進に重点を置いていく。

【基準Aの自己評価】

北九州市や近隣の市町との連携事業を通して、地域課題(ニーズ)と大学資源(シーズ)を把握し、本学の持つ知的資源を最大限に活かしながら、行政や地域が抱える課題の解決に力を注ぎつつ、本学の建学の精神である学是「自律処行」に立脚した人間教育や社会貢献を教育現場や社会において実践することにより、具体的な教育効果を上げている。特に、社会性や実践力を身に付けた学生の育成等を行うことができている。